

396

12

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 30^{6m} 1 2 3 4 5

始



396

12

閣恩給局
主任

高橋周一郎著

恩給增額法詳解

附 恩給改正法規

東京

清水書店發行

396-12

高橋周一郎編

恩給増額法詳解

大正
9. 11. 13
内交
完

東京 清水書店 發行



恩給増額法詳解 附 恩給改正法規

叙

曩ニ内閣恩給局ニ在リテ、恩給總覽ノ編纂ニ
從事シタル以來、既ニ二星霜ヲ經タリ。其ノ間
數多ノ新令改正等アリタルニ加ヘ、今次ノ増
額法律ハ、受給者ノ全般ニ關スル、空前ノ大適
用ヲ見ルノ規定タルニ會セリ。茲ニ書肆ノ囑
ニ由リ、聊本法ノ義ヲ陳フルト共ニ、近時ノ法
規ヲ集録シ、以テ翻閱ニ便スル所アラムトス。

叙

大正九年九月

編者識

恩給増額法詳解目次

第一章	編述の要旨	一
第二章	増額の由來	三
第三章	増額の通則	八
第四章	文官の増額	一五
第五章	軍人の増額	二五
第六章	其他の増額	三一
第七章	増額の手續	三三
第八章	休職の給與	三八
第九章	恩給の將來	四〇

恩給増額法詳解

高橋周一郎 編述

第一章 編述の要旨

恩給増額法と謂ふは、大正九年七月三十一日、第十號を以て公
 布の、恩給扶助料等の増額に關する法律と、同年八月十九日公
 布の、勅令第二百七十八號、其他附屬の諸規定を、便宜の爲、總稱
 したるものである。抑恩給の類は、種種存在して、先づ官吏の
 恩給、其の公務起因傷病者の増加恩給、軍人の退職恩給、免除恩
 給、増加恩給、又學校職員巡查看守等の退隱料、増加退隱料等と、

是等一切の遺族の扶助料に至る迄、其性質に於ては、大體同様のもので、今回の法律は、總て其の増額を行ふことの規定である。尙其他にも類似の者は有るが、詳細は後に譲るとして、凡そ一時の給與、又は賞勳の趣旨に因るものでなく、苟も恩給の種類に屬する年金を、政府又は地方廳より受くる者は、殆ど其の適用に漏れないので、其數無慮三十萬人もあらふと想はれる。偕恩給は此の如く、種類も多く、範圍も廣い爲に、今回の増額法の規定も、單純でなく、自然込み入つた形も免れない様な譯で、其爲に、之を見る人より、一寸判り悪いといふ言を聞くことのあるのは、止むを得ない理合である。左れば此際、其増額の趣旨、方法、手續等の全體を、解し易く説明して、一般の便宜に資したならば、多數受領者の本意にも叶ひ、折角の法令も、效力

が普遍するであらふ、と考へたる折柄、恰も切なる勧めに遭つたので、遽かに秃筆を呵して、鉛槧に付することとした次第である。

第二章 増額の由來

恩給の増額は、實に近時朝野の懸案であつた。其の本來の給與は頗る少額で、殊に遺族の如きは、生計の資の一部にも足りないといふは、久しき前よりの聲であつたが、其上世界の大戰が發生して、物價は底止なき暴騰を極め、現職の俸給を受くる者でさへ、生活上多大の困難に遭遇する時節となつては、是等恩給受領者の狀況は、實際悲惨なる奈落に沈淪するに至つた

のである。そこで恩給増額の希望は隨處に起つて、帝國議會の開かるる度に、請願書は山と運ばれた、其の爲、軍人の分は、大正六年法律第六號を以て、從來の受領額に大體二割に當る増給を與へ、其他特に遺族等に増す所が有つたが、是は一つは、明治四十三年官吏増俸の結果、以後現役者の恩給が多額になり、又遺族の待遇も改善したのに對し、之れに均霑せしむる趣旨が有つたので、程度も無論其れに止り、又軍人以外には、何等恩典の及ぶものはなく、依然窮境に呻吟して居たのである。然るに益、物價は昂り、世事は辛く、到底受給者は生存に堪へられないといふ程の場合と爲つて、増額を要望する叫は、愈、高くなり、之が爲に期成同盟の會合なども出來て、熱心に之が貫徹の方法を講ずるにも至つた。抑國家が、多年一意文武の公務に

盡瘁せしめた老衰の退職者、又は非常の場合に身命を捧げしめた忠勤者遺族の類を、極端に生計が維持せられない、悲況に抛擲して置くとの理はない、受給者は敢然相當の要求を行ふ権利がある、而も此際現職者は、俸給の五割乃至倍額に近い手当を受けて、凌ぎを付けて居るから、生活の差支も生じまいが、恩給受領者は、全く其儘の有様だから、絶叫は無理であるまい、との論も出て、止むべからざる勢となつた。此かる折から政府は、現職者の臨時手当を増俸に組入るる計畫を行ふと同時に、第四十三回帝國議會(解散後の臨時會)に、現受恩給者ノ恩給等ノ増額ニ關スル法律案を、軍人恩給等ノ増額ニ關スル法律案と共に提出するに至つた、是は大正九年七月十三日の事である。

之を受けたる衆議院では、翌十四日第一讀會を開き、議長指名の十八名の特別委員に付託した。委員會では色色議論が生じた、先づ原案の現受恩給者に對する増額の率を見るに、上に厚く下に薄いは宜しいとして、其最多は文武官共に六割七分、最少は武官は二割其他六分前後に、相當す可き方法で規定せられて、(平均五割といふ説明だが其れに足らぬ様であつた)之を、同時に行はるる増俸後の文武官恩給の増額率に當る、最高十割平均七割に比ぶれば、大體三分の二以下に止まるもので、不權衡のみならず、現時の窮狀を救濟するに遙に不足であるとの説が熾になつて、委員中には聲淚共に下るの熱誠で最も修正を高唱したる老將軍の如きもあつた。そこで各政黨の所屬員から其修正案を提出して、二十日午前更に小委員會を開

いて、一致の修正を爲すに決した、其要旨は、新舊の等差並に文武の區別を存せず、一樣に増額を行ふ、其の爲金額が増し、本年度豫算上には缺陷を生ずるが、是は増給起算を、原案の大正九月四月より、三箇月繰下げて之を補ふとのことで、此主義に従て原案の二法を一つに纏めて修正し、恩給扶助料等ノ増額ニ關スル法律案」と改題して、委員會を通過した。即日午後本會議は、議事日程を變更して此報告を受け、直に第二讀會を開き、第三讀會を省略して可決し、貴族院に送付した。貴族院も早速二十五日に衆議院修正の通り可決し、同月三十一日裁可、直に法律第十號として公布になつて、茲に近時喧しかつた世論も、漸く一段落を告げたといふ由來である。是で自然、増額の趣旨も明瞭であらふ。

第三章 増額の通則

此法律第十號に依る増額計算の方法等は、文武官に因て異なるものがある故、夫々章を別にして説明致す積りであるが、爰に總ての増額に通ずる、一定の事柄があるので、先づ其れを掲載する。之を能く承知せられて、後に述ぶる、文官なり、武官なり、又は其他の事項に、何れも之を冠らせて、了解せられたいのである。

其第一は、増額を受くるは、如何様の現在者かと云ふことである、死亡者等に迄追給する譯でないから、其權利を有する時期等は有る可きである、假に此事を資格と名づける。其次は、何時より増給せらるるか、即起算である。又端數の計算法も通

則の一つである。最後には、給與手續の主眼たる、證書の事である。順に之を述べる。

一 資格

今回の増額を受くる資格を有する者は、大正九年七月三十一日現在に於て、恩給、軍人恩給、退隱料、扶助料又は之に準す可きものを、政府又は地方廳より受くる者、又は受くべき者である

(本法第一條第二條、第五條參照)。

受くる者と謂ふのは、右七月三十一日に於て、恩給證書に依て、現に是等の金額受領の權利を有して居る者のことである。故に七月三十日迄に、死亡其他權利消滅したる者は、支給は七月の全月分を受けても、三十一日に受くる者でない、従て増額

に與からない。又證書を受取つてから時日も少なく、未だ實際に金額の仕拂を受けない者でも、現に権利を有して居る者であるから、之を受くる者で、亦増額に與かるのである。

又七月三十一日に現に権利を有するが、未だ恩給證書を受取らない者がある。受くべき者と謂ふのは、即其れで、是は法律上既に受領の權ある額に、前項同様、本法に依る増額を、加給せらるるのである。只後章に記載の通り、交付せらるべき證書の取扱方が一寸變る爲に、區別しただけの事で、實質に於て、受くる者と何等の異りがない。

尙七月中に退官又は死亡したる者の恩給扶助料は、普通の法規に依り、翌八月より受くる者である爲、七月三十一日現在に於て、受け又は受くべき者でないかの様に見ゆるが、然し退官

又は死亡と同時に、本人又は遺族は、権利を有する者である故、亦受くべき者として、本法に依り増額せらるべきである。

大正九年八月一日以後に於て権利の生ずる者は、同時施行の増俸の結果にて、文官は恩給法規の計算上自然に、軍人は本法第二條に依り、何れも前よりも増額したる恩給を受け、又遺族は右恩給額又は本法に依り増加したる恩給額に基き、矢張増額したる扶助料、又は其轉給を受くるから、新舊同一に歸するは、勿論である。

恩給、軍人恩給、退隱料、扶助料に準ずべき者とは何であるかといふこと等は、後に夫々の所で記載する積であるから、爰には現在時期の通則だけを述べたのである。尤抽象的には、冒頭に云つた通り、一時の給與を受けたる者、又は勳章年金の類で

なく、恩給の性質ある年金ならば、其支辨の國庫と地方費とを問はず、之に當るのである。但し陸海軍大將、及年俸七千五百圓以上を受けたる文官、並其遺族だけは、本當の恩給ながら、今回の増額には、除外せられたのである。

二 起算

増額給與の起算は、本法附則第一項但書に依り、大正九年七月一日である。尤前節に述べた通り、同月三十日迄に死亡其の他權利消滅したる者は、増額を受くる資格がないから、七月分も從來の給與だけである。又七月一日以後に權利の發生したる者は、其の本來の支給を始むる日より、之に伴て増額せらるるのも、無論である。此くの通り故、増額仕拂の始期は、同年

十月渡に在る譯である。

三 端數

本法に依る加給金額を計算したる結果、圓位未滿の端數を生じたるときは、第六條に依り、之を一圓とする。是は普通の恩給法と變らない準則である。尙注意の點もあるが、次の文官増額の章下に述べる。

四 證書

今回の恩給更正に通じて、是迄に無い重要なる特異點がある、それは受給者の請求を俟たずに新證書を發行することである。凡そ恩給法の通則として、其權利の確定は、請求を要し、普

通七年内に之を請求せなければ、法律上其権利を抛棄したるものと推定せらるるのである。されば請求が無ければ、裁定も出來ず、從て證書の發行も不能である。尙是迄軍人に對し數回行はれたる恩給増額の法律には、夫々請求期限を規定せられてある。然るに今回は、法律上請求期限を付せられず、且閣令等に於て、請求なくして證書を發行することを明定せられたのである。思ふに是は、非常に多數の受給者で、普通の方法にては、容易に運び難く、又根本の権利は既に確定のものである故、此かる便法を採られたので、受給者支給者雙方の好都合と云ふべきであらふ。尙更正證書受領等の手續は、後に改めて記載することとし、是にて通則を了つたから、夫々の金額等の説明に移る手順とする。

第四章 文官の増額

爰に文官の増額と謂ふは、左記の官吏及待遇官の恩給、退隱料、扶助料等の増額を、總稱したるものである。

- 一 官吏恩給法に依る文官判任以上の者の恩給、増加恩給、及官吏遺族扶助法に依る右遺族の扶助料。
- 他の法令に基て右法律を適用するものも、亦同様である。

(以下同斷)

- 二 明治十七年達官吏恩給令に依る恩給、増加恩給、扶助料。
- 三 明治二十三年法律第九十號に依る市町村立及樺太廳立小學校教員、公立實業補習學校教員、公立幼稚園保姆の

退隠料、増加退隠料、扶助料。

四 同年法律第九十一號に依る府縣立師範學校長、公立學校及公立圖書館職員、朝鮮臺灣學校等及在外指定學校職員の同上。

五 巡查看守退隠料及遺族扶助料法に依る警部補、巡查看守等(陸海軍の監獄看守、陸軍警手、海軍警査、貴衆)の同上。
右一二及四と、三及五の一部の、國庫支辨の者は、當然本法第一條に依り、其他北海道地方費又は府縣より受くる者は、第五條に基き之を準用して、共に増額する。(第五條に掲ぐる皆前記に含む)但し七千五百圓以上の年俸に基く恩給等は、第一條但書に依り、増額の限りでない。

尚舊(明治十五年太政官達第四十一號)巡查看守給助例に依

る巡査及舊看守の退職給助、傷痍給助、死亡給助は、退隠料又は扶助料に準すべきもの故、本法第三條と右第五條とに基き、同様である。

是等恩給等の増額は、本法第一條に於て、勅令ノ定ムル所ニ依リ其ノ年額ニ其ノ十割以内ニ相當スル金額ヲ加ヘタルモノトスと規定せられた。即十割の範圍内に當るを要件として、勅令の規定に委任せられたのである。そこで其の勅令は、八月十九日に、第二百七十八號を以て公布せられた。其の第一條第一項に依れば、右恩給等は、其の年額算出の基礎と爲りたる俸給年額を、左の區分に依て増額し、此増加俸額に基て、年額を改算する次第である。

文官恩給等基礎俸給年額増加区分（便宜の爲に表の體裁等を變へ且假に表題及順號を加ふ）						
第一	六千五百圓を超え、七千五百圓未満の者。 五百圓を加ふ。（合計七千五百圓に止む）					
第二	五千五百圓を超え、六千五百圓迄の者。 七千圓とす。					
第三	三千圓を超え、五千五百圓迄の者。 千五百圓を加ふ。					
第四	千二百圓を超え、三千圓迄の者。 其の三十分の十三の額及二百圓を加ふ。					
第五	三百六十圓を超え、千二百圓迄の者。 其の五割の額、及百二十圓を加ふ。					
第六	三百圓を超え、三百六十圓迄の者。 三百圓を加ふ。					
第七	三百圓以下の者。 十割の額を加ふ。					

即右區分に從ひ、其の俸給年額を改め、是に就て原給與に係る年數相當（官吏恩給法第五條に規定の二百四十分）の額を算出したるものが、以後給與せらるる恩給又は退隱料の年額となる。從て扶助料は、其の額の三分の一又は二となるのである。

参考の爲、計算例を左に掲げる。

文官恩給増額計算例

(在官二十年、俸給年額二百四十分ノ六十五(圓位)扶助料ハ恩給三分ノ一)

増分	現受	同扶	月俸	年俸	同増	同合	更正	同扶	恩給	同割
第一乃至第四	一、八九六 一、六二五 一、〇〇三 六七八	六三二 五四二 三三五 二二三	!	七、〇〇〇 六、〇〇〇 三、七〇〇 二、五〇〇	五〇〇 (一、〇〇〇) 一、五〇〇 一、二八三	七、五〇〇 七、〇〇〇 五、二〇〇 三、七八三	二、〇三二 一、八九六 一、四〇九 一、〇二五	六七八 六三二 四七〇 三四二	一三六七 二七一 四〇六 三四七	三分 一分六分 四分 五分一分
第五	三二五 一六三 一三〇 一〇一	一〇九 五五 四四 三四	一〇〇 五〇 四〇 三一	一、二〇〇 六〇〇 四八〇 三七二	七二〇 四二〇 三六〇 三〇六	一、九二〇 一、〇二〇 八四〇 六七八	五二〇 二七七 二二八 一八四	一七四 九三 七六 六二	一九五六 一四六 九八七 八三八	六割 九分 五分 二分
第六	九八 八五	三三 二九	三〇 二六	三六〇 三一二	三〇〇 三〇〇	六六〇 六一二	一七九 一六六	六〇 五六	八一八 八一	二分 五分
第七	八二 四九	二八 一七	二五 一五	三〇〇 一八〇	三〇〇 一八〇	六〇〇 三六〇	一六三 九八	五五 三三	八十一 四九	十割 十割

警部補、巡查、看守等の退隠料は、其の俸給の年額に依らず、直に月俸額に基き算出するものである故、其の増額区分は、勅令第一條第二項に規定の通、前掲金額を十二分したるものを引き當てるのである。又舊給助例の年金は、俸給を基礎とせず、單に何圓と定められたるものである、是は其の次項に於て、右退隠料又は扶助料増額の方法に準じ、月俸額に基き之を算出することを規定せられてある、其の結果、法律規定の十割を超えて増すことのある如く見ゆる、是は十割に制限するものとすれば、同項に單に「前項ノ規定ニ準シ算出シタル金額」とあるべきでない、十割に止むる如き旨を附加すべきである、其の然らざるは、該年金額の大體より見て特に制限を爲さざる趣意と、解釋すべきものと思ふ。尙是等計算例を左に掲げる。

增加区分		現受	同助	勤年	月俸	同加	同計	更正	同助	退隠	同割
七	第	一五〇	五〇	三〇	三〇	二五	五五	二七五	九二	一二五	八割三分
六	第	一〇四	三五	二〇	二六	二五	五一	二〇四	六八	一〇〇	八割六分
五	第	二〇〇	六七	三〇	四〇	三〇	七〇	三五〇	一一七	一五〇	七割五分
四	第	二二五	七五	三〇	四五	三五	七七・五	三八八	一三〇	一六三	七割二分
三	第	二五〇	八四	三〇	五〇	三五	八五	四二五	一四二	一七五	七割
二	第	二八〇	九二	三〇	五五	三五	九〇	四七五	一五〇	二〇〇	七割五分
一	第	三〇〇	一〇〇	三〇	六〇	三五	一〇〇	五二五	一六〇	二二五	七割五分
七	第	三〇〇	三〇	一〇	一一	一五	二四	七二	四八	四二	四割
六	第	二五〇	二五	一〇	一一	一五	二〇	六〇	四〇	四〇	六割
五	第	二〇〇	二〇	一〇	一一	一五	一五	五〇	三〇	四〇	六割
四	第	一五〇	一五	一〇	一一	一五	一〇	四〇	三〇	四〇	六割
三	第	一〇〇	一〇	一〇	一一	一五	一〇	三〇	三〇	四〇	六割
二	第	五〇	五	一〇	一一	一五	一〇	二〇	三〇	四〇	六割
一	第	〇	〇	一〇	一一	一五	一〇	一〇	三〇	四〇	六割

警部補巡 退隠料等増額計算例 (勤続十年ハ俸給三箇月分、以上一年毎ニ) 查看守等 扶助料 勤年 月俸 同額増 同計額 更正 同助 退隠料 同割合

休職、非職、又は待命者の恩給等は、在職最終の俸給に依て算定する故、本法施行の際右様の者に就ては、亦之を増加せざるを得ない。是は本法第一條第二項に於て、勅令の定むる金額を加へたる額とする旨を規定せられ、勅令は第二條に、其加算區分等を掲げられた。其れは前掲の同條第一項の區分等と全く同様である。

上述の恩給増額の方法は、一寸複雑に見えるが、其の俸給額増加の區分は、恰も今回同時に施行の、現任者の増俸と同一方法で、從て其の受くる恩給と、同額に歸する譯である。是は帝國議會に於て、新舊の差別を設けなまいといふ主義の下に、法律案を修正したる精神に最も合致するものとして、此方法を採用されたる譯と想はれる。

尙右計算に就て、念の爲に言ひ添ゆるが、前に通則として、加給金額圓位未滿は、之を圓位に滿たしむることを掲げた。是は計算結局の恩給及扶助料の年額に就て採る方法で、前記の俸給改算の際には、適用しないことである。然し現任者の受くる増俸は、圓位未滿の金額は、矢張圓位に滿たしむることに、俸給令改正の附則に規定せられてあるから、其人が恩給を受くるとすれば、基礎俸給は其の滿たしたる額である、些事ながら平衡でない。されど本件勅令に其規定が無い以上は、滿たすべきものでないから、端數の儘で恩給を計算し、其結果の恩給及扶助料額に就て滿たすの外はない。

第五章 軍人の増額

本法第二條に依り増額せらるる軍人恩給、及第三條に依り之を準用せらるるものは、左の如くである。

- 一 軍人恩給法に依る退職恩給、免除恩給、増加恩給、扶助料。他の法律に基て同法に依るものも同様である。
- 二 明治十六年達陸軍恩給令、海軍恩給令に依る退職恩給、免除恩給(又退役恩給)、負傷増加恩給、扶助料。
- 三 明治九年達陸軍恩給令に依る傷痍恩給、扶助料。
- 四 明治八年達第四十八號に依る傷痍扶助料、家族扶助料。
- 五 同年達海軍退隱令に依る退隱料、帶傷扶助料、寡婦扶助料。

六 明治二十四年法律第四號に依る扶助料。
 七 廢病院法に依る親族の扶助料。
 右二以下の者は、既に大正六年法律第六號附則に依り、總て軍人恩給法規定の金額を受くるものである故、實際は、一と同様である。
 是等現在者は、以後の受領者と等しく、從來の規定金額に左の割合を以て加給せらるるのである。但し大將は増額せられない。又扶助料は、先づ軍人の服役年數相當の恩給額を改算し、其全額又は三分の二若くは一となるのである。

軍人恩給増加割合		<small>(便宜の爲に表の體裁を變へ且假に表題等を加ふ)</small>	
高等官一等	(中將級)	二	割
同 二等	(少將級)	三	割
同 三等	(大佐級)	四	割七分
同 四等	(中佐級)	五	割三分
同 五等	(少佐級)	五	割七分
同 六等	(大尉級)	六	割四分
同 七等	(中尉級)	七	割
同 八等	(少尉級)	七	割
判任官一等	(准士官)	七	割
判任官二等以下	(下士卒)	十	割

是も計算例を左に掲出する。

軍人恩給更正額計算例

階級	服役	退職、免除恩給及戦死扶助料		公死扶助料	普通扶助料
		舊額	新額		
少將級	三十五年	一、七六四	二、二九四	一、五三〇	七六五
中將級	四十年	二、一三六	二、五六四	一、七一〇	八五五
大佐級	三十五年	一、一八六	一、七四四	一、一六三	五八二
中佐級	二十五年	八八八	一、三五九	九〇六	四五三
少佐級	二十年	六二二	九七七	六五二	三二六
大尉級	十五年	三八四	六三〇	四二〇	二一〇
中尉級	十年	二七〇	四五九	三〇六	一五三
少尉級	五年	二一六	三六八	二四六	一二三
准士官	五年	一九二	三二七	二一八	一〇九
曹長級	三年	一一四	二二八	一五二	七六
軍曹級	三年	九六	一九二	一二八	六四
伍長級	一年	八四	一六八	一一二	五六
上等兵	一年	六六	一一三	八八	四四
中等兵	一年	六〇	一〇〇	八〇	四〇
下等兵	一年	五四	八八	七二	三六

爰に特記すべきは、従前の所謂名譽進級者である。是は戦役等に功勞の有つた將校下士卒が、現役を離れ又は召集解除の際、特に進級せしめられたるもので、其恩給は進級前の階等に依て給與せらるる規定であつたが、進級後の階等に依りたいとの事は、受給者多年の希望で、議會にも度々其の請願が出た。然るに右名譽進級の制は、大正九年勅令第百十七號を以て、廢止と共に、此際、右受給者又は其遺族に、進級に因る階等相應の恩給等を給することになつたのである。是は本法附則第二項の規定であるが、無論其の進階に、割増も伴ふから、今回増額中の特殊且最大なるものである。

前に一寸、大正六年法律第六號附則のことを載せたが、或は右附則に依る更正を受け得るに拘はらず、未だ其の請求書を差

出さざる人があるかも知れない。それは此際早く差出すが利益である。尤差出さずとも、本法第二條は、今後の金額は、軍人恩給法各表の金額に割増したるものとする旨の規定である故、更正額は同じであるべき譯だが、兎に角是迄の増給を抛棄するにも及ぶまいと思ふ。

尙本年八月一日以後に於て、軍人恩給を受くべき事由の生じたる者は、本條の、軍人恩給法の金額表の全部に前掲の割合の額を加ふる旨の規定に依て、恩給、扶助料、賑恤金、給助金共、總て割増の額を受くるのである。

第六章 其他の増額

文官の外執達吏は、明治二十三年法律第五十一號執達吏規則第二十一條に依り、官吏恩給法に照し恩給を受くる者である故、是亦本法第一條に依り、其の増額を受くべきである。元來此恩給の計算は、同條規定の通、第十九條の手續料額（一年間の収入は少きときは）を俸給額と看做して算定するので、多年其の所定額百八十圓を基礎として、給與せられたのである。然るに近時の世狀に由り、大正八年法律第四十號を以て、其額を二倍半の四百五十圓に改正し、同年六月より施行せられ、從て其後の退職者は、之に基て恩給を受けたのである。されば今又此恩給を、文官と同一の方法で改算するならば、文官に比して厚

きに失することになる。依て之に關しては、大正九年八月二十七日公布の勅令第三百二十三號を以て、六百圓を俸給年額と看做して恩給を算出するとの特例を設けられた。尤元の百八十圓當時に退職して、恩給を受けたる者は、前に掲出したる勅令に依て、文官同様其の十割増を基礎として、之を改算せらるるのである。

政府の文官の外に、宮内官がある。是は勿論宮内省の規定に係る者で、法律の關する所でない。法律の趣旨に準じ増額せらるるならば、皇室令で定めらるる譯だが、本書編了の際は、未だ其の公布を見ない。

又地方吏員の、府縣制郡制市制町村制等に基て、地方の經濟より給與せらるる、退隱料及遺族扶助料もあるが、是も本法規

の範圍内でない。夫夫其の地方の適宜である。

尙朝鮮軍人及朝鮮軍人遺族扶助令に依り給せらるる、服役年金及傷病年金がある。是は其の性質に於ては、軍人恩給に準ずべきものであるが、本法は朝鮮に施行することを定められない故、是等朝鮮人は、第三條に依ることを得ない。然し何れ勅令を以て、相當の規定を設けらるるのであらふと察する。

第七章 増額の手續

増額手續の要點は、更正證書の交付に在る。其の更正證書は、常套を破つて、請求を俟たずに發行せらるることは、前に掲げたる通りである。本章には其の證書の交付及其他の手續に付て、委細説述する。

先づ本法の施行手續は、左の區別の如く定められたる次第である。

大正九年八月十九日閣令第八號。

大正九年法律第十號施行手續。是は左に關する。

(甲) 内閣總理大臣管掌 文官、軍人の恩給、扶助料、執達吏恩給。

内閣恩給局長管掌 國庫支辨の巡査、看守等の退隱料、扶助料。

同月二十一日文部省令第二十號。
前同名。左に關する。

(乙) 文部大臣管掌 公立學校職員等の退隱料、扶助料。
(丙) 地方長官管掌 小學校教員等の退隱料、扶助料。

同月二十六日内務省令第二十六號。

大正九年法律第十號施行規程。左に關する。

(丁) 地方長官管掌 地方經濟支辨の警部補、巡査の退隱料、扶助料、舊巡査看守の給助年金。

是等を總括して左に説明する。

一 請求なくして更正證書を發行することは、各令一樣であるが、甲乙丙は、大正九年七月三十一日以前の日附ある證書に依り給せらるるものに付て、此く扱ひ、丁は該令施行即同年八月二十六日以前の日附ある證書に依り支給を爲すものに付て、然るのである。

二 其後裁定せらるるもの、即七月三十一日現在に於て恩給等を受くべき者は、總て従前の例に依る證書に代へ、更正年

額及従前の年額を表示したる證書を發行する、是は勿論普通の請求に基くもので、従て普通の手續で交付する。以下交付等の事項は、之を除いたるものである。

三 更正證書の交付は、相當の日子を要するが、其れ迄は、甲乙丙は、更正支給額票なるものを、管掌廳に於て調製し、之を貼付したる従前の證書に依り、更正年額を給するのである。更正支給額票は、約縦三寸横四寸の小紙片で、證書番號、更正年額、更正一期額、官職、氏名、及注意を掲載し、調製廳の捺印がある。

本票は、甲乙は爲替貯金局を経て(以下貯經と略記、郵便局は郵と略記)丙は居住地の市區町村長又は之に準ずべき者を経て(以下居經と略記)受給權者に交付する。

本票を亡失毀損し、其他之に準すべきときは、利害關係者の請求(居經)に因り、管掌廳は更に之を交付する。

従前の證書を亡失等の事由で、現に所持しない人は、普通の手續で、早く證書謄本の交付を受けて置くが宜しい。

丁は更正支給額票調製の事は無い、是は各地方毎に、數も少く、早速更正證書を交付し得る爲であらふ。

四 更正證書は、軍人恩給又は之に準すべきものにては、陸軍省又は海軍省を經由し、其他は管掌廳より(貯經)受給權者に交付する。(丁は居經を要せば、其地方にて定める)

五 更正證書の交付には、交付請求書の提出を要する、それは居住地の市區町村長又は之に準すべき官公署より、其地域の居住者たることの奥書證印を受け、戸籍抄本(扶助料)を添

へ、甲乙は爲替貯金局(郵經、但現支給局又は新に支給を)、丙丁は地方長官に提出する。

右甲乙の提出期限は遞信大臣が定める。追て公布も有らふ、其の期限を過ぎたるときは、管掌廳に提出する(郵經)。退隱料を受け又は受くべき者にて、再就職の者は、現給料額を、乙は爲替貯金局、丙は地方長官に届出を要する。

六 更正證書が交付になれば、舊證書は其效力を失ふ、依て其の發行廳に返納し(郵經)、是にて手續を終るのである。

第八章 休職の給與

増額法に、恩給ではないが共に規定せられたるものがある、裁

判官等の休職給である。大正二年法律第七號に依る判事及検事、同年法律第十二號に依る會計検査官及行政裁判官に對するもので、元來是等終身官は退官を命ぜられないから、當時改革の際に右法律を以て、無期限の休職制を定められ、從て特別の給與(現俸三分の一乃至二分の一)を終身支給せらるるのである。故に其實質は恩給同様である爲、本法に入れられたることと思ふ。是は第四條に依り、第一條の恩給増額の規定を準用せらるるのであるから、亦勅令第三條に依り、其第一條の恩給の基礎俸給額増加の方法を準用する。尙此休職制は、既に明治二十三年裁判所構成法實施の際に、其例のあることで、同年勅令第二百五十四號に依り休職を命ぜられたる人も現存する故、勅令には、第四條に於て、之に對しても、其方法を準

用することを規定せられてある。本件は、別段更正の手續は無い、直に其の更正額を支給せらるるは無論である。

第九章 恩給の將來

以上の記載で、増額法に規定の事項は、大抵説明し盡したと思ふ、尙附加することの無いでもないが、左迄は却て煩はしいと、是にて終はることとする。只一言するは、今回の増額は初め述べたる如く、受給者の境遇に對する必要から、其の制定を見るに至つたが、是は一應の段落で、絶對的のものでない、又新舊の差別等を付せないといふのも、實際徹底的ではない、尤軍人は、總て一定の新額に更めらるるから、全く無差別の結果であ

るが、文官は、最近の俸給令施行時代、即明治四十三年増俸後に退官又は在職中死亡の分は、此際新舊同一の恵に浴するが、其前の者は、割合は同じでも、實額は少いのが生じて、新舊並文武の差を撤する譯には至らない、況して此後尙増俸があれば、又問題を惹起し易い。加之本來の恩給率は依然として、現に在職者間にも久しく望まらるる根本法の改正は、容易に決行を見られないのである。然し今回の法案討議の際、他に提案も現はれ、又將來完全に改正して、受給者生活の安定を與へたいとの所期も見え、政府に於ても、諸般給與制度は今日に於て、緊要の革新を要する時機に到着して居るから、恩給制に對しても根本的に革新の手を觸れつつある、との意義を、屢言明せられたる次第であるから、早晚更に一般の最も満足すべき解決の

大段落を得らるるであらふとの期待を以て、本篇の筆を擱くのである。

恩給増額法詳解終

恩給改正法規

例言

本編ハ大正九年八月三十一日迄最近二年間ニ公布ノ恩給等ニ關スル法令ニシテ第一類ハ今回ノ増額規定第二類ハ一般ノ新定改正第三類ハ増俸賜金等參考ニ屬スルモノトス

備考 第一二類ハ恩給總覽本編ニ第三類ハ同附録ニ對ス

恩給改正法規目次

第一類 恩給増額法令

- ◎恩給扶助料等ノ増額ニ關スル法律〔大正九、法律一〇〕……………四九
- ◎大正九年法律第十號ニ依ル恩給扶助料等ノ増額等ニ關スル件〔九、勅令二七八〕……………五三
- ◎恩給増額中執達吏ニ對スル特例〔九、勅令三二三〕……………五七
- 大正九年法律第十號施行手續(内閣)〔九、閣令八〕……………五八
- 大正九年法律第十號施行手續(文部省及地方廳管掌)〔九、文部省令二〇〕……………六〇
- 大正九年法律第十號施行規程(地方廳管掌警察官等)〔九、内務省令二六〕……………六五

第二類 最近恩給法令

- ◎鮮人宮内官ノ恩給等ニ關スル件〔九、皇室令七〕……………六七
- 前令施行ニ關スル件〔九、宮内省令一〇〕……………七六

- 皇宮警手恩給令〔七、皇室令一五〕……………七一
- 皇宮警手恩給令施行規則〔七、宮内省令九〕……………九五
- 明治二十九年法律第十三號中改正法律〔九、法律二〕……………一一
- 大正六年法律第六號中改正法律〔八、法律七〕……………一三
- 大正六年法律第六號施行手續中改正〔八、閣令三〕……………一五
- 朝鮮軍人及朝鮮軍人遺族扶助令〔七、勅令二九九〕……………一六
- 朝鮮軍人及朝鮮軍人遺族扶助令施行規則〔七、朝鮮總督府令七八〕……………二五
- 執達吏規則中改正法律〔八、法律四〇〕……………二九
- 東京府吏員職員ノ退隱料等支給規則中改正〔八、東京府令四三二〕……………三〇
- 東京市吏員退隱料及遺族扶助料條例中改正〔八、東京市條例二〕……………三〇
- 傭人扶助令〔七、勅令三八二〕……………三二
- 年金恩給支給規則中改正〔七、遞信省令五二〕……………三七

第三類 主要參考法令

- 高等官官等俸給令中改正(以下四件増修)〔九、勅令二五七〕……………一三九
- 判任官俸給令中改正〔九、勅令二五八〕……………一六九
- 陸軍給與令中改正〔九、勅令二六四〕……………一七五
- 海軍給與令中改正〔九、勅令二七六〕……………一七九
- 戰役事變功勞者金品賜與方改正〔八、勅令四九二〕……………一八一
- 航空勤務者保護賜金令〔八、勅令三七一〕……………一八一
- 航空演習者一時賜金給與方中改正〔八、勅令三七二〕……………一八四
- 潜水艇勤務者一時賜金給與方中改正〔八、勅令三七三〕……………一八六
- 大正二年勅令第九號及大正八年勅令第三百七十一號ニ依ル賜金給與手續〔八、陸軍省令二三〕……………一八九
- 同上賜金給與細則〔八、海軍省一八〕……………一九〇
- 特別賜金賜與規程〔八、陸軍省告示一九〕……………一九二
- 同上〔八、海軍省告示九〕……………一九六

○陸軍作業廳現業員ノ共済組合ニ關スル件〔八、勅令八〇〕……………一九九
 ○警部補、巡查、消防手共済組合ニ關スル件〔九、勅令四四〕……………二〇〇

恩給改正法規

第一類 恩給増額法令

●恩給扶助料等ノ増額ニ關スル法律

大正九年七月三十一日公布
法律 第十號

朕帝國議會ノ協贊ヲ經タル恩給扶助料等ノ増額ニ關スル法律ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム(總理、海軍、外務、大藏、陸軍、文部、司法大臣同署)

第一條 大正九年七月三十一日現在ニ於テ國庫ヨリ軍人恩給以外ノ恩給、退隱料又ハ扶助料ヲ受ケ又ハ受クヘキ者ノ恩給、退隱料又ハ扶助料ノ年額ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ其ノ年額ニ其ノ十割以内ニ相當スル金額ヲ加ヘタルモノトス但シ七千五百圓以上ノ年俸ニ基ク恩給又ハ扶助料ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

本法施行ノ際休職、非職、待命中ノ者又ハ其ノ遺族本法施行前ノ俸給ニ基
 キ國庫ヨリ軍人恩給以外ノ恩給、退隱料又ハ扶助料ヲ受クヘキ場合ニ於
 テハ其ノ金額算出ノ基礎タル俸給年額又ハ月俸額ハ其ノ額ニ勅令ノ定ム
 ル金額ヲ加ヘタル額トス

第二條 大正九年七月三十一日現在ニ於テ軍人恩給(給助金及恩給)ヲ受ケ若ハ受ク
 ヘキ者又ハ本法施行後軍人恩給ヲ受クヘキ事由ノ生シタル者ノ恩給金額
 ハ軍人恩給法第一號表乃至第四號表ノ金額ニ左ノ割合ヲ以テ計算シタル
 金額ヲ加ヘタルモノトス

官	將官及 相當官	佐尉官及相當官	准士官	下士及 卒
	高	等	官	
等	一等 二等 三等 四等 五等 六等 七等 八等	一 等	判任官	判任官 以下 二等 以下
加給 割合	二、 三、 四、七五、 三五、七六、 四七、 七、	七、	一〇、	

第三條 前二條ノ規定ハ恩給、軍人恩給、退隱料又ハ扶助料ニ準スヘキモノ
 ニ之ヲ準用ス

第四條 第一條ノ規定ハ大正二年法律第七號ニ依リ休職ヲ命セラレタル判
 事及檢事並大正二年法律第十二號ニ依リ休職ヲ命セラレタル會計検査院
 及行政裁判所ノ高等官ノ休職給ニ付之ヲ準用ス

第五條 第一條及第三條ノ規定ハ大正九年七月三十一日現在ニ於テ市町村
 立小學校教員退隱料及遺族扶助料法、明治二十九年法律第十三號、巡查看
 守給助例、巡查看守退隱料及遺族扶助料法又ハ明治四十三年法律第三十
 號ニ依リ北海道地方費又ハ府縣ヨリ退隱料、扶助料又ハ之ニ準スヘキモ
 ノヲ受ケ又ハ受クヘキ者ニ付之ヲ準用ス

第六條 本法ニ依ル加給金額圓位未滿ハ之ヲ圓位ニ滿タシム
 附則

本法ハ大正九年八月一日ヨリ之ヲ施行ス但シ大正九年七月三十一日現在ニ
 於テ恩給、軍人恩給、退隱料、扶助料又ハ之ニ準スヘキモノヲ受ケ又ハ受ク

ヘキ者ニ付テハ大正九年七月一日以後ノ分ヨリ之ヲ適用ス
 名譽進級ニ因リ階等ヲ進メラレタル軍人又ハ其ノ遺族ニシテ大正九年七月
 三十一日現在ニ於テ進級前ノ階等ニ應スル恩給(給助金及除給金ヲ除ク)又ハ之ニ基ク扶助料
 ヲ受ケ又ハ受クヘキ者ハ大正九年七月一日ヨリ名譽進級ニ因ル階等ニ應ス
 ル恩給又ハ之ニ基ク扶助料ヲ受クルノ權ヲ有スルモノトス

〔参照〕

明治二十九年三月二十法律第十三號ハ公立學校職員退隱料等ニ關スル件、同四十二年三月二十法律第
 三十號ハ警部補退隱料及遺族扶助料等ニ關スル件ナリ、文武官其他ノ恩給、退隱料、扶助料等ニ關
 スル諸法規、及大正二年法律第七號並第十二號ト共ニ恩給總覽ニ掲載アリ

●大正九年法律第十號ニ依ル恩給扶助料等ノ
 増額及明治二十三年勅令第二百五十四號ニ
 依ル休職給ノ増額ニ關スル件

大正九年八月十九日
 勅令第二百五十八號

朕大正九年法律第十號ニ依ル恩給扶助料等ノ増額及明治二十三年勅令第二
 百五十四號ニ依ル休職給ノ増額ニ關スル件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム
(附署)

第一條 大正九年法律第十號第一條第一項、第三條及第五條ノ規定ニ依リ
 恩給、退隱料、扶助料又ハ之ニ準スヘキモノノ年額ヲ増額スル場合ニ於テ
 ハ其ノ年額算出ノ基礎ト爲リタル俸給年額ニ付左ノ區分ニ依リ増額シタ
 ル金額ヲ俸給年額ト爲シ之ヲ基礎トシテ算出シタル年額ヲ以テ其ノ恩
 給、退隱料、扶助料又ハ之ニ準スヘキモノノ年額トス

基礎俸給年額	増額俸給年額	基礎俸給年額	増額俸給年額
六千五百圓以上 超五千五百圓	基礎年額ニ五 百圓ヲ加ヘタ ル額但シ七千 五百圓ヲ超ユ ルトキハ七千 五百圓トス	五千五百圓以上 超四千五百圓	基礎年額ニ七 千圓
三千五百圓以上 超二千五百圓	基礎年額ニ 千五百圓ヲ加 ヘタル額	二千二百圓以上 超一千二百圓	基礎年額ニ 其ノ三分ノ一 ノ額ニ相当ス ル額及百二十 圓ヲ加ヘタル 額
三百六十圓以上 超二百六十圓	基礎年額ニ 其ノ五分ノ一 ノ額ニ相当ス ル額及百二十 圓ヲ加ヘタル 額	三百圓以上 超二百六十圓	基礎年額ニ 其ノ十分ノ一 ノ額ニ相当ス ル額及百二十 圓ヲ加ヘタル 額
三百圓以下	基礎年額ニ 其ノ十分ノ一 ノ額ニ相当ス ル額及百二十 圓ヲ加ヘタル 額	三百圓以下	基礎年額ニ 其ノ十分ノ一 ノ額ニ相当ス ル額及百二十 圓ヲ加ヘタル 額

退隱料、扶助料又ハ之ニ準スヘキモノニシテ月俸額ヲ其ノ年額算出ノ基礎ト爲スモノニ付テハ前項ノ基礎俸給年額及増額俸給年額ヲ十二等分シ前項ノ規定ヲ準用ス

退隱料又ハ扶助料ニ準スヘキモノニシテ俸給額ヲ其ノ年額算出ノ基礎ト爲ササルモノニ付テハ前項ノ規定ニ準シ算出シタル金額ヲ以テ其ノ退隱料又ハ扶助料ニ準スヘキモノノ年額トス

第二條 大正九年法律第十號第一條第二項ノ規定ニ依リ加算スヘキ金額ハ

左ノ區分ニ依ル

在職最終俸給年額	加算額	在職最終俸給年額	加算額
六千五百圓以上 超五千五百圓	但シ在職最終俸給年額ニ五 百圓ヲ加ヘタ ル額カ七千五 百圓ヲ超ユル トキハ在職最 終俸給年額ト ス	五千五百圓以上 超四千五百圓	在職最終俸 給年額トノ差 七千五百圓
三千五百圓以上 超二千五百圓	在職最終俸 給年額トノ差 千五百圓	二千二百圓以上 超一千二百圓	在職最終俸 給年額ノ三分 ノ一ノ額ニ相 當スル額
三百六十圓以上 超二百六十圓	在職最終俸 給年額ノ五分 ノ一ノ額ニ相 當スル額	三百圓以上 超二百六十圓	在職最終俸 給年額ノ十分 ノ一ノ額ニ相 當スル額
三百圓以下	在職最終俸 給年額ノ十分 ノ一ノ額ニ相 當スル額	三百圓以下	在職最終俸 給年額ノ十分 ノ一ノ額ニ相 當スル額

退隱料又ハ扶助料ニシテ月俸額ヲ其ノ年額算出ノ基礎ト爲スモノニ付テハ前項ノ加算金額ヲ十二等分シ前項ノ規定ヲ準用ス

第三條 第一條第一項ノ規定ハ大正九年法律第十號第四條ノ休職給ニ付之ヲ準用ス

第四條 大正九年七月三十一日現在ニ於テ明治二十三年勅令第二百五十四號ニ依ル休職判事ノ受クル休職給ハ第一條ノ規定ニ準シ算出シタル金額ヲ以テ其ノ休職給トス

附則

本令ハ大正九年七月一日以後ノ分ヨリ之ヲ適用ス但シ第三條及第四條ノ規定ハ大正九年八月一日以後ノ分ヨリ之ヲ適用ス

〔參照〕

明治二十三年十月二十日勅令第二百五十四號ハ裁判官ノ休職ニ關スル件ナリ恩給總覽第七二五頁ニ掲載アリ(以下單ニ恩何頁ト記ス)

●恩給増額中執達吏ニ對スル特例

大正九年八月二十七日勅令第三百二十三號

朕大正九年法律第十號ニ依ル恩給増額中執達吏ニ對スル特例ニ關スル件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム(總理、大藏、司法大臣副署)
執達吏規則第二十一條ノ規定ニ依リ手數料年額四百五十圓ヲ俸給額ト看做シ算出シタル恩給ヲ大正九年法律第十號第一條第一項ノ規定ニ依リ増額スル場合ニ於テハ大正九年勅令第二百七十八號ニ依ラス六百圓ヲ俸給年額ト看做シ算出シタル金額ヲ以テ其ノ恩給年額トス

附則

本令ハ大正九年七月一日以後ノ分ヨリ之ヲ適用ス

〔參照〕

本書第二類掲載大正八年四月五日公布法律第四十號執達吏規則中改正法律及同參照

●大正九年法律第十號施行手續

(内閣管掌文武官恩給及巡查看守退隱料等)

大正九年八月十九日
閣令第八號

大正九年法律第十號施行手續左ノ通定ム

大正九年法律第十號施行手續

第一條 大正九年法律第十號ニ依リ増額ヲ受クヘキ恩給、軍人恩給、退隱料、扶助料又ハ之ニ準スヘキモノニシテ内閣總理大臣又ハ内閣恩給局長ノ管掌ニ係ルモノノ内大正九年七月三十一日以前ノ日附アル證書ニ依リ給セララルモノニ付テハ受給權者ノ請求ヲ俟タヌ更正年額ヲ表示シタル更正證書ヲ發行ス

大正九年七月三十一日現在ニ於テ受クヘキ恩給、軍人恩給、退隱料、扶助料又ハ之ニ準スヘキモノニシテ内閣總理大臣又ハ内閣恩給局長ノ管掌ニ係ルモノノ内大正九年八月一日以後裁定セララルモノニ付テハ従前ノ例ニ依ル證書ニ代ヘ更正年額及従前ノ年額ヲ表示シタル證書ヲ發行ス

第二條 前條第一項ノ更正證書ヲ交付スル迄ハ更正支給額票ヲ貼附シタル従前ノ證書ニ依リ更正年額ヲ給ス

第三條 更正支給額票ハ内閣恩給局ニ於テ之ヲ調製シ爲替貯金局ニ送付ス

第四條 更正證書ハ軍人恩給又ハ之ニ準スヘキモノニ係ルモノニ付テハ陸軍省又ハ海軍省ヲ經由シ其ノ他ノモノニ付テハ直ニ爲替貯金局ヲシテ受給權者ニ交付セシム

更正證書ノ交付ヲ受ケムトスル者ハ交付請求書ニ居住地ノ市區町村長又ハ之ニ準スヘキ官公署ヨリ當該市區町村又ハ之ニ準スヘキ地域ノ居住者タルコトノ奥書證印ヲ受ケ戶籍抄本ヲ添附シ現支給ヲ受ケムトスル郵便局ヲ經由シテ爲替貯金局ニ之ヲ提出スヘシ但シ扶助料又ハ之ニ準スヘキモノニ係ルトキハ戶籍抄本ニ代ヘ戶籍謄本ヲ添附スヘシ

(現支給云々ハ原文ニ備ナリ次條參照)

第五條 更正證書ノ交付請求書ハ遞信大臣ノ定ムル期限ニ至ル迄ハ現支給郵便局又ハ新ニ支給ヲ受ケムトスル郵便局ニ之ヲ提出シ其ノ期限後ハ郵便官署ヲ經由シ内閣恩給局ニ之ヲ提出スヘシ

第六條 更正證書ヲ交付シタルトキハ舊證書ハ其ノ效力ヲ失フ
更正證書ノ交付ヲ受ケタルトキハ舊證書ハ速ニ郵便官署ヲ經テ内閣恩給
局ニ之ヲ返納スヘシ

第七條 更正支給額票亡失毀損シタルトキ其ノ他之ニ準スヘキトキハ利害
關係者ノ請求ニ因リ内閣恩給局ハ更ニ之ヲ交付スヘシ
前項ノ請求ハ郵便官署ヲ經由スヘシ

第八條 本令中別段ノ規定ナキモノニ付テハ官吏恩給法施行規則ヲ準用ス
附 則
本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

●大正九年法律第十號施行手續

(文部省及地方廳管掌
學校職員退隱料等)

大正九年八月二十一日
文部省令第二十號

大正九年法律第十號施行手續左ノ通定ム

大正九年法律第十號施行手續

第一條 大正九年法律第十號ニ依リ増額ヲ受クヘキ退隱料又ハ扶助料ニシ
テ文部大臣又ハ地方長官ノ管掌ニ係ルモノノ内大正九年七月三十一日以
前ノ日附アル證書ニ依リ給セラルルモノニ付テハ受給權者ノ請求ヲ俟タ
ス更正年額ヲ表示シタル更正證書ヲ發行ス

大正九年七月三十一日現在ニ於テ受クヘキ退隱料又ハ扶助料ニシテ文部
大臣又ハ地方長官ノ管掌ニ係ルモノノ内大正九年八月一日以後裁定セラ
ルルモノニ付テハ従前ノ例ニ依ル證書ニ代ヘ更正年額及従前ノ年額ヲ表
示シタル證書ヲ發行ス

第二條 前條第一項ノ更正證書ヲ交付スル迄ハ更正支給額票ヲ貼付シタル
従前ノ證書ニ依リ更正年額ヲ給ス

第三條 更正支給額票ハ文部省ニ於テ之ヲ調製シ爲替貯金局ヲ經テ受給權
者ニ交付ス但シ地方長官ノ管掌ニ係ルモノニ付テハ地方廳ニ於テ之ヲ調
製シ受給權者ノ居住地市區町村長又ハ之ニ準スヘキ者ヲ經之ヲ受給權者
ニ交付ス

更正支給額票ハ左ノ書式ニ準シ之ヲ調製スヘシ
書式

大正九年十月渡以降更正支給額票

證書番號	更正年額	注	意
	四		(一)本票ハ證書表面金額ノ上部ニ貼付スヘシ (二)更正額ニ對スル新證書ハ追而交付ニ付其ノ際現證書ト引換ノコト
	更正一期額		
	四		
官職		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 文部省 (地方廳) 印 </div>	
氏名			

曲尺約三寸

曲尺約四寸

第四條 更正證書ハ爲替貯金局ヲ經テ之ヲ受給權者ニ交付ス但シ地方長官ノ管掌ニ係ルモノニ付テハ受給權者居住地市區町村長又ハ之ニ準スヘキ者ヲ經テ之ヲ受給權者ニ交付ス

更正證書ノ交付ヲ受ケムトスル者ハ交付請求書ニ居住地ノ市區町村長又ハ之ニ準スヘキ官公署ヨリ當該市區町村又ハ之ニ準スヘキ地域ノ居住者タルコトノ奥書證印ヲ受ケ戶籍抄本ヲ添付シ(扶助料ニ係ルトキハ戶籍抄本ニ代ヘ戶籍謄本ヲ添付シ)現支給郵便局又ハ新ニ支給ヲ受ケムトスル郵便局ヲ經由シテ爲替貯金局ニ之ヲ提出スヘシ但シ地方長官ノ管掌ニ係ルモノニ在リテハ受給權者ヨリ地方長官ニ提出スヘシ

第五條 文部大臣ノ管掌ニ係ル退隱料又ハ扶助料ノ更正證書ノ交付請求書ハ遞信大臣ノ定ムル期限ニ至ル迄ハ現支給郵便局又ハ新ニ支給ヲ受ケムトスル郵便局ニ之ヲ提出シ其ノ期限後ハ郵便官署ヲ經由シ文部大臣ニ之ヲ提出スヘシ

第六條 更正證書ヲ交付シタルトキハ舊證書ハ其ノ效力ヲ失フ

更正證書ノ交付ヲ受ケタルトキハ舊證書ハ速ニ郵便官署ヲ經テ文部大臣ニ之ヲ返納スヘシ但シ地方長官ノ管掌ニ係ルモノニ在リテハ居住地市區町村長又ハ之ニ準スヘキ者ヲ經テ地方長官ニ之ヲ返納スヘシ

第七條 更正支給額票ヲ亡失毀損シタルトキ其ノ他之ニ準スヘキトキハ利害關係者ノ請求ニ因リ文部大臣又ハ地方長官ハ更ニ之ヲ交付スヘシ前項ノ請求ハ文部大臣ノ管掌ニ係ルモノニ在リテハ郵便官署ヲ、地方長官ノ管掌ニ係ルモノニ在リテハ居住地市區町村長又ハ之ニ準スヘキ者ヲ經由スヘシ

第八條 大正九年七月三十一日以前ニ退職シ退隱料ヲ受ケ若ハ受クヘキ者ニシテ再公務ニ就キ給料ヲ受タル者ハ現給料額ヲ爲替貯金局ニ届出ツヘシ

第九條 本令中別段ノ規定ナキモノニ付テハ公立學校職員退隱料及遺族扶助料支給規則並市町村立小學校教員退隱料及遺族扶助料支給規則ヲ準用ス

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

●大正九年法律第十號施行規程

大正九年八月二十六日
內務省令第二十六號

(地方廳管掌
發部補巡查退隱料等)

大正九年法律第十號施行規程

第一條 廳府縣長官ハ大正九年法律第十號ニ依リ増額ヲ受クヘキ巡查看守給助例、巡查看守退隱料及遺族扶助料法、明治四十三年法律第三十號ニ依ル退隱料、扶助料及之ニ準スヘキモノニシテ其ノ管掌ニ係ルモノノ内本令施行以前ノ日附アル證書ニ依リ支給ヲ爲スモノニ付テハ受給權者ノ請求ヲ俟タス更正年額ヲ表示シタル更正證書ヲ發行シ本令施行後裁定スルモノニ付テハ從前ノ例ニ依ル證書ニ代ヘ更正年額及從前ノ年額ヲ表示シタル證書ヲ發行スヘシ

第二條 更正證書ノ交付ヲ受ケムトスル者ハ交付請求書ニ居住地ノ市區町

村長又ハ之ニ準スヘキ官公署ヨリ當該市區町村又ハ之ニ準スヘキ地域ノ居住者タルコトノ奥書證印ヲ受ケ戸籍抄本ヲ添付シ其ノ更正證書ヲ發行スル廳府縣長官ニ之ヲ提出スヘシ但シ扶助料又ハ之ニ準スヘキモノニ係ルトキハ戸籍抄本ニ代ヘ戸籍謄本ヲ添付スヘシ

第三條 更正證書ヲ交付シタルトキハ舊證書ハ其ノ效力ヲ失フ

更正證書ノ交付ヲ受ケタルトキハ舊證書ハ速ニ其ノ更正證書ヲ發行シタル廳府縣長官ニ之ヲ返納スヘシ

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第二類 最近恩給法令

●鮮人宮内官ノ恩給等ニ關スル件

大正九年七月二十四日
皇宮令第七號

朕朝鮮人タル宮内官ニシテ舊韓國宮内府其他舊韓國政府ニ在官又ハ在職シタル者ノ恩給及遺族扶助料等ニ關スル件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム(宮内大臣閣議)

第一條 朝鮮人タル宮内官ノ舊韓國宮内府其他舊韓國政府ニ在官又ハ在職シタル月數及明治四十三年勅令第三百十九號第五項ノ規定ニ依リ官吏ノ待遇ヲ受ケタル在職月數ハ宮内省官吏恩給例又ハ宮内省官吏遺族扶助例ノ在官年數ニ之ヲ通算ス

第二條 大正七年法律第三十號第二條、第六條及同年勅令第六十二號ノ規定ハ前條ノ通算ニ關シ之ヲ準用ス

第三條 前二條ノ規定ハ大正七年四月二日以後本令公布前ニ退官シタル者及在官中又ハ退官後死亡シタル者ノ遺族ニ亦之ヲ適用ス

前項ノ規定ニ該當スル者既ニ恩給、一時賜金、扶助料又ハ一時扶助金ヲ給セラレタル場合ニ於テハ其ノ給與ヲ改定ス

前二項ノ規定ハ第一項ニ掲ケタル期間内ニ退官シ本令公布後ニ死亡シタル者ニ之ヲ準用ス

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

〔參照〕

明治四十三年^{八月二十}九日^{九日}公布勅令第三百十九號抄錄

朝鮮ニ朝鮮總督府ヲ置ク

朝鮮總督府ニ朝鮮總督ヲ置キ委任ノ範圍内ニ於テ陸海軍ヲ統率シ一切ノ政務ヲ統轄セシム

統監府及其ノ所屬官署ハ當分ノ内之ヲ存置シ朝鮮總督ノ職務ハ統監ヲシテ之ヲ行ハシム

從來韓國政府ニ屬シタル官廳ハ内閣及表勳院ヲ除クノ外朝鮮總督府所屬官署ト看做シ當分ノ内之ヲ存置ス

前項ノ官署ニ在勤スル官吏ニ關シテハ舊韓國政府ニ在勤中ト同一ノ取扱ヲ爲ス但シ舊韓國法規ニ依ル親任官ハ親任官ノ待遇、勅任官ハ勅任官ノ待遇、奏任官ハ奏任官ノ待遇、判任官ハ判任官ノ待遇

遇チ受クルモノトシ尙在官ノ僱聘用ヲ許可セラレタル者ニ在リテハ明治三十七年勅令第百九十五號ノ適用チ受クルモノト看做ス

大正十年^{四月二}日^日公布法律第三十號抄錄

第二條 左ニ掲ケル月數ハ之ヲ官吏恩給法及官吏遺族扶助法ノ在官年數ニ通算ス但シ年齡二十歳ニ滿タサル者ノ在官在職月數ハ此ノ限ニ在ラス

一 舊韓國政府、統監府又ハ其ノ所屬官署ノ文官判任以上ノ者ノ明治三十九年二月一日以後ノ在官月數

二 明治四十三年勅令第三百十九號第五項ノ規定ニ依リ官吏ノ待遇チ受ケタル者ノ其ノ待遇チ受ケタル在職月數

第六條

前四條ノ規定ニ依リ在官在職月數ヲ通算スヘキ官職ニ在リタル者其ノ通算スヘキ在官又ハ在職中懲戒處分ニ依リ免官免職セラレ又ハ刑事裁判ニ依リ失官失職シタルトキハ其ノ免官免職又ハ失官失職前ノ在官在職月數ニ付本法ヲ適用セス

(其他全文恩四〇頁)

大正七年^{四月二}日^日公布勅令第六十二號抄錄

朝鮮人ニシテ舊韓國政府、統監府又ハ其ノ所屬官署ノ文官判任以上ノ者ノ明治三十九年二月一日ヨリ明治四十三年八月二十八日ニ至ル期間内ニ於ケル在官日數及朝鮮人ニシテ明治四十三年勅令

第三百十九號第五項ノ規定ニ依リ官吏ノ待遇ヲ受ケタル者ノ其ノ待遇ヲ受ケタル在職日數ハ引續キ判任以上ノ文官ニ任セラレタル者ノ勤續日數ニ限り之ヲ明治二十三年勅令第九十八號ノ在官年數ニ通算ス

●前令施行ニ關スル件

大正九年七月二十四日
宮内省令第十號

大正九年皇室令第七號施行ニ關スル件左ノ通定ム

第一條 大正九年皇室令第七號第三條ノ規定ニ依リ恩給又ハ扶助料ノ改定ヲ受クヘキ者ハ請求書ニ左ニ掲ケタル書類ヲ添附シ元所管長ニ提出ヘスシ

一 履歷書

二 恩給證書又ハ扶助料證書

第二條 大正九年皇室令第七號第三條ノ規定ニ依リ一時賜金又ハ一時扶助金ノ追給ヲ爲スヘキ場合ニ於テハ李王職長官ハ證據書類ヲ添附シテ其ノ旨ヲ大臣官房調査課長ニ通牒スヘシ

附則

本令ハ大正九年皇室令第七號施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

●皇宮警手恩給令

大正七年十二月十一日
皇室令第十五號

朕皇宮警手恩給令ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム(宮内大臣閣議)
皇宮警手恩給令

第一章 總則

第一條 皇宮警手退職又ハ死亡シタル場合及職務ノ爲傷痍ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リタル場合ニ於テハ本令ノ定ムル所ニ依リ本人又ハ其ノ遺族ニ皇宮警手恩給ヲ給ス

第二條 皇宮警手恩給ハ退職料、退職手當金、扶助料、療治料、休養手當金及弔祭料トス

第三條 國籍ヲ喪失シタル者、死刑無期又ハ六年以上ノ懲役若ハ禁錮ニ處セラレタル者及在職中ノ犯罪ニ依リ禁錮以上ノ刑ニ處セラレタル者ハ皇宮警手恩給ヲ受クルコトヲ得ス
前項ノ規定ハ懲戒處分ニ依リ其ノ職ヲ免セラレタル者ニ之ヲ準用ス但シ皇宮警手恩給ヲ受クル者又ハ受クヘキ者更ニ前職ニ就キ懲戒處分ニ依リ其ノ職ヲ免セラレタル場合ニ於テ其ノ者前ノ退職ニ因リ得タル皇宮警手

恩給ヲ受クルノ權利ハ之ヲ失フコトナシ
前項但書ノ規定ハ年齢滿五十歳ニ至ラスシテ自己ノ便宜ニ依リ退職シタル者ニ之ヲ準用ス

第四條 六年未滿ノ懲役又ハ禁錮ニ處セラレタル者ハ刑ノ執行ヲ終リ又ハ其ノ執行ヲ受クルコトナキニ至ルマテノ間皇宮警手恩給ヲ受クルコトヲ得ス

前項ニ掲ケタル者ト雖退隱料及扶助料以外ノ皇宮警手恩給ハ之ヲ受クルコトヲ得ス

第五條 退隱料、退職手當金、扶助料及療治料ノ給與ハ之ヲ受クヘキ本人、相續人又ハ其ノ法定代理人ノ請求ニ依ル

第六條 退隱料、退職手當金、扶助料及療治料ハ本令中別段ノ定アル場合ヲ除クノ外之ヲ受クヘキ事由ノ生シタル日ヨリ五年内ニ之ヲ請求スルニ非サレハ其ノ權利ヲ拋棄シタルモノトス

第七條 休職滿期ニ因リ退職シタル者及休職中退職又ハ死亡シタル者ニ給スル皇宮警手恩給ハ休職ヲ命セラレタル時ノ月俸額ニ依リ之ヲ算出ス

第八條 皇宮警手宮内省ニ於テ他ノ職ニ轉シタルトキハ事務ノ都合ニ因リ退職ヲ命セラレタル者ト看做ス但シ皇宮警手ノ在職年數ヲ其ノ在職年數ニ通算スル他ノ判任待遇ノ職ニ轉シタルトキハ此ノ限ニ在ラス

第九條 職務執行中天災其ノ他避クヘカラサル事故ニ因リ傷痍ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リタルトキハ職務ノ爲傷痍ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リタルトキハ職務ヲ以テ出張中天災其ノ他避クヘカラサル事故ニ因リ傷痍ヲ受ケタルトキ又ハ職務ヲ以テ出張中傳染病若ハ之ニ準スヘキ疾病ニ罹リタルトキ亦同シ

前項ノ規定ニ依ル傳染病及之ニ準スヘキ疾病ノ種類ハ宮内大臣之ヲ定ム
第十條 在職年數ハ就職ノ月ヨリ起算シ退職又ハ死亡ノ月ヲ以テ終ル就職退職及死亡ノ月ハ各之ヲ一箇月トス

在職年數ノ計算ニ付一年ニ滿タサル月數ヲ生シタルトキハ之ヲ算入セス
第十一條 左ニ掲ケタル年月數ハ之ヲ在職年數中ニ算入スヘシ
一 本令以外ノ規程ニ依リ皇宮警手恩給ニ準スヘキ給與ヲ受クル判任

待遇宮内職員ノ在職及休職中ノ年月數

二 皇宮警手休職中ノ年月數

前項第一號ノ規定ニ依ル年月數ハ皇宮警手恩給ニ準スヘキ給與ヲ受クヘキ最低年數前後差異ナキトキハ其ノ全部ヲ通算シ差異アルトキハ前後最低年數ノ比率ニ依リ前職ノ年月數ヲ換算シタルモノヲ通算ス

第一項第一號ノ規定ニ依ル年月數ノ計算ニ付テハ各其ノ規程ノ定ムル所ニ依ル

第十二條 年齡滿五十歳ニ至ラスシテ自己ノ便宜ニ依リ退職シタル者、懲

戒處分ニ依リ其ノ職ヲ免セラレタル者又ハ刑事裁判ニ依リ失職シタル者

皇宮警手ノ職ニ就キタルトキハ其ノ前職中ニ於ケル退職、免職又ハ失職

ニ係ル年月數ハ之ヲ在職年月數ヨリ除算スヘシ

第十三條 皇宮警手從軍シタルトキハ軍人恩給法中從軍年加算ノ規定ニ準

シ在職年數ニ其ノ從軍年ヲ加算ス

第十四條 皇宮警手恩給ノ金額ニ於ケル圓位未滿ノ端數ハ之ヲ一圓トス

第十五條 本令ニ依リ皇宮警手恩給ヲ受クルコトヲ得ヘキ寡婦、直系卑屬

及直系尊屬ハ皇宮警手死亡ノ時ヨリ引續キ其ノ家ニ在ル者ニ限ル

皇宮警手死亡ノ時胎兒タリシ直系卑屬ハ死亡ノ時ヨリ引續キ其ノ家ニ在

ル者ト看做ス但シ胎兒死體ニテ生マレタルトキハ此ノ限ニ在ラス

第十六條 本令ニ依ル皇宮警手恩給ハ宮内大臣之ヲ裁定ス

第十七條 退隱料、退職手當金、扶助料及療治料ハ裁定ニ服セサル者又ハ其

ノ裁定ニ因リ權利ヲ傷害セラレタリトスル者ハ宮内大臣ニ具狀シ再審査

ヲ請求スルコトヲ得

前項ノ請求ハ裁定ヲ受ケタル者ニ在リテハ裁定ノ日ヨリ六月内其ノ他ノ

者ニ在リテハ第六條ニ掲ケタル期間内ニ之ヲ爲スコトヲ要ス

第十八條 再審査ノ請求アリタルトキハ宮内大臣ハ審査委員ノ審査ヲ經テ

之ヲ裁決ス

前項ノ審査委員ハ三人以上トシ宮内高等官中ヨリ宮内大臣之ヲ命ス

第十九條 再審査ノ請求アリタルトキハ其ノ裁決ニ至ルマテノ間皇宮警手

恩給ノ支給ハ之ヲ停止スルコトヲ得

第二十條 皇宮警手恩給ヲ受ケタル者再審査ノ裁決ニ依リ皇宮警手恩給ヲ受クルノ權利ヲ有セサリシコトヲ認定セラレタルトキト雖既ニ其ノ者ニ支給シタル金額ハ之ヲ返納セシムルコトナシ

第二十一條 皇宮警手恩給ヲ受クルノ權利ハ一身ニ專屬スルモノトス但シ第五條ノ規定ノ適用ヲ妨ケス

第二章 退隱料

第二十二條 皇宮警手勤績十年以上ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ退隱料ヲ給ス

- 一 年齢滿五十歳ヲ踰エ退職シタルトキ
- 二 傷痍ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リ其職ニ堪ヘサルニ因リ退職シタルトキ
- 三 職制ノ改正、休職滿期又ハ宮内官ニ任セラレタルニ因リ退職シタルトキ

四 精神若ハ身體ノ衰弱又ハ事務ノ都合ニ因リ退職ヲ命セラレタルトキ

第二十三條 退隱料ノ年額ハ退職ノ時ニ於ケル月俸三月分ニ相當スル金額トシ在職年數十年ヲ踰エタル後ハ一年ヲ加フル毎ニ月俸十分ノ一ニ相當スル金額ヲ増加シ在職年數三十年ニ至リテ止ム

第二十四條 退隱料ヲ受クル者又ハ受クヘキ者更ニ前職ニ就キ勤績一年以上ニシテ退職シタル場合ニ於テハ前後ノ在職年月數ヲ通算シ後ノ退職ノ時ノ月俸額ニ依リテ更ニ金額ヲ算出シ退隱料ヲ更正ス

前項ノ場合ニ於テ算出シタル退隱料年額前ノ退隱料年額ニ比較シ少キトキハ前ノ退隱料ニ依ル

第二十五條 本令以外ノ規程ニ依リ退隱料ヲ受ケ又ハ受クヘキ判任待遇宮内職員皇宮警手ノ職ニ就キ勤績一年以上ニシテ退職シ前後ノ在職年月數ヲ通算シテ退隱料ヲ受クヘキ場合又ハ第二十七條、第二十九條若ハ第三十條ノ規定ニ依リ退隱料ヲ受クヘキ場合ニ於テハ後ノ退職ノ時ノ月俸額ニ依リテ其ノ金額ヲ算出シ之ヲ前ノ退隱料ニ比較シ同額以上ナルトキハ退隱料ヲ給ス

第二十六條 退職手当金ヲ受クル者又ハ受クヘキ者更ニ前職ニ就キ退職シタル場合ニ於テ前後在職年月數ヲ通算シテ在職十年以上ナルトキハ退職料ヲ給ス

本令以外ノ規程ニ依リ退職手当金ヲ受ケ又ハ受クヘキ判任待遇宮内職員皇宮警手ノ職ニ就キ退職シタル場合亦前項ニ同シ

第二十七條 皇宮警手職務ノ爲受ケタル傷痍又ハ職務ノ爲罹リタル疾病ニ起因シ不具廢疾トナリ又ハ之ニ準スヘキ精神若ハ身體ノ障害ヲ受ケ其ノ職ニ堪ヘサルニ因リ退職シタルトキハ在職十年ニ至ラサルモ仍退職料ヲ給ス

前項ノ事由ニ因リ退職シタル者ノ受クヘキ退職料ノ年額ハ退職ノ時ノ月俸三月分乃至六月分ニ相當スル金額トス但シ前數條ノ規定ニ依リ退職料ヲ受クル者又ハ受クヘキ者ナルトキハ其ノ退職料年額ニ退職ノ時ノ月俸五月分ニ相當スル金額以内ヲ增加ス

第二十八條 前條ノ規定ニ依ル退職料ノ額ハ在職年數其ノ他ノ狀況ヲ斟酌

シ傷痍疾病ノ原因及輕重ニ依リテ宮内大臣之ヲ定ム

第二十九條 第二十七條ノ規定ニ依ル退職料ハ皇宮警手退職後二年内ニ限リ傷痍疾病ノ狀況ニ依リ同條ノ制限内ニ於テ之ヲ增加スルコトヲ得

第三十條 前三條ノ規定ハ皇宮警手退職後二年内ニ職務ノ爲受ケタル傷痍又ハ職務ノ爲罹リタル疾病ニ起因シ不具廢疾トナリ又ハ之ニ準スヘキ精神若ハ身體ノ障害ヲ受ケタル場合ニ之ヲ準用ス

第三十一條 前二條ノ規定ニ依ル退職料及增加退職料ハ之ヲ受クヘキ事由ノ生シタル日ヨリ一年内ニ請求スルニ非サレハ其ノ權利ヲ拋棄シタルモノトス

第三十二條 退職料ヲ受クヘキ者前ニ在職五年以上ニシテ退職シ退職手当金ヲ受ケタルトキハ退職料支給ニ係ル最初ノ五年内ニ於テ其ノ退職手当金ノ全部又ハ一部ニ相當スル金額ヲ退職料金額ヨリ控除ス但シ第二十七條、第二十九條又ハ第三十條ノ規定ニ依リ退職料ヲ受クヘキ者及退職手当金ヲ受ケタル後二年ヲ踰エ更ニ前職ニ就キタル者ニ付テハ此ノ限ニ在

ラス

本令以外ノ規程ニ依リ退職手當ヲ受ケ又ハ受クヘキ判任待遇宮内職員皇宮警手ノ職ニ就キ退隱料ヲ受クヘキ場合亦前項ニ準ス

前二項ノ規定ニ依ル控除金額及控除期間ハ宮内大臣之ヲ定ム

第三十三條 第三條ノ規定ニ該當スル者國籍ヲ回復シタルトキ、懲戒ノ免除ヲ受ケタルトキ又ハ其ノ者ノ受ケタル刑ノ言渡效力ヲ失ヒタルトキハ退隱料ヲ受クルコトヲ得但シ其ノ資格回復前第六條又ハ第三十一條ノ規定ニ依リ退隱料ヲ受クルノ權利ヲ失ヒタルトキハ此ノ限ニ在ラス

第三十四條 皇宮警手服務年限中退職シタル場合ニ於テハ退隱料ヲ受クルコトヲ得ス但シ第二十二條第三號第四號、第二十七條第一項及第三十條ノ規定ニ該當スル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第三條第二項但書ノ規定ハ退隱料ヲ受クル者又ハ受クヘキ者更ニ前職ニ就キ前項ノ規定ニ該當スル場合ニ之ヲ準用ス

第三十五條 退隱料ヲ受クル者又ハ受クヘキ者俸給ヲ受クル判任待遇以上

ノ官職ニ就キタル場合ニ於テハ其ノ俸給月額ニ退隱料月割額ヲ合シ退隱料算出ノ基礎タル俸給月額ヲ超過スルトキニ限り其ノ超過額ニ該當スル退隱料ノ給與ヲ停止ス

第三十六條 退隱料ヲ受クル者又ハ受クヘキ者行方不明ナルコト六月ヲ踰ユルトキハ退隱料ノ給與ヲ停止ス

前項ニ掲ケタル者行方分明ナルニ至リタルトキハ停止期間ニ對シ退隱料ヲ給ス但シ第五十六條ノ規定ニ依ル處分ヲ爲シタル場合ニ在リテハ停止期間ニ對シ退隱料ノ額ト扶助料ノ額トノ差額ヲ給ス

第三十七條 退隱料ノ給與ハ退職ノ翌月ヨリ始マリ死亡ノ月ヲ以テ終ル但シ第三十三條ノ規定ニ該當スル者ニ付テハ退隱料ノ給與ハ其ノ事由ノ生シタル翌月ヨリ始マル

第三十八條 退隱料ヲ更正又ハ増加シタルトキハ其ノ事由ノ生シタル翌月ヨリ更正又ハ増加シタル金額ヲ給ス

第三十九條 退隱料ヲ受クル者又ハ受クヘキ者第三條第一項ノ規定ニ該當

スルトキハ國籍ヲ喪失シタル場合ニ在リテハ其ノ喪失ノ翌月其ノ他ノ場合ニ在リテハ裁判確定ノ翌月ヨリ退隱料ノ給與ヲ廢止ス
退隱料ヲ受クル者又ハ受クヘキ者本令以外ノ規程ニ依リ宮内省ヨリ退隱料ヲ受クルニ至リタル場合ニ於テハ之ヲ受クヘキ事由ノ生シタル翌月ヨリ退隱料ノ給與ヲ廢止ス

第四十條 退隱料ヲ受クル者又ハ受クヘキ者第四條第一項ノ規定ニ該當スルトキハ裁判確定ノ翌月ヨリ刑ノ執行ヲ終リ又ハ其ノ執行ヲ受クルコトナキニ至リタル月マテノ間退隱料ヲ給セス

退隱料ヲ受クル者又ハ受クヘキ者第三十五條及第三十六條第一項ノ規定ニ該當スルトキハ其ノ事由ノ生シタル翌月ヨリ其ノ事由ノ消滅シタル月マテノ間退隱料ノ全部又ハ一部ヲ給セス

第三章 退職手當金

第四十一條 皇宮警手勤續一年以上十年未滿ニシテ第二十二條各號ノ一ニ該當スルトキハ一時限リ手當金ヲ給ス

第四十二條 退職手當金ノ額ハ退職ノ時ノ月俸三分ノ二ニ相當スル金額ヲ以テ勤續年數一年ニ當テ其ノ勤續年數ニ應シテ之ヲ算出ス

第四十三條 退職手當金ヲ受クル者又ハ受クヘキ者更ニ前職ニ就キ勤續一年以上ニシテ退職シ退職手當金ヲ受クヘキ場合ニ於テハ其ノ在職年數ハ後ノ就職ノ月ヨリ之ヲ起算ス

第四十四條 本令以外ノ規程ニ依リ退隱料又ハ退職手當金ヲ受ケ又ハ受クヘキ判任待遇宮内職員皇宮警手ノ職ニ就キ勤續一年以上ニシテ退職シ前後ノ在職年月數ヲ通算シテ退隱料ヲ受クヘキ者ニ非サル場合ニ於テハ其ノ前後ノ在職年數ニ付退職手當金ヲ給ス但シ本令以外ノ規程ニ依リ退隱料又ハ退職手當金ヲ給シタル在職年數ハ之ヲ通算セス

第四十五條 退隱料ヲ受クル者又ハ受クヘキ者ニハ退職手當金ヲ給スルコトナシ

第四十六條 第三十四條第一項ノ規定ハ退職手當金ノ給與ニ之ヲ準用ス
第四章 扶助料

第四十七條 皇宮警手左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ其ノ遺族ニ扶助料ヲ給ス

一 職務ノ爲傷痍ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リ在職又ハ休職中死亡シタルトキ

二 在職年數十年以上ニシテ在職又ハ休職中死亡シタルトキ

三 退隱料ヲ受クルモノ又ハ受クヘキ者死亡シタルトキ

皇宮警手職務ノ爲受ケタル傷痍又ハ職務ノ爲罹リタル疾病ニ起因シ退職後三年内ニ死亡シタルトキハ前項第一號ニ準シ其ノ遺族ニ扶助料ヲ給ス

第四十八條 遺族ハ左ニ掲ケタル順位ニ依リ扶助料ヲ受ク

第一 寡婦

第二 直系卑屬

第三 直系尊屬

民法第九百七十條、第九百七十四條及第九百八十四條ノ規定ハ直系卑屬及直系尊屬ノ扶助料ヲ受クル順位ニ之ヲ準用ス

第四十九條 扶助料ハ第四十七條第一項第一號ノ場合ニ於テハ第二十七條ノ規定ニ依リ算出シタル金額ノ三分ノ二、同第二號ノ場合ニ於テハ第二十三條乃至第二十六條ノ規定ニ依リ算出シタル金額ノ三分ノ一、同第三號ノ場合ニ於テハ其ノ受ケ又ハ受クヘキ退隱料年額ノ三分ノ一ヲ以テ其ノ年額トス但シ第二十七條、第二十九條及第三十條ノ規定ニ依リ退隱料ヲ受ケ又ハ受クヘキ者退職後三年内ニ其ノ傷痍疾病ニ起因シテ死亡シタルトキハ退隱料年額ノ三分ノ二ヲ以テ扶助料ノ年額トス

第五十條 退隱料ヲ受クル者又ハ受クヘキ者退職後一年内ニ死亡シタル場合ニ在リテハ遺族ノ受クヘキ扶助料ノ額ハ死亡ノ翌月ヨリ一年間ニ限リ前條ノ規定ニ拘ラス退隱料ノ額ニ相當スル額トス但シ第六十九條第二項ノ場合ハ此ノ限ニ在ラス

第五十一條 遺族ノ扶助料ヲ受クルハ先順位ニ在ル者ナキ場合又ハ先順位ニ在ル者扶助料ヲ受クルコト能ハサルニ至リタル場合ニ限ル
先順位ニ在ル者扶助料ノ給與ヲ停止セラレタル場合ニ於テハ其ノ停止中

次順位ニ在ル者ニ轉給ス

第五十二條 扶助料ハ第四十八條第一項第一號及第三號ニ掲ケタル者ノ終身間、第二號ニ掲ケタル者ノ成年ニ達セサル間之ヲ給ス

第五十三條 第四十八條第一項第二號ニ掲ケタル者ニシテ不具癱疾又ハ之ニ準スヘキ精神若ハ身體ノ障害アル者ニハ自己ノ資産又ハ勞務ニ依リ生計ヲ營ムコト能ハス且他ニ扶助料ヲ受クル者ナキトキニ限り成年ニ達シタル後ト雖其ノ事由ノ存續スル間扶助料ノ全部又ハ一部ヲ給ス

前項ノ扶助料ハ其ノ一部ヲ給與シタル場合ニ在リテハ精神又ハ身體ノ障害ノ輕重、生計ノ難易其ノ他ノ狀況ニ依リ之ヲ増加スルコトヲ得

第五十四條 第四十八條第一項ニ掲ケタル遺族ナキ場合又ハ扶助料ヲ受クルコト能ハサル場合ニ於テ死亡者ノ家ニ在ル兄弟姉妹成年ニ達セス又ハ前條ニ準スヘキ狀況ニ在ルトキハ一時限り扶助料ヲ給ス

前項ノ扶助料ノ總額ハ第四十九條ノ規定ニ依リ算出シタル扶助料年額ノ三倍以内ニ相當スル金額トス

第一項ノ扶助料ヲ受クヘキ事由ヲ生シタル場合ニ於テ兄弟姉妹第三條第一項又ハ第四條第一項ノ規定ニ該當スルトキハ其ノ後資格ヲ回復シタルトキト雖之ニ扶助料ヲ給スルコトナシ

第五十五條 前二條ノ規定ニ依ル扶助料ノ額及其ノ配分ハ宮内大臣之ヲ定ム

第五十六條 第三十六條第一項ノ規定ニ依リ退隱料ノ給與ヲ停止スヘキ場合ニ於テハ停止期間内ニ限り扶助料權利者ニ扶助料ヲ給ス但シ第五十四條ノ規定ニ依ル扶助料ハ此ノ限ニ在ラス

前項ノ規定ニ依ル扶助料ヲ受ケタル者前數條ノ規定ニ依リ扶助料ヲ受クルコトヲ得ルニ至リタルトキト雖其ノ金額ヲ増加スヘキ場合ニ非サレハ前項ノ處分ハ之ヲ更正スルコトナシ

第五十七條 遺族ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ扶助料ヲ受クルコトヲ得ス

一 故意ニ退隱料權利者又ハ扶助料給與ニ付先順位ニ在ル者ヲ死ニ致

シ又ハ死ニ致サムトシタル爲刑ニ處セラレタル者

二 退隱料權利者又ハ扶助料給與ニ付先順位ニ在ル者ノ殺害セラレタルコトヲ知リテ之ヲ告發又ハ告訴セサリシ者但シ其ノ者ニ是非ノ辨別ナキトキ又ハ殺害者カ自己ノ配偶者若ハ直系血族ナルトキハ此ノ限ニ在ラス

三 退隱料權利者ニ對シテ虐待ヲ爲シ又ハ之ニ重大ナル侮辱ヲ加ヘタル者

四 浪費者タル準禁治産者

五 養子ニシテ家督相續人ニ非サル者

第五十八條 寡婦又ハ直系尊屬タル女子婚姻シタルトキハ扶助料ヲ受クルコトヲ得ス

第五十九條 寡婦其ノ直系卑屬アルトキ其ノ全部ヲ隨ヘテ實家ニ復籍シ、分家ヲ爲シ又ハ一家ヲ創立シタル場合ニ於テモ寡婦及其ノ直系卑屬ハ扶助料ヲ受クルノ權利ヲ失フコトナシ但シ死亡者ノ家ニ直系尊屬アルトキ

ハ此ノ限ニ在ラス

第六十條 皇宮警手死亡ノ時ニ其ノ家ニ在リタル直系卑屬分家其ノ他ノ事由ニ因リ家ヲ去リタル場合ニ於テモ實家ニ復籍シタルトキ又ハ實家ヲ再興シタルトキハ扶助料ヲ受クルコトヲ得

第三十三條但書ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第六十一條 扶助料ヲ受クルノ權利ヲ喪失シタル者ハ之ヲ回復シタルトキト雖其ノ順位ニ付現ニ扶助料ヲ受クル者又ハ受クヘキ者ノ利益ヲ害スルコトヲ得ス

第六十二條 第五十四條ノ規定ニ依リ扶助料ヲ給與シタルトキハ遺族扶助料ヲ受クルノ權利ヲ回復シタル場合ニ於テモ之ニ扶助料ヲ給スルコトナシ

第六十三條 扶助料ノ給與ハ之ヲ受クヘキ事由ノ生シタル翌月ヨリ始マリ其ノ事由ノ消滅シタル月ヲ以テ終ル
胎兒ニ在リテハ出生ノ日ヲ以テ扶助料ヲ受クヘキ事由ノ生シタルモノト看做ス

第六十四條 第三十三條、第三十六條第一項及第三十八條乃至第四十條ノ規定ハ扶助料ノ給與ニ之ヲ準用ス

第五章 療治料及休養手當金

第六十五條 皇宮警手職務ノ爲傷痍ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リタルトキハ官費療治ニ係ル場合ヲ除クノ外本人ニ治療ニ要スル實費ヲ給ス
治療ニ要スル實費ハ治療中分割シテ之ヲ支給ス但シ事情ニ依リ治療ヲ要セサルニ至リタルトキ一時ニ之ヲ給スルコトアルヘシ

第六十六條 前條ノ場合ニ於テ傷痍疾病ノ狀況ニ依リ一時限リ療治料ヲ給スルコトアルヘシ

前項ノ處分ヲ爲シタル後ト雖特別ノ事情ニ依リ官費治療ヲ爲シ又ハ治療ニ要スル實費ヲ給スルコトヲ得

第六十七條 前二條ノ規定ハ在職中官費治療ヲ受ケ又ハ療治料ヲ受クル皇宮警手退職シ仍引續キ治療ヲ要スル場合ニ之ヲ準用ス

皇宮警手職務ノ爲受ケタル傷痍又ハ職務ノ爲罹リタル疾病其ノ退職後二

年内ニ治療ヲ要スルニ至リタル場合亦前項ニ同シ

第六十八條 前三條ノ規定ニ該當スル者治療十五日以上ニ涉リタル場合ニ於テハ治療ヲ要セサルニ至リタルトキ一時限リ休養手當金ヲ給スルコトアルヘシ

前項ノ休養手當金ハ治療ヲ要セサルニ至リタル時又ハ退職ノ時ノ月俸三月分ニ相當スル金額以内ニ於テ宮内大臣之ヲ定ム

第六章 弔祭料

第六十九條 皇宮警手在職又ハ休職中死亡シタルトキハ其ノ遺族ニ弔祭料ヲ給ス

職務ノ爲受ケタル傷痍又ハ職務ノ爲罹リタル疾病ニ起因シ退職後三年内ニ死亡シタルトキ亦前項ニ同シ

第七十條 弔祭料ノ額ハ在職年數一年未滿ハ死亡ノ時ニ於ケル月俸一月分ニ相當スル金額トシ在職一年以上九年ニ至ルマテハ死亡ノ時ノ月俸額三分ノ二ニ相當スル金額ヲ以テ在職年數一年ニ當テ其ノ在職年數ニ應シテ

算出シタル額ヲ増加ス

職務ノ爲傷痍ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リ之ニ起因シテ死亡シタル場合ニ在リテハ前項ノ金額ノ外退職又ハ死亡ノ時ニ於ケル月俸六月分ニ相當スル金額ヲ給ス但シ本項ノ金額百圓ニ滿タサルトキハ百圓ヲ給ス

第七十一條 遺族ハ左ニ掲ケタル順位ニ依リ弔祭料ヲ受ク

第一 寡婦

第二 直系卑屬

第三 直系尊屬

第四 其ノ家ニ在ル兄弟姉妹

第三十六條第一項、第四十八條第二項、第五十一條、第五十七條、第六十條、第六十一條及第六十三條第二項ノ規定ハ前項ニ掲ケタル遺族ノ資格及順位ニ之ヲ準用ス

第七十二條 前條ニ掲ケタル遺族ナキトキ又ハ弔祭料ヲ受クルコト能ハサルトキハ葬祭ヲ行フ者ニ弔祭料ノ全部又ハ一部ヲ給ス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

明治二十六年宮内省達乙第二號ハ之ヲ廢止ス

従前ノ規定ニ依ル退職給助終身年金及傷痍給助ハ本令ノ退隱料、退職給助一時金ハ本令ノ退職手当金、死亡給助ハ本令ノ扶助料、療治料ハ本令ノ療治料、祭祀料ハ本令ノ弔祭料ト看做ス

本令施行ノ際従前ノ規定ニ依リ退職給助終身年金又ハ傷痍給助ヲ受クル者又ハ受クヘキ者ノ受ケ又ハ受クヘキ金額之ニ該當スル本令ノ退隱料ノ金額ニ達セサルトキハ其ノ者ニ大正十一年一月一日ヨリ本令規定ノ金額ヲ給ス但シ大正八年一月一日ヨリ大正八年十二月三十一日マテハ従前ノ規定ニ依リ受ケ又ハ受クヘキ金額ニ該金額ト本令規定ノ金額トノ差額八分ノ一、大正九年一月一日ヨリ大正九年十二月三十一日マテハ同上ノ差額八分ノ二、大正十年一月一日ヨリ大正十年十二月三十一日マテハ同上ノ差額八分ノ四ヲ併給ス

本令施行ノ際従前ノ規定ニ依リ死亡給助ヲ受クル者又ハ受クヘキ者ニシテ之ニ該當スル本令ノ扶助料ノ金額ヲ受ケサル者ニハ大正十年一月一日ヨリ本令規定ノ金額ヲ給ス但シ大正八年一月一日ヨリ大正八年十二月三十一日マテハ従前ノ規定ニ依リ受ケ又ハ受クヘキ金額ニ該金額ト本令規定ノ金額トノ差額三分ノ一、大正九年一月一日ヨリ大正九年十二月三十一日マテハ同上ノ差額三分ノ二ヲ併給ス

前二項ノ規定ニ該當スル者ニ付テハ本令ニ依リ更ニ金額ヲ算出シ皇宮警手恩給ヲ更正ス

従前ノ規定ニ依リ退職給助終身年金又ハ傷痍給助ヲ受クル者ノ遺族ニハ本令ノ扶助料ヲ給ス

第四項ノ規定ニ依リ退職痍給助終身年金又ハ傷痍給助ヲ受クル者又ハ受クヘキ者ノ遺族ニハ本令ノ扶助料ヲ給ス

従前ノ規定ニ依リ退職給助終身年金又ハ傷痍給助ヲ受ケタル者ノ遺族ニハ本令ノ扶助料ヲ給ス

第五項ノ規定ハ前項ノ規定ニ依リ扶助料ヲ受クヘキ者ニ之ヲ準用ス

第四項及第五項ノ規定ニ依リ金額ノ増給ヲ受ケムトスル者竝前二項ノ規定ニ依リ扶助料ヲ受ケムトスル者ハ本令施行ノ日ヨリ三年内ニ之ヲ請求スルニ非サレハ其ノ權利ヲ拋棄シタルモノトス

● 皇宮警手恩給令施行規則 大正七年十二月十一日 宮内省令第九號

皇宮警手恩給令施行規則左ノ通定ム

皇宮警手恩給令施行規則

第一章 退隱料

第一條 退隱料ヲ受クヘキ者ハ退隱料請求書ヲ皇宮警察長ニ提出スヘシ

第二條 退隱料請求書ニハ左ニ掲ケタル書類ヲ添附スヘシ

- 一 在職中ノ履歷書
- 二 戸籍謄本
- 三 印鑑

皇宮警手恩給令第二十四條乃至第二十六條ノ規定ニ依リ退隱料ヲ受クヘキ者ハ退隱料請求書ニ前項ニ掲ケタル書類ノ外退隱料證書若ハ退職手當金辭令書ノ寫ヲ、寫ヲ提出スルコト能ハサル場合

ニ在リテハ其ノ事由ヲ記載シタル書類ヲ添付スヘシ

皇宮警手恩給令第二十七條、第二十九條及第三十條ノ規定ニ依リ退隱料又ハ増加退隱料ヲ受ケヘキ者ハ退隱料請求書ニ第一項ニ掲ケタル書類ノ外醫師ノ診斷書ヲ添付スヘシ

第三條 皇宮警手恩給令第三十三條ノ規定ニ依リ退隱料ヲ受ケヘキ者ハ退隱料請求書ニ前條ノ規定ニ準シ退隱料ヲ請求スルニ必要ナル書類ノ外資格回復ノ事實ヲ證スル書類ヲ添付スヘシ但シ法令ノ結果ニ依リ資格ヲ回復シタルトキハ此ノ限ニ在ラス

第四條 皇宮警察長退隱料請求書ヲ受ケタル場合ニ於テ査覈ノ上其ノ請求理由アリト認メタルトキハ第一號又ハ第二號様式ニ依ル計算書ヲ作成シ證據書類ヲ添付シ主殿頭ヲ經テ大臣官房調査課長ニ退隱料請求書ヲ回付スヘシ

第二條第二項ノ規定ニ該當スル者ニ付テハ皇宮警察長ハ前項ニ掲ケタル書類ノ外現認證書ヲ添付スヘシ

皇宮警察長其ノ請求理由ナシト認メタルトキハ意見書ニ證據書類ヲ添付シテ之ヲ回付スヘシ

第五條 宮内大臣退隱料ノ給與ヲ裁定シタルトキハ大臣官房調査課長ヲシテ退隱料證書ヲ作成セシメ主殿頭ヲ經テ之ヲ本人ニ下付セシム

前項ノ場合ニ於テ大臣官房調査課長ハ之ヲ内藏頭及帝室會計審査局長官ニ通知スヘシ

第六條 宮内大臣退隱料ヲ給與スヘキモノニ非スト裁定シタルトキハ大臣官房調査課長ヲシテ主殿頭ヲ經テ其ノ旨ヲ皇宮警察長ニ通知セシム

皇宮警察長前項ノ通知ヲ受ケタルトキハ其ノ旨ヲ本人ニ通達スヘシ

第七條 退隱料ハ其ノ年額ヲ四分シ三月六月九月十二月ニ於テ前三月分ヲ支給ス但シ退隱料ノ給與ヲ廢止又ハ停止スヘキトキハ期月ニ拘ラス之ヲ支給ス

第八條 退隱料ノ支給ヲ受ケタル者ハ遲滞ナク受領證ヲ内藏寮ニ提出スヘシ

前項ノ受領證ニハ戸籍謄本又ハ抄本ヲ添付スヘシ

前二項ノ書類ハ内藏頭遲滞ナク之ヲ大臣官房調査課長ニ回付スヘシ此ノ場合ニ於テ大臣官房調査課長ハ檢覽ノ後之ヲ内藏頭ニ返付スヘシ

第九條 皇宮警手恩給令第二十七條ノ規定ニ依リ在職十年ニ至ラサル者ニ給スヘキ退隱料年額ハ左ノ區分ニ依ル

一 兩眼ヲ盲シ又ハ二肢以上ヲ亡シ若ハ其ノ用ヲ失ヒタルトキ
退職ノ時ノ月俸六月分ニ相當スル金額

二 前號ニ準スヘキ傷疾ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リ因テ終身自用ヲ辨スル能ハサルトキ
退職ノ時ノ月俸五月分ニ相當スル金額

三 一肢ヲ亡シ又ハ其ノ用ヲ失ヒタルトキ
退職ノ時ノ月俸四月半分ニ相當スル金額

第二類 最近恩給法令

- 退職ノ時ノ月俸四月分ニ相當スル金額
- 一 眼ヲ盲シタルトキ
- 退職ノ時ノ月俸三月半分ニ相當スル金額
- 六 前號ニ準スヘキ傷疾ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リ因テ自用ヲ辨シ且業務ニ就クコトヲ得ルト雖身體ヲ毀損シ舊ニ復スルコトヲ得サルトキ
- 退職ノ時ノ月俸三月分ニ相當スル金額
- 明治十八年太政官達第百十六號文官傷疾疾病等差例ハ前項ノ規定ニ依ル傷疾疾病ノ等差ニ之ヲ準用ス
- 第十條 皇宮警手恩給令第二十七條ノ規定ニ依リ在職十年以上ノ者ニ給スヘキ增加金額ハ左ノ區分ニ依リ之ヲ定ム
- 一 前條第一項第一號及第二號ノ場合ニ於テハ在職年數二十五年以上ナルトキハ退職ノ時ノ月俸五月分ニ、同二十五年未滿ナルトキハ同四月半分ニ、同十五年以下ナルトキハ同四月分ニ相當スル金額以内トス
- 二 同第三號及第四號ノ場合ニ於テハ在職年數二十五年以上ナルトキハ退職ノ時ノ月俸四月半分ニ、同二十五年未滿ナルトキハ同四月分ニ、同十五年以下ナルトキハ同三月半分ニ相當スル金額以内トス
- 三 同第五號及第六號ノ場合ニ於テ在職年數二十五年以上ナルトキハ退職ノ時ノ月俸四月分ニ

同二十五年未滿ナルトキハ同十月半分ニ、同十五年以下ナルトキハ同三月分ニ相當スル金額以内トス

第十一條

皇宮警手恩給令第三十二條ノ規定ニ依ル控除金年額及控除期間ハ左ノ區分ニ依ル

- 一 前ニ在職九年ナリシトキ
 - 控除金年額 退職手當金ノ全部ニ相當スル額ノ五分ノ一
 - 控除期間 五年間
 - 二 前ニ在職八年ナリシトキ
 - 退職手當金ノ十分ノ九ニ相當スル額ノ五分ノ一
 - 控除期間 五年間
 - 三 前ニ在職七年ナリシトキ
 - 退職手當金ノ十分ノ八ニ相當スル額ノ四分ノ一
 - 控除期間 四年間
 - 四 前ニ在職六年ナリシトキ
 - 退職手當金ノ十分ノ七ニ相當スル額ノ四分ノ一
 - 控除期間 四年間
 - 五 前ニ在職五年ナリシトキ
 - 退職手當金ノ十分ノ六ニ相當スル額ノ四分ノ一
 - 控除期間 四年間
- 退職料ノ一部ノ給與ヲ停止シタル場合ニ於テハ其間ニ限り前項ノ規定ニ依ル金額ヲ控除セサルコ

第二類 最近恩給法令

トチ得

第十二條 退隱料ヲ受ケタル者ニ付左ニ掲ケタル事實アリタルトキハ本人又ハ其ノ家族ハ遲滯ナク其ノ旨チ大臣官房調査課ニ届出ツヘシ

一 死亡シタルトキ

二 國籍ヲ喪失シタルトキ

三 死刑、無期又ハ六年以上ノ懲役若ハ禁錮ニ處セラレタルトキ

四 在職中ノ犯罪ニ依リ禁錮以上ノ刑ニ處セラレタルトキ

五 六年未滿ノ懲役又ハ禁錮ノ刑ニ處セラレタルトキ

六 俸給ヲ受クル判任官待遇以上ノ官職ニ就キタルトキ及俸給額ニ異動アリタルトキ

七 行方不明ナルコト六月ヲ踰ユルトキ

前項第一號乃至第四號ノ場合ニ於テハ其ノ届書ニ退隱料證書ヲ、第三號乃至第五號ノ場合ニ於テハ判決書ノ謄本又ハ抄本ノ寫ヲ添附スヘシ

第十三條 退隱料ノ給與ヲ停止セラレタル者ニ付左ニ掲ケタル事實アリタルトキハ本人又ハ其ノ家族ハ遲滯ナク其ノ事實ヲ證スヘキ書類ヲ添付シテ其ノ旨チ大臣官房調査課ニ届出ツヘシ

一 前條第一項第五號ノ場合ニ於テハ刑ノ執行ヲ終リ又ハ其ノ執行ヲ受クルコトナキニ至リタルトキ

二 俸給ヲ受クル判任待遇以上ノ官職ヲ退キタルトキ

三 行方分明ナルニ至リタルトキ

第十四條 皇宮警察長ハ退隱料ヲ受ケタル者ニ付前二條ニ掲ケタル事實アルチ知りタルトキハ其ノ旨チ大臣官房調査課長ニ通知スヘシ

第十五條 退隱料ノ全部若ハ一部ノ給與ヲ廢止シ若ハ停止スヘキトキ又ハ退隱料ヲ復給スヘキトキハ大臣官房調査課長ハ其ノ廢止停止又ハ復給スヘキ額、時期及事由チ内藏頭及帝室會計審査局長官ニ通知スヘシ退隱料ノ支給ヲ停止シ又ハ其ノ停止ヲ解除スヘキトキ亦同シ

第十六條 退隱料ヲ受ケタル者退隱料證書ヲ亡シタルトキハ其ノ旨チ大臣官房調査課ニ届出ツヘシ此ノ場合ニ於テ大臣官房調査課長ハ退隱料證書ノ謄本ヲ作成シ主殿頭ヲ經テ之ニ本人ヲ下付ス前項ノ規定ニ依ル退隱料證書ノ謄本ハ退隱料證書ト同一ノ效力ヲ有ス

第十七條 退隱料ヲ受ケタル者氏名ヲ改メタルトキハ退隱料證書及戶籍謄本ヲ添附シ遲滯ナク其ノ旨チ大臣官房調査課ニ届出ツヘシ此ノ場合ニ於テ大臣官房調査課長ハ退隱料證書ノ裏面ニ其ノ事實ヲ記載シ之ヲ證明ス

第五條第二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第十八條 退隱料ヲ受ケタル者住所ヲ轉シタルトキハ其ノ旨チ内藏寮及主殿寮警察部ニ又改印ヲ爲シタルトキハ其ノ旨チ内藏寮ニ届出ツヘシ

第十九條 第十二條乃至第十四條、第十六條、第十七條及前條ノ規定ハ退隱料ヲ受クヘキ者其ノ請求ヲ爲シタル場合ニ之ヲ準用ス

第二十條 本章中退隱料ノ給與ニ關スル規定ハ其ノ更正及増加ニ關シ之ヲ準用ス

第二章 退職手當金

第二十一條 前章中退隱料給與ニ關スル規定ハ第五條第二項ヲ除クノ外退職手當金ノ給與ニ關シ之ヲ準用ス但シ計算書ハ第三號様式ニ代ルモノトシ又退隱料證書ハ之ニ代フルニ退職手當金ノ辭令書ヲ以テス

前項ノ規定ニ依ル辭令書ノ下付アリタルトキハ大臣官房調査課長ハ之ヲ内藏頭ニ通知スヘシ

第三章 扶助料

第二十二條 扶助料ヲ受クヘキ者ハ扶助料請求書ヲ皇宮警察長ニ提出スヘシ

第二十三條 皇宮警手恩給令第四十七條第一項第一號ノ規定ニ依リ扶助料ヲ受クヘキ者ハ扶助料請

求書ニ左ニ掲ケタル書類ヲ添附スヘシ

一 在職中ノ履歷書

二 戶籍謄本

三 醫師ノ診斷書但シ醫師ノ診斷ヲ受ケタル場合ニ限ル

四 印鑑

前項ノ規定ハ皇宮警手恩給令第四十七條第二項ノ規定ニ依リ扶助料ヲ受クヘキ者ニ之ヲ準用ス

第二十四條 皇宮警手恩給令第四十七條第一項第二號ノ規定ニ依リ扶助料ヲ受クヘキ者ハ扶助料請

求書ニ前條第一項第一號、第二號及第四號ニ掲ケタル書類ヲ添附スヘシ

第二十五條 皇宮警手恩給令第四十七條第一項第三號ノ規定ニ依リ扶助料ヲ受クヘキ者ハ扶助料請

求書ニ退隱料證書及第二十三條第一項第二號及第四號ニ掲ケタル書類ヲ、退隱料證書ヲ添附スル

コト能ハサル場合ニ在リテハ第二條及第三條ノ規定ニ依リ退隱料請求書ニ添附スヘキ書類並前二條ノ規定ニ準シ扶助料ヲ請求スルニ必要ナル書類ヲ添附スヘシ

第二十六條 扶助料ヲ受ケタル者之ヲ受クルコト能ハサルニ至リタル場合又ハ其ノ給與ヲ停止セラ

レタル場合ニ於テ扶助料ノ轉給ヲ受クヘキ者ハ扶助料請求書ニ左ニ掲ケタル書類ヲ添附スヘシ

一 先順位者ノ扶助料證書

二 前號ニ掲ケタル書類ヲ添附スルコト能ハサルトキハ第三條ノ規定ニ準シ扶助料ヲ請求スル

ニ必要ナル書類

三 先順位者ニ付左ニ掲ケタル事實アリタルコトヲ證スル書類

イ 第十二條第一項第一號乃至第五號及第七號ノ一ニ該當スルトキハ其ノ事實

ロ 皇宮警手恩給令第五十七條各號ノ一ニ該當スルトキハ其ノ事實

ハ 寡婦又ハ直系尊屬タル女子婚姻シタルトキハ其ノ事實

四 戶籍謄本但シ第一號ニ掲ケタル書類ヲ添附シタル場合ニ限ル

第二十七條 皇宮警手恩給令第五十三條ノ規定ニ依リ扶助料ヲ受クヘキ者ハ扶助料請求書ニ左ニ掲ケタル書類ヲ添附スヘシ

一 退隱料證書又ハ扶助料證書但シ其ノ者未タ扶助料證書ヲ受ケサル場合ニ在リテハ先順位者

第二類 最近恩給法令

ノ扶助料證書

- 二 前號ニ掲ケタル書類ヲ添附スルコト能ハサルトキハ第二十三條乃至第二十五條ノ規定ニ準シ扶助料ヲ請求スルニ必要ナル書類
- 三 戶籍謄本但シ第一號ニ掲ケタル書類ヲ添附シタル場合ニ限ル
- 四 資産ノ狀況ヲ詳記シタル書類
- 五 精神又ハ身體ノ狀況ヲ詳記シタル醫師ノ診斷書

第二十八條 皇宮警手恩給令第五十四條ノ規定ニ依リ扶助料ヲ受クヘキ者ハ扶助料請求書ニ左ニ掲ケタル書類ヲ添附スヘシ

一 退隱料證書又ハ先順位者ノ扶助料證書

二 前ニ掲ケタル書類ヲ添附スルコト能ハサル場合ニ在リテハ第二十三條乃至第二十五條ノ規定ニ準シ扶助料ヲ請求スルニ必要ナル書類

三 前條第四號及第五號ニ掲ケタル書類

第二十九條 皇宮警手恩給令第六十條及第六十四條中ニ準用シタル第三十三條ノ規定ニ依リ扶助料ヲ受クヘキ者ハ前數條ノ規定ニ準シ扶助料ヲ請求スルニ必要ナル書類ノ外資格回復ノ事實ヲ證スヘキ書類ヲ添附スヘシ

第三十條 皇宮警手恩給令第五十二條ノ規定ニ依リ扶助料年額ハ第九條ノ規定ニ準シ精神又ハ身體ノ障害ノ輕重、生活ノ難易其ノ他ノ狀況ヲ斟酌シ左ノ區分ニ依リテ之ヲ定ム

一 第九條第一項第一號及第二號ニ該當スル者ニ付テハ皇宮警手恩給令第四十九條ノ規定ニ依リ算出シタル金額以内

二 第九條第一項第三號及第四號ニ該當スル者ニ付テハ同算出額ノ十分ノ八以内

三 第九條第一項第五號及第六號ニ該當スル者ニ付テハ同算出額ノ十分ノ六以内

第三十一條 皇宮警手恩給令第五十四條ノ規定ニ依リ扶助料ハ成年ニ達セサル者ニ付テハ年齢ノ差異、精神又ハ身體ノ障害アル者ニ付テハ第九條ノ規定ニ準シ其ノ障害ノ輕重、生活ノ難易其ノ他ノ狀況ヲ斟酌シ左ノ區分ニ依リテ之ヲ定ム

一 七歳未満ノ者及第九條第一項第一號ニ該當スル者ニ付テハ皇宮警手恩給令第四十九條ノ規定ニ依リ算出シタル金額以内

二 第九條第一項第二號ニ該當スル者ニ付テハ同算出額ノ十分ノ九以内

三 十四歳未満ノ者及第九條第一項第三號ニ該當スル者ニ付テハ同算出額ノ十分ノ八以内

四 第九條第一項第四號ニ該當スル者ニ付テハ同算出額ノ十分ノ七以内

五 十四歳以上ノ者及第九條第一項第五號ニ該當スル者ニ付テハ同算出額ノ十分ノ六以内

六 第九條第一項第六號ニ該當スル者ニ付テハ同算出額ノ十分ノ五以内

前項ノ扶助料ヲ受クヘキ者數人アル場合ニ於テ各人ノ受クヘキ扶助料ノ總額皇宮警手恩給令第五十四條第二項ニ定メタル額ヲ超過スルトキハ更ニ按分シテ其ノ額ヲ定ム

第二類 最近恩給法令

- 一 第十二條第一項第一號乃至第三號、第五號及第七號ノ事實アリタルトキ
 - 二 皇宮警手恩給令第五十七條各號ノ一ニ該當スル事實アリタルトキ
 - 三 寡婦又ハ直系尊屬タル女子婚姻シタルトキ
 - 四 直系卑屬成年ニ達シタルトキ
 - 五 寡婦其ノ直系卑屬ノ全部ヲ隨ヘ實家ヲ復籍シ、分家ヲ爲シ又ハ一家ヲ創立シタルトキ
- 前項第一號ノ場合ニ於テハ第十二條第二項ニ掲ケタル書類ヲ、第二號ノ場合ニ於テハ其ノ事實ヲ證スル書類ヲ、第二號乃至第四號ノ場合ニ於テハ他ニ扶助料ヲ受クヘキ者ナキトキハ扶助料證書ヲ、第三號乃至第五號ノ場合ニ於テハ戸籍謄本ヲ添附スヘシ但シ第五號ノ場合ニ在リテハ實家ノ戸籍謄本ヲモ添附スヘシ
- 第三十三條 扶助料ノ給與ヲ停止セラレタル者ニ付第十三條第一號及第三號ニ掲ケタルトキハ本人又ハ其ノ家族ハ遲滞ナク其ノ事實ヲ證スヘキ書類ヲ添附シテ其ノ旨ヲ大臣官房調査課ニ届出ツヘシ
- 第三十四條 第四條乃至第八條及第十四條乃至第二十條ノ規定ハ扶助料ノ給與ニ關シ之ヲ準用ス但シ計算書ハ第四號様式ニ依ルモノトシ又退隱料證書ハ之ニ代フルニ扶助料證書ヲ以テス
- 第四章 療治料
- 第三十五條 皇宮警手恩給令第六十五條又ハ第六十六條ノ規定ニ依リ療治料ヲ受クヘキ者ハ皇宮警察長ニ療治料請求書ヲ提出スヘシ

- 第三十六條 療治料請求書ニハ左ノ書類ヲ添附スヘシ
- 一 症狀、治療方法及豫後ノ見込ヲ詳記シタル醫師ノ診斷書
 - 二 療治日數及仕拂金額ヲ詳記シタル書類
- 皇宮警手恩給令第六十七條第二項ノ規定ニ依リ療治料ヲ受クヘキ場合ニ於テハ前項ニ掲ケタル書類ノ外在職中ノ履歷書ヲ添附スヘシ
- 第三十七條 皇宮警察長療治料請求書ヲ受ケタル場合ニ於テ査覈ノ上其ノ請求理由アリト認メタルトキハ療治料給與ノ方法及期日ニ關スル意見書、現認證書及證據書類ヲ添附シ主殿頭ヲ經テ大臣官房調査課長ニ療治料請求書ヲ回付スヘシ
- 第四條第三項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス
- 第三十八條 宮内大臣療治料ノ給與ヲ裁定シタルトキハ大臣官房調査課長ヲシテ主殿頭ヲ經テ其ノ旨ヲ皇宮警察長ニ通知セシム
- 皇宮警察長前項ノ通知ヲ受ケタルトキハ其ノ旨ヲ本人ニ通達スヘシ
- 第五條第二項第六條及第八條第一項ノ規定ハ療治料ノ給與ニ關シ之ヲ準用ス但シ帝室會計審査局長官ニ對スル通知ハ此ノ限ニ在ラス
- 第五章 休養手當金及弔祭料
- 第三十九條 休養手當金又ハ弔祭料ノ給與ヲ要スル者アル場合ニ於テハ皇宮警察長ハ第五號又ハ第六號様式ノ計算書ヲ作成シ左ニ掲ケタル書類ヲ添附シ主殿頭ヲ經テ其ノ旨ヲ大臣官房調査課長ニ

通牒スヘシ

- 一 在職中ノ履歴書
- 二 休養手當金ヲ給與スヘキ場合ニ在リテハ其ノ理由ヲ詳記シタル書類
- 三 弔祭料ヲ給與スヘキ場合ニ在リテハ戸籍謄本

前項第三號ニ掲ケタル書類ハ皇宮警察長遺族ヲシテ之ヲ提出セシムヘシ

第四十條 皇宮警手恩給令第七十二條ノ規定ニ依リ葬祭ヲ行フ者ニ弔祭料ヲ給スヘキ場合ニ於テハ皇宮警察長ハ前條ニ掲ケタル書類ノ外其ノ者ヲシテ死亡者トノ續柄ヲ詳記シタル書類ヲ提出セシムヘシ

第四十一條 第五條第一項、第六條、第八條第一項及第二十一條第二項ノ規定ハ休養手當金及弔祭料ノ給與ニ關シ之ヲ準用ス但シ退職料證書ハ之ニ代フルニ休養手當金又ハ弔祭料ノ辭令書ヲ以テス

- 第四十二條 休養手當金ノ額ハ左ノ區分ニ依ル
 - 一 治療十五日以上五十日未満ノトキハ治療ヲ要セサルニ至リタル時ノ月俸一月分ニ相當スル額以內
 - 二 治療五十日以上百日未満ノトキハ同一月半分ニ相當スル額以內
 - 三 治療百日以上ニ涉リタルトキハ同二月分ニ相當スル額以內
 - 四 療治料給與ニ係ル傷痍疾病ニ因リ職ニ堪ヘス退職シタルトキハ退職ノ時ノ月俸三月分ニ相當スル額以內

第六章 再審査

第四十三條 皇宮警手恩給令第十七條ノ規定ニ依リ再審査ノ請求ヲ爲サムトスル者ハ再審査請求書ヲ皇宮警察長ニ提出スヘシ

前項ノ請求書ハ皇宮警察長主殿頭ヲ經テ大臣官房調査課長ニ之ヲ回付スヘシ

第四十四條 再審査請求書ニハ請求ノ目的及理由ヲ記載スヘシ

第四十五條 再審査ノ請求アリタルトキハ宮内大臣ハ之ヲ審査委員ノ審査ニ付ス

大臣官房調査課長ハ審査會議ニ列シ意見ヲ陳フルコトヲ得

第四十六條 審査委員ハ大臣官房調査課長ヲ經テ決議書ヲ宮内大臣ニ提出ス

第四十七條 宮内大臣再審査ヲ裁決シタルトキハ大臣官房調査課長ヲシテ裁決ヲ執行セシム

第四十八條 再審査ノ裁決ニ於テ前ノ裁定ヲ取消又ハ變更シタルトキハ其ノ裁定ヲ受ケタル者ニ其ノ旨ヲ通達スヘシ

再審査ノ裁決ニ於テ再審査ノ請求理由ナシト認メタルトキハ再審査請求者ニ其ノ旨ヲ通達スヘシ

前二項ノ規定ニ依ル通達ハ主殿頭ヲ經由スヘシ

前三項ノ外再審査ニ依ル皇宮警手恩給ノ裁決執行ニ付アハ之ニ該當スル皇宮警手恩給ノ裁定執行ニ關スル規定ヲ準用ス

第七章 雜則

第四十九條 第一章、第三章及前章ノ規定ハ皇宮警手恩給令附則第四項、第五項第七項、乃至第九項

ノ規定ニ依ル退隱料及扶助料ノ更正又ハ扶助料ノ給與ニ關シ之ヲ準用ス但シ附則第四項、第五項及第九項ノ規定ニ依ル退隱料及扶助料ノ更正又ハ扶助料給與ノ請求手續等ニ付テハ仍從前ノ規定ニ依ルコトヲ得

第五十條 皇宮警手恩給令第九條ノ規定ニ依ル傳染病ハ左ニ掲ケタル疾病及其ノ疑似症トシ其ノ他ノ傳染病及之ニ準スヘキ疾病ハ隨時之ヲ指定ス

ベスト、虎列刺、赤痢(疫痢ヲ含ム)、腸室扶私、バラチブス、痘瘡(假痘ヲ含ム)、發疹室扶私、猩紅熱、實布埤利亞(格魯布ヲ含ム)、麻疹、流行性腦脊髓膜炎

附則

本令ハ皇宮警手恩給令施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

〔附錄様式〕

- 第一號 (退隱料年額計算書)
- 第二號 (退職手當金計算書)
- 第三號 (扶助料年額計算書)
- 第四號 (休養手當金計算書)
- 第五號 (略)
- 第六號 (弔祭料計算書)

●明治二十九年法律第十三號中改正法律

大正九年七月二十七日
法律 第二號

朕帝國議會ノ協贊ヲ經タル明治二十九年法律第十三號中改正法律ヲ裁可シ
茲ニ之ヲ公布セシム(閣議、文部大臣副署)

明治二十九年法律第十三號中左ノ通改正ス

第一條中「專門學校」ヲ「大學高等學校專門學校」ニ「舍監」ヲ「幹事學生監舍監助手」ニ改ム

第三條及第四條ノ二中「舍監」ヲ「幹事學生監舍監助手」ニ改ム

附則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本法ハ公立大學ノ幹事又ハ學生監ニシテ本法施行前退職又ハ死去シタル者、教育事務ニ従事スル文官又ハ他ノ待遇文官ニ轉任シ退官、退職又ハ死去シタル者及其ノ遺族ニ付亦本法施行ノ日ヨリ之ヲ適用ス

〔參照〕

明治二十九年三月二十日法律第十三號公立學校職員退職料等ニ關スル件抄錄

第一條 明治二十三年法律第九十號ハ第十五條ヲ除キ公立實業補習學校ノ教員及小學校ノ本科正教員タルヘキ資格ヲ有スル公立幼稚園ノ保母ニ適用シ同年法律第九十一號ハ第一條及第二十條ヲ除キ公立ノ高等女學校專門學校實業學校實業補習學校ヲ除ク及其ノ他ノ公立學校ノ學校長教員舍監及書記並公立圖書館ノ館長、司書及書記ニ適用ス

第三條 明治二十三年法律第九十號同年法律第九十一號及此ノ法律ニ依リ退職料等ヲ受クヘキ學校長圖書館長正教員司書保母舍監及書記ノ在職年月數ハ各公立學校及圖書館ノ間ニ於テハ之ヲ通算ス

第四條ノ二 學校長圖書館長正教員司書保母舍監又ハ書記タリシ者教官其ノ他教育事務ニ從事スル文官ト爲リタルトキ若ハ教官其ノ他教育事務ニ從事スル文官タリシ者學校長圖書館長正教員司書保母舍監又ハ書記ト爲リタルトキハ各其ノ在官在職年數ヲ通算シ明治二十三年法律第九十號及同年法律第九十一號ノ退職料扶助金ヲ受クルコトヲ得

通算スルコトヲ得ヘキ官職ノ種類及通算ニ關スル規定ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム
(其他各法律全文恩給總覽ニ掲載)

●大正六年法律第六號中改正法律

大正八年三月二十五日法律第七號

朕帝國議會ノ協贊ヲ經タル大正六年法律第六號中改正法律ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム(總理、海軍、陸軍大臣閣下)

大正六年法律第六號中左ノ通改正ス

附則第五項中「大正九年一月一日」ヲ「大正八年四月一日」ニ、「大正八年十二月三十一日」ヲ「大正八年三月三十一日」ニ、「三分ノ二」ヲ「六分ノ一」ニ、「二分ノ一」ヲ「八分ノ一」ニ改ム

附則第六項中「大正十一年一月一日」ヲ「大正八年四月一日」ニ、「大正八年十二月三十一日」ヲ「大正八年三月三十一日」ニ、「八分ノ一」ヲ「三十二分ノ一」ニ改メ、「大正九年一月一日」ヨリ「大正九年十二月三十一日」迄ハ同上ノ差額八分ノ二、「大正十年一月一日」ヨリ「大正十年十二月三十一日」迄ハ同上差額八分ノ四ヲ削ル

附則第十三項中「大正九年一月一日」ヲ「大正八年四月一日」ニ改ム

附則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

〔參照〕

大正六年七月二十一日公布法律第六號(軍人恩給)附則抄錄

本法ハ大正七年一月一日ヨリ之ヲ施行ス(第一項)

本法施行ノ際扶助料ヲ受ケ又ハ受クヘキ者ニシテ本法規定ノ金額ヲ受ケサル者ニハ大正九年一月一日ヨリ本法規定ノ金額ヲ給ス但シ下士以下ノ者ノ遺族ニハ本法施行ノ日ヨリ大正七年十二月三十一日迄ハ本法施行前ノ規定ニ依リ受ケ又ハ受クヘキ金額ニ該金額ト本法規定ノ金額トノ差額三分ノ一、大正八年一月一日ヨリ大正八年十二月三十一日迄ハ同上ノ差額三分ノ二ヲ併給シ准士官以上ノ者ノ遺族ニハ大正八年一月一日ヨリ大正八年十二月三十一日迄ハ本法施行前ノ規定ニ依リ受ケ又ハ受クヘキ金額ニ該金額ト本法規定ノ金額トノ差額二分ノ一ヲ併給ス(第五項)

本法施行ノ際退職恩給又ハ免除恩給ヲ受ケ又ハ受クヘキ者ニシテ本法規定ノ金額ヲ受ケサル者ニハ大正十一年一月一日ヨリ本法規定ノ金額ヲ給ス但シ大正八年一月一日ヨリ大正八年十二月三十一日迄ハ本法施行前ノ規定ニ依リ受ケ又ハ受クヘキ金額ニ該金額ト本法規定ノ金額トノ差額八分ノ一、大正九年一月一日ヨリ大正九年十二月三十一日迄ハ同上ノ差額八分ノ二、大正十年一月一日ヨリ大正十年十二月三十一日迄ハ同上ノ差額八分ノ四ヲ併給ス(第六項)

本法施行ノ際陸軍武官傷疾扶助及ヒ死亡ノ者祭葬並ニ其家族扶助概則、海軍退隱令又ハ陸軍武官恩給令ニ依リ扶助料、退隱料又ハ恩給ヲ受ケ又ハ受クヘキ者ニハ命令ノ定ムル所ニ依リ第四項乃至第六項ノ規定ニ準シ本法規定ノ金額ヲ給ス(第九項)

前項ノ規定ニ依リ退隱料又ハ恩給ヲ受ケ又ハ受クヘキ者ノ遺族ニハ前項ノ規定ヲ準用ス(第十項) 第五項又ハ第九項ノ規定ニ依リ扶助料ヲ受ケ又ハ受クヘキ者權利消滅シタル場合ニ於テ轉給ヲ受クヘキ者ニ給スヘキ扶助料ニ付テハ第五項ノ規定ヲ準用ス(第十一項)

第三項ノ規定ニ依リ新ニ退職恩給、免除恩給、増加恩給又ハ扶助料ヲ受ケムトスル者及第三項乃至第六項又ハ第九項ノ規定ニ依リ金額ノ増加ヲ受ケムトスル者ハ本法施行ノ日ヨリ七年内ニ之ヲ請求スルニ非サレハ其ノ權利ヲ拋棄シタルモノトス(第十二項)

第十項又ハ第十一項ノ規定ニ依ル扶助料ヲ受ケ又ハ受クヘキ者ハ轉給ヲ受クヘキ事由ノ生シタル日ヨリ七年内ニ金額ノ増加ヲ請求スルニ非サレハ其ノ權利ヲ拋棄シタルモノトス但シ大正九年一月一日以後ニ於テ轉給ヲ受クヘキ事由ノ生シタル場合ハ此ノ限ニ在ラス(第十三項) (其他全文恩二三六頁)

●大正六年法律第六號施行手續中改正

大正八年四月一日 閣令第三號

大正六年閣令第四號大正六年法律第六號施行手續左ノ通改正ス

第六條ノ二 大正六年法律第六號附則第五項、第六項、第九項乃至第十一項ノ規定ニ依リ大正八年三

月二十四日迄ニ恩給、扶助料又ハ退職料ノ金額ノ更正ヲ受ケタル者ハ大正八年四月一日以降ノ分ニ付テハ其ノ更正ニ係ル恩給證書ヲ以テ大正八年法律第七號ニ依ル金額ノ支給ヲ受クヘシ前項恩給證書中更正金額給與ニ關スル記載事項ニシテ大正八年法律第七號ニ牴觸スルモノハ大正八年四月一日ニ於テ訂正セラレタルモノト看做ス

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

〔參照〕

大正六年十二月二十日閣令第四號大正六年法律第六號施行手續ハ恩三一七頁
九日公布

●朝鮮軍人及朝鮮軍人遺族扶助令

大正七年七月二十九日
勅令第二百九十九號

朕朝鮮軍人及朝鮮軍人遺族扶助令ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム(總理、陸軍大臣副署)

朝鮮軍人及朝鮮軍人遺族扶助令

第一條 朝鮮軍人及其ノ遺族ニハ本令ノ定ムル所ニ依リ扶助金ヲ給ス

第二條 扶助金ハ左ノ四種トス

一 服役年金

二 傷病年金

三 賑恤金

四 葬祭料

第三條 服役年金及傷病年金ハ終身之ヲ給シ賑恤金及葬祭料ハ一時限リ之ヲ給ス

第四條 朝鮮軍人ニシテ現役十一年以上ニ達シタル者現役ヲ離レタルトキハ服役年金ヲ給ス其ノ年額ハ別表第一表ニ依ル但シ傷病年金ヲ給スルトキハ之ヲ給セス

第五條 朝鮮軍人ニシテ現役中公務ノ爲傷痍ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リテ左ノ各號ノ一ニ該當スル者現役ヲ離レタルトキハ傷病年金ヲ給ス

- 一 兩眼ヲ盲シ若ハ二肢ヲ亡シ又ハ之ニ準スヘキ不具癱疾ト爲リタル者
- 二 一肢ヲ亡シ若ハ二肢ノ用ヲ失ヒ又ハ之ニ準スヘキ不具癱疾ト爲リタル者

三 一眼ヲ盲シ若ハ一肢ノ用ヲ失ヒ又ハ之ニ準スヘキ不具癱疾ト爲リタル者

第六條 傷病年金ノ年額ハ左ノ區分ニ依ル

一 現役十一年以上ノ者ニ在リテハ別表第二表甲ノ金額

二 現役十一年未滿ノ者ニ在リテハ別表第二表乙ノ金額

第七條 朝鮮軍人ニシテ現役中公務ノ爲傷痍ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リテ其ノ症第五條第三號ノ症ヨリ輕キ者之カ爲職務ニ堪ヘス現役ヲ離レタルトキハ賑恤金ヲ給ス其ノ額ハ別表第三表ニ依ル

第八條 朝鮮軍人現役十一年以上ニ達シ現役中死歿シ又ハ現役十一年未滿ナルモ公務ノ爲現役中死歿シタルトキハ其ノ遺族ニ賑恤金ヲ給ス其ノ額ハ別表第三表ニ依ル

第九條 前條ノ賑恤金ヲ給スル場合ヲ除クノ外朝鮮軍人現役中死歿シタルトキハ其ノ遺族ニ葬祭料ヲ給ス其ノ額ハ別表第四表ニ依ル

第十條 前二條ノ遺族ナキトキハ死歿者ノ葬祭ヲ行フ者ニ葬祭料ヲ給スル

コトヲ得其ノ額ハ別表第四表ニ依ル

第十一條 服役年金傷病年金及第七條ノ賑恤金ハ現役ヲ離レタル時、第八條ノ賑恤金及葬祭料ハ死歿ノ時ニ於ケル官階等級ニ從ヒ之ヲ給ス

第十二條 服役年金及傷病年金ノ支給ハ現役ヲ離レタル月ノ翌月ニ始リ死歿ノ月ニ終ル

第十三條 服役年金又ハ傷病年金ヲ受ケ又ハ受クヘキ者現役ヲ離レタル月ニ於テ又ハ其ノ翌月ヨリ六月内ニ於テ死歿シタルトキハ現役ヲ離レタル月ノ翌月ヨリ六月間ニ對スル分ノ年金ヲ一時限リ其ノ遺族ニ給ス但シ既ニ死歿者ニ支給シタル金額ハ之ヲ控除ス

前項ノ規定ハ年金支給停止中死歿シタル者ノ遺族ニハ之ヲ適用セス

第十四條 第八條、第九條及前條ニ於テ遺族ト稱スルハ朝鮮軍人ノ配偶者子、父、母、祖父及祖母ニシテ朝鮮軍人死歿ノ時其ノ家ニ在ル者ヲ謂フ扶助金ヲ受クヘキ遺族ノ順位ハ前項ニ掲クル順序ニ依リ同順位内ニ在リテハ家督相續人ハ其ノ他ノ者ニ、男ハ女ニ、長ハ幼ニ先ツ

第十五條 現役年數ハ任官又ハ採用ノ月ヨリ起算シ現役ヲ離レタル月ヲ以テ終トス但シ明治四十三年八月二十八日以前舊韓國政府ニ於テ任官又ハ採用シタル朝鮮人タル軍人ニシテ明治三十九年二月前任官又ハ採用ノ者ニ在リテハ明治三十九年二月ヨリ、其ノ以後任官又ハ採用ノ者ニ在リテハ任官又ハ採用ノ月ヨリ起算ス

第十六條 第十八條各號ノ一ニ該當シテ現役ヲ離レタル場合ニ於ケル其ノ現役月數ハ再ヒ現役ニ就キタル場合ニ於テ現役年數ニ之ヲ通算セス

第十七條 服役年金ヲ受ケタル後再ヒ現役ニ就キタル者其ノ現役ヲ離レタルトキハ後ノ官階等級ニ對スル服役年金又ハ傷病年金ト既得ノ服役年金トヲ比較シ其ノ多キ方ヲ給ス但シ服役年金ヲ比較スヘキ場合ハ後ノ現役ノ期間一年以上ノトキニ限ル

第十八條 朝鮮軍人左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ扶助金ヲ給セス
一 禁錮以上ノ刑ニ處セラレタルニ因リ現役ヲ離レタルトキ
二 自己ノ便宜又ハ懲戒ノ處分ニ因リ現役ヲ離レタルトキ

第十九條 服役年金又ハ傷病年金ヲ受ケ又ハ受クヘキ者六年ノ懲役又ハ禁錮以上ノ刑ニ處セラレタルトキハ其ノ以後ノ年金ハ之ヲ給セス

第二十條 服役年金又ハ傷病年金ヲ受ケ又ハ受クヘキ者再ヒ現役ニ就キ又ハ文官ニ任セラレタルトキハ其ノ現役中又ハ在官中年金ノ支給ヲ停止ス六年未滿ノ懲役又ハ禁錮ニ處セラレタル時ヨリ刑ノ執行ヲ終リ又ハ其ノ執行ヲ受クルコトナキニ至ル迄ノ間亦前項ニ同シ

第二十一條 服役年金又ハ傷病年金ヲ受ケ又ハ受クヘキ者官吏恩給法ニ依ル恩給ヲ受クルトキハ服役年金又ハ傷病年金ハ恩給受給ノ月ヨリ之ヲ給セス但シ服役年金又ハ傷病年金ノ額恩給ノ額ヨリ多キトキハ其ノ差額ニ相當スル額ヲ給ス

第二十二條 扶助金ヲ受クヘキ順位ニ在ル遺族左ノ各號ノ一ニ該當スル者ナルトキハ扶助金ハ次順位者ニ之ヲ給ス
一 六年ノ懲役又ハ禁錮以上ノ刑ニ處セラレタル者
二 六年未滿ノ懲役又ハ禁錮ニ處セラレ刑ノ執行中又ハ刑ノ執行ヲ受ク

ルコトナキニ至ル迄ノ間ノ者
三 所在不明中ノ者

前項ノ規定ニ依リ扶助金ヲ受クヘキ者ナキトキハ葬祭料ヲ除クノ外ノ扶助金ハ前項第二號又ハ第三號ニ該當スル者ニ刑ノ執行ヲ終リ若ハ其ノ執行ヲ受クルコトナキニ至リタルトキ又ハ所在分明ト爲リタルトキ之ヲ給スルコトアルヘシ

第二十三條 扶助金ハ之ヲ受クヘキ事由ノ生シタル日ヨリ三年内ニ請求セサルトキハ之ヲ受クル資格ヲ失フ但シ前條第二項ノ場合ニ在リテハ刑ノ執行ヲ終リ若ハ其ノ執行ヲ受クルコトナキニ至リタル日又ハ所在分明ト爲リタル日ヨリ請求期間ヲ起算スルモノトス

第二十四條 扶助金ノ支給ハ朝鮮總督之ヲ管掌ス

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本令ハ明治四十三年八月二十九日以後本令施行前ニ於テ第四條、第五條、第

七條又ハ第八條ニ該當シタル朝鮮軍人又ハ其ノ遺族ニシテ本令施行ノ際現ニ生存スル者ニ對シ之ヲ適用シ本令施行ノ日ヨリ扶助金ヲ給ス
前項ノ規定ニ依リ扶助金ヲ受クル資格アル者本令施行ノ日ヨリ三年内ニ請求セサルトキハ其ノ資格ヲ失フ

(別表)

第一表 服役年金表

副將	正領	副領	參領	正尉	副尉	參尉	正校務	正校	副校	參校	上等兵	一等卒	二等卒	
四八〇	四二〇	三六〇	三〇〇	二四〇	一八〇	一四四	一二〇	八〇	五〇	四五	四〇	三五	三〇	二五
同相	同相	同相	同相	同相	同相	同相	同相	同相	同相	同相	同相	同相	同相	同相
當官	當官	當官	當官	當官	當官	當官	當官	當官	當官	當官	當官	當官	當官	當官

第二表 傷病年金表

第五條	副將	參將	正領	副領	參領	正尉	副尉	參尉	正校務	正校	副校	參校	上等兵	一等卒	二等卒
第一號症	七六八	六七二	五七六	四八〇	三八四	二八九	二三〇	一九二	一二八	八〇	七二	六四	五六	四八	四〇
同相	同相	同相	同相	同相	同相	同相	同相	同相	同相	同相	同相	同相	同相	同相	同相
當官	當官	當官	當官	當官	當官	當官	當官	當官	當官	當官	當官	當官	當官	當官	當官

第二類 最近恩給法令

		甲					乙				
第五條	第六七二五八八五〇四四二〇三三六二五二二〇二一六八一一二	第五條	六七二五八八五〇四四二〇三三六二五二二〇二一六八一一二	第五條	六七二五八八五〇四四二〇三三六二五二二〇二一六八一一二	第五條	六七二五八八五〇四四二〇三三六二五二二〇二一六八一一二	第五條	六七二五八八五〇四四二〇三三六二五二二〇二一六八一一二	第五條	六七二五八八五〇四四二〇三三六二五二二〇二一六八一一二
第二號症	五七六五〇四四三三三六〇二八八二一六一七三一四四	第二號症	五七六五〇四四三三三六〇二八八二一六一七三一四四	第二號症	五七六五〇四四三三三六〇二八八二一六一七三一四四	第二號症	五七六五〇四四三三三六〇二八八二一六一七三一四四	第二號症	五七六五〇四四三三三六〇二八八二一六一七三一四四	第二號症	五七六五〇四四三三三六〇二八八二一六一七三一四四
第五條	六七二五八八五〇四四二〇三三六二五二二〇二一六八一一二	第五條	六七二五八八五〇四四二〇三三六二五二二〇二一六八一一二	第五條	六七二五八八五〇四四二〇三三六二五二二〇二一六八一一二	第五條	六七二五八八五〇四四二〇三三六二五二二〇二一六八一一二	第五條	六七二五八八五〇四四二〇三三六二五二二〇二一六八一一二	第五條	六七二五八八五〇四四二〇三三六二五二二〇二一六八一一二
第一號症	六七二五八八五〇四四二〇三三六二五二二〇二一六八一一二	第一號症	六七二五八八五〇四四二〇三三六二五二二〇二一六八一一二	第一號症	六七二五八八五〇四四二〇三三六二五二二〇二一六八一一二	第一號症	六七二五八八五〇四四二〇三三六二五二二〇二一六八一一二	第一號症	六七二五八八五〇四四二〇三三六二五二二〇二一六八一一二	第一號症	六七二五八八五〇四四二〇三三六二五二二〇二一六八一一二
第五條	五七六五〇四四三三三六〇二八八二一六一七三一四四	第五條	五七六五〇四四三三三六〇二八八二一六一七三一四四	第五條	五七六五〇四四三三三六〇二八八二一六一七三一四四	第五條	五七六五〇四四三三三六〇二八八二一六一七三一四四	第五條	五七六五〇四四三三三六〇二八八二一六一七三一四四	第五條	五七六五〇四四三三三六〇二八八二一六一七三一四四
第二號症	五七六五〇四四三三三六〇二八八二一六一七三一四四	第二號症	五七六五〇四四三三三六〇二八八二一六一七三一四四	第二號症	五七六五〇四四三三三六〇二八八二一六一七三一四四	第二號症	五七六五〇四四三三三六〇二八八二一六一七三一四四	第二號症	五七六五〇四四三三三六〇二八八二一六一七三一四四	第二號症	五七六五〇四四三三三六〇二八八二一六一七三一四四
第五條	四八〇四二〇三六〇三〇〇二四〇一八〇一四四一二〇	第五條	四八〇四二〇三六〇三〇〇二四〇一八〇一四四一二〇	第五條	四八〇四二〇三六〇三〇〇二四〇一八〇一四四一二〇	第五條	四八〇四二〇三六〇三〇〇二四〇一八〇一四四一二〇	第五條	四八〇四二〇三六〇三〇〇二四〇一八〇一四四一二〇	第五條	四八〇四二〇三六〇三〇〇二四〇一八〇一四四一二〇
第三號症	四八〇四二〇三六〇三〇〇二四〇一八〇一四四一二〇	第三號症	四八〇四二〇三六〇三〇〇二四〇一八〇一四四一二〇	第三號症	四八〇四二〇三六〇三〇〇二四〇一八〇一四四一二〇	第三號症	四八〇四二〇三六〇三〇〇二四〇一八〇一四四一二〇	第三號症	四八〇四二〇三六〇三〇〇二四〇一八〇一四四一二〇	第三號症	四八〇四二〇三六〇三〇〇二四〇一八〇一四四一二〇

第三表 賑恤金表

副將	參將	正領	副領	參領	正尉	副尉	參尉	正校	副校	參校	上等兵	一等卒	二等卒
二四〇四	二一〇四	一八〇四	一五〇四	一二〇四	九〇四	七二四	六〇四	四〇四	二五四	二二四	二〇四	一七四	一五四
二四〇四	二一〇四	一八〇四	一五〇四	一二〇四	九〇四	七二四	六〇四	四〇四	二五四	二二四	二〇四	一七四	一五四

第四表 葬祭料表

將校	同相當官	准士官	下	士	兵	卒
二〇四	二〇四	二〇四	二〇四	一五四	一〇四	一〇四

●朝鮮軍人及朝鮮軍人遺族扶助令施行規則

大正七年八月七日 朝鮮總督府令第七十八號

朝鮮軍人及朝鮮軍人遺族扶助令施行規則左ノ通定ム

朝鮮軍人及朝鮮軍人遺族扶助令施行規則

第一條 朝鮮軍人及朝鮮軍人遺族扶助令ニ依リ扶助金ヲ受クヘキ者ハ其ノ請求書ヲ朝鮮總督ニ差出スヘシ

第二條 服役年金、傷病年金又ハ朝鮮軍人及朝鮮軍人遺族扶助令第七條ニ依ル賑恤金ノ請求書ニハ左ニ掲クル書類ヲ添付スヘシ但シ賑恤金ノ請求書ニハ民籍謄本ノ添付ヲ要セス

一 履歷書

二 民籍謄本

三 傷病年金又ハ賑恤金ヲ請求スル者ハ朝鮮軍人及朝鮮軍人遺族扶助令第五條又ハ第七條ノ事實ヲ證スル朝鮮軍司令官又ハ朝鮮憲兵隊司令官ノ書面

朝鮮軍人及朝鮮軍人遺族扶助令第十七條ニ該當スルトキキハ前項ノ書類ノ外年金證書ヲ添付スヘシ

第三條 朝鮮軍人及朝鮮軍人遺族扶助令第八條ニ依ル賑恤金又ハ葬祭料ノ請求書ニハ左ニ掲クル書類ヲ添付スヘシ

一 朝鮮軍司令官又ハ朝鮮憲兵隊司令官ヨリ下付セラレタル履歷書

第二類 最近恩給法令

二 民籍謄本

三 公務ノ爲受ケタル傷痍疾病ニ起因シ現役中死歿シタル者ノ遺族ニ在リテハ其ノ事實ヲ證スル朝鮮軍司令官又ハ朝鮮憲兵隊司令官ノ書面

第四條 朝鮮軍人及朝鮮軍人遺族扶助令第十三條ニ規定スル年金ノ請求書ニハ民籍謄本及年金ヲ受ケタル者ニ在リテハ年金證書ヲ、年金ヲ受クヘキ者ニ在リテハ履歷書ヲ添附スヘシ

傷病年金ヲ受クヘキ者ニ在リテハ前項ニ規定スル書類ノ外朝鮮軍人及朝鮮軍人遺族扶助令第五條ノ事實ヲ證スル朝鮮軍司令官又ハ朝鮮憲兵隊司令官ノ書面ヲ添附スヘシ

第五條 朝鮮軍人及朝鮮軍人遺族扶助令第二十二條ニ依リ扶助金ヲ請求スル者ハ請求書ニ扶助金ヲ受クヘキ者タルコトヲ證スルニ足ル書類ヲ添附スヘシ

第六條 朝鮮總督ニ於テ扶助金ノ請求ヲ許可シタルトキハ朝鮮軍人及朝鮮軍人遺族扶助令第十三條ニ規定スル年金以外ノ年金ニ在リテハ年金證書ヲ其ノ他ノ扶助金ニ在リテハ辭令書ヲ交付ス

第七條 朝鮮軍人及朝鮮軍人遺族扶助令第二十一條但書ノ規定ニ依リ年金ヲ受クヘキ者ハ恩給證書寫及年金證書ヲ添ヘ其ノ旨朝鮮總督ニ届出ツヘシ

前項ノ届出アリタル場合ニ於テ年金ヲ支給スヘキモノナルトキハ支給スヘキ金額及事由ヲ年金證書ノ裏面ニ記載シ記名捺印ノ上之ヲ交付ス

第八條 年金ハ年額ヲ四分シ四月、七月、十月、一月ニ於テ其ノ前三月分ヲ支給ス但シ年金ヲ受クル資格ヲ喪ヒ又ハ其ノ支給ヲ停止シタルトキハ期月ニ拘ラス之ヲ支給ス

第九條 年金ヲ受ケ又ハ受クヘキ者六年ノ懲役又ハ禁錮以上ノ刑ニ處セラレタルトキハ其ノ裁判確定ノ日ヲ以テ年金ノ支給ヲ終ル

年金ヲ受ケ又ハ受クヘキ者現役ニ就キ又ハ文官ニ任セラレタルトキハ俸給ノ支給ヲ始ムル日ノ前日ヲ以テ年金ノ支給ヲ終ル

年金ヲ受ケ又ハ受クヘキ者現役ヲ離レ又ハ退官シタルトキハ俸給ノ支給ヲ終リタル日ノ翌日ヨリ年金ノ支給ヲ復ス但シ恩給ヲ受クル場合ハ此ノ限ニ在ラス

年金ヲ受ケ又ハ受クヘキ者六年未滿ノ懲役若ハ禁錮ニ處セラレ又ハ刑ノ執行猶豫ノ言渡ヲ受ケタルトキハ裁判確定ノ日又ハ言渡ヲ受ケタル日ヲ以テ年金ノ支給ヲ終リ刑ノ執行ヲ終リタル日ノ翌日又ハ其ノ執行ヲ受クルコトナキニ至リタル日ヨリ年金ノ支給ヲ復ス

第十條 朝鮮軍人及朝鮮軍人遺族扶助令第五條各號ニ規定スル傷痍疾病ノ等差ニ關シテハ陸軍軍人ノ例ニ準ス

第十一條 年金ヲ受ケ又ハ受クヘキ者左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ本人又ハ遺族ヨリ其ノ旨ヲ朝鮮總督ニ届出ツヘシ

- 一 死歿ノトキ
- 二 六年ノ懲役又ハ禁錮以上ノ刑ニ處セラレタルトキ
- 三 年金ト同額又ハ年金ヨリ多額ノ恩給ヲ受ケタルトキ
- 四 六年未滿ノ懲役若ハ禁錮ニ處セラレタルトキ又ハ刑ノ執行猶豫ノ言渡ヲ受ケタルトキ及其ノ

刑ノ執行ヲ終リ又ハ執行ヲ受クルコトナキニ至リタルトキ

第十二條 前條第一號乃至第三號ノ届出ヲ爲ス場合ニ於テハ同時ニ年金證書ヲ返納スヘシ但シ朝鮮軍人及朝鮮軍人遺族扶助令第十三條ニ規定スル年金ヲ受クヘキ者アルトキハ此ノ限ニ在ラス

第十三條 年金ヲ受ケ又ハ受クヘキ者現役ニ就キ又ハ文官ニ任セラレタルトキハ十四日以内ニ其ノ旨

ヲ朝鮮總督ニ届出ツヘシ其ノ現役ヲ離レタルトキ又ハ退官シタルトキ亦同シ

第十四條 年金證書ヲ亡失シタル者ハ其ノ旨ヲ朝鮮總督ニ届出ツヘシ

前項ノ届出アリタルトキハ其ノ事實ヲ調査シ年金證書ノ謄本ヲ交付ス

前項ノ謄本ハ本證書ト同一ノ效力ヲ有ス

第十五條 年金ヲ受クル者氏名ヲ改メタルトキハ民籍謄本及年金證書ヲ添ヘ朝鮮總督ニ届出ツヘシ

前項ノ届出アリタリトキハ證書ノ裏面ニ其ノ事實ヲ記載シ記名捺印ノ上之ヲ交付ス

附 則

本令ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

● 執達吏規則中改正法律

大正八年四月五日
法律第四十號

朕帝國議會ノ協贊ヲ經タル執達吏規則中改正法律ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セ

シム(總理府司法大臣副署)

執達吏規則中左ノ通改正ス

第十九條中「百八拾圓」ヲ「四百五十圓」ニ改ム

附 則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

〔參 照〕

本法ハ同年五月十二日勅令第九十二號ヲ以テ大正八年六月一日ヨリ施行セラレ

明治十三年七月二十日法律第五十一號執達吏規則抄録

第十九條 執達吏一年間ニ收入セシ手数料百八拾圓ニ充タサルトキハ國庫ヨリ其不足額ヲ支給ス

第二十一條 執達吏ハ官吏恩給法ニ照シ恩給ヲ受ク其恩給年額ハ第十九條ニ定メタル金額ヲ俸給

額ト看做シテ算定ス

大正九年八月二十七日勅令第三百二十三號執達吏恩給増額特例ノ件本書第一類ニ掲ク

●東京府吏員職員ノ退隱料等支給規則中改正

大正八年四月一日
東京府令第三十二號

明治三十六年三月東京府令第二十號府ノ經濟ヨリ給料ヲ受クル吏員職員ノ退隱料退職給與金遺族扶助料支給規則中府會ノ議決ヲ經テ左ノ通改正ス
本令ハ大正八年四月一日ヨリ之ヲ施行ス
第一條第一項第二號ヲ左ノ如ク改ム

一、警視廳所管ノ技師、技手、書記、調劑員

〔參照〕 本規則ハ恩三八八頁

●東京市吏員退隱料及遺族扶助料條例中改正

大正八年三月五日
東京市條例第二號

本市會ノ議決ヲ經東京府知事ノ許可ヲ受ケ市吏員退隱料及遺族扶助料條例中左ノ通改正ス
中左ノ通改正ス

大正二年三月市條例第六號市吏員退隱料及遺族扶助料條例中左ノ通改正シ
大正八年四月一日ヨリ之ヲ適用ス

第二條ノ二 有給吏員ハ毎月其受クル俸給ノ百分ノ一ヲ本市ニ納付スヘシ

第三條及第四條中「百二十分ノ一」ヲ「四十分ノ一」ニ改ム

第七條 退隱料ヲ受クル者若クハ受クヘキ者退職後二年以内ニ死亡シタル

トキハ既ニ受ケタル退隱料額ト退隱料年額ニ二ヲ乘シタル額トノ差額ヲ

一時扶助金トシテ第十條及第十一條ノ順位ニ依リ其遺族ニ支給ス

〔參照〕 本條例ハ恩三八〇頁

●傭人扶助令

大正七年十一月二十一日
勅令第三百八十二號

朕傭人扶助令ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム(總理、大藏、農務大臣副署)

傭人扶助令

第一條 政府ハ其ノ雇傭スル職工、鑛夫其ノ他ノ傭人業務上負傷シ、疾病ニ罹リ又ハ死亡シタル場合ニ於テハ本令ニ依リ扶助金ヲ支給ス但シ傭人自己ノ重大ナル過失ニ因ル場合ハ此ノ限ニ在ラス
扶助金ノ支給ヲ受クヘキ者法令ニ依リ同一ノ原因ニ付損害賠償ヲ受ケタルトキハ其ノ金額ハ扶助金ノ額ヨリ之ヲ控除ス
扶助金ノ支給ハ傭人ヲ解雇スルモ變更スルコトナシ

第二條 扶助金ハ療治料、休業扶助料、障害扶助料、一時扶助料、遺族扶助料及葬祭料ノ六種トシ左ノ區別ニ從ヒ別表ニ依リ之ヲ支給ス

- 一 療治料ハ負傷シ又ハ疾病ニ罹リ療養ヲ要スル者ニシテ官費治療ヲ受ケサルモノニ之ヲ支給ス

二 休業扶助料ハ療養ノ爲勞務ニ服スルコト能ハサルニ因リ賃金ヲ受ケサル者ニ之ヲ支給ス

三 障害扶助料ハ負傷又ハ疾病ノ治癒シタル時ニ於テ仍身體ニ障害ヲ存スル者ニ之ヲ支給ス

四 一時扶助料ハ療養開始後三年ヲ經過スルモ負傷又ハ疾病ノ治癒セサル者ニ之ヲ支給ス

五 遺族扶助料ハ死亡シタル者ノ遺族ニ之ヲ支給ス

六 葬祭料ハ葬祭ヲ行フ遺族ニ之ヲ支給ス葬祭ヲ行フ遺族ナキ場合ニ於テハ葬祭ヲ行フ者ニ之ヲ支給スルコトヲ得

一時扶助料ヲ支給スルトキハ以後本令ニ依ル他ノ扶助金ハ之ヲ支給セス

第三條 障害扶助料、一時扶助料、遺族扶助料又ハ葬祭料ノ額ハ別表金額ノ範圍内ニ於テ負傷、疾病又ハ死亡ノ原因、身體障害ノ輕重、勤務年限ノ長短其ノ他各種ノ事情ヲ斟酌シテ之ヲ定ム

第四條 療治料又ハ休業扶助料ハ毎月一回以上之ヲ拂渡スモノトス

第五條 負傷又ハ疾病ノ再發ニ因リ身體障害ノ程度ヲ加重シタル場合ニ於テハ障害扶助料ノ額ハ新ニ之ヲ定メ既ニ支給シタル障害扶助料ノ金額ヲ控除シテ之ヲ支給ス

第六條 遺族扶助料ノ支給ヲ受クヘキ者ニ關シテハ工場法施行令第十條乃至第十二條ノ規定ヲ準用ス

第七條 負傷又ハ疾病カ傭人ノ解雇後ニ再發シタル場合ニ於テハ扶助金ハ之ヲ支給セス

第八條 解雇後一年ヲ經過シタルトキハ本令ニ依ル扶助金ハ之ヲ請求スルコトヲ得ス但シ解雇前ニ又ハ解雇後一年内ニ請求シタル扶助ノ原因タル負傷又ハ疾病ニ基キ扶助金ヲ請求スルトキハ此ノ限ニ在ラス

第九條 扶助金算出ノ標準タル賃金ノ額ヲ定ムル方法ニ關シテハ工場法施行令第十六條第一號及第二號ノ規定ヲ準用ス
前項ノ規定ニ依リテ金額ヲ算出スルコトヲ得サル場合ニ於テハ主務官廳之ヲ定ム

第十條 政府ヨリ給與金ヲ受クル相互救済ヲ目的トスル組合ノ組合員タル傭人ニハ本令ヲ適用セス

附則

本令ハ大正八年一月一日ヨリ之ヲ施行ス
本令施行ノ際官役職工人夫扶助令ニ依リ療治料又ハ給助料ヲ受ケ又ハ受クヘキ者ニハ本令施行ノ日ヨリ本令ニ依ル扶助金ヲ支給ス
官役職工人夫扶助令ハ之ヲ廢止ス

(別表)

種別	療治料		休業扶助料		障害扶助料	一時扶助料	遺族扶助料	葬祭料
	種別	金額	種別	金額				
療治料	休業三月以内一日ニ付	實費	休業三月ヲ超ユル日數一日ニ付	賃金日額二分ノ一	從來ノ勞務ニ服スルコト能ハサル者、健康舊ニ服スルコト能ハサル者又ハ女子ニシテ其ノ外貌ニ醜痕ヲ殘シタル者	終身自用ヲ辨スルコト能ハサル者	終身勞務ニ服スルコト能ハサル者	從來ノ勞務ニ服スルコト能ハサル者、健康舊ニ服スルコト能ハサル者又ハ女子ニシテ其ノ外貌ニ醜痕ヲ殘シタル者
	終身自用ヲ辨スルコト能ハサル者	賃金日額三分ノ一	終身勞務ニ服スルコト能ハサル者	賃金百七十日分以上三百日分以下				
休業扶助料	休業三月以内一日ニ付	賃金日額二分ノ一	休業三月ヲ超ユル日數一日ニ付	賃金日額三分ノ一	從來ノ勞務ニ服スルコト能ハサル者、健康舊ニ服スルコト能ハサル者又ハ女子ニシテ其ノ外貌ニ醜痕ヲ殘シタル者	終身自用ヲ辨スルコト能ハサル者	終身勞務ニ服スルコト能ハサル者	從來ノ勞務ニ服スルコト能ハサル者、健康舊ニ服スルコト能ハサル者又ハ女子ニシテ其ノ外貌ニ醜痕ヲ殘シタル者
	終身自用ヲ辨スルコト能ハサル者	賃金百七十日分以上三百日分以下	終身勞務ニ服スルコト能ハサル者	賃金百七十日分以上三百日分以下				
障害扶助料	從來ノ勞務ニ服スルコト能ハサル者	賃金百七十日分以上三百日分以下	從來ノ勞務ニ服スルコト能ハサル者	賃金百七十日分以上三百日分以下	從來ノ勞務ニ服スルコト能ハサル者、健康舊ニ服スルコト能ハサル者又ハ女子ニシテ其ノ外貌ニ醜痕ヲ殘シタル者	終身自用ヲ辨スルコト能ハサル者	終身勞務ニ服スルコト能ハサル者	從來ノ勞務ニ服スルコト能ハサル者、健康舊ニ服スルコト能ハサル者又ハ女子ニシテ其ノ外貌ニ醜痕ヲ殘シタル者
	終身自用ヲ辨スルコト能ハサル者	賃金百七十日分以上三百日分以下	終身勞務ニ服スルコト能ハサル者	賃金百七十日分以上三百日分以下				
一時扶助料	從來ノ勞務ニ服スルコト能ハサル者	賃金百七十日分以上三百日分以下	從來ノ勞務ニ服スルコト能ハサル者	賃金百七十日分以上三百日分以下	從來ノ勞務ニ服スルコト能ハサル者、健康舊ニ服スルコト能ハサル者又ハ女子ニシテ其ノ外貌ニ醜痕ヲ殘シタル者	終身自用ヲ辨スルコト能ハサル者	終身勞務ニ服スルコト能ハサル者	從來ノ勞務ニ服スルコト能ハサル者、健康舊ニ服スルコト能ハサル者又ハ女子ニシテ其ノ外貌ニ醜痕ヲ殘シタル者
	終身自用ヲ辨スルコト能ハサル者	賃金百七十日分以上三百日分以下	終身勞務ニ服スルコト能ハサル者	賃金百七十日分以上三百日分以下				
遺族扶助料	從來ノ勞務ニ服スルコト能ハサル者	賃金百七十日分以上三百日分以下	從來ノ勞務ニ服スルコト能ハサル者	賃金百七十日分以上三百日分以下	從來ノ勞務ニ服スルコト能ハサル者、健康舊ニ服スルコト能ハサル者又ハ女子ニシテ其ノ外貌ニ醜痕ヲ殘シタル者	終身自用ヲ辨スルコト能ハサル者	終身勞務ニ服スルコト能ハサル者	從來ノ勞務ニ服スルコト能ハサル者、健康舊ニ服スルコト能ハサル者又ハ女子ニシテ其ノ外貌ニ醜痕ヲ殘シタル者
	終身自用ヲ辨スルコト能ハサル者	賃金百七十日分以上三百日分以下	終身勞務ニ服スルコト能ハサル者	賃金百七十日分以上三百日分以下				
葬祭料	從來ノ勞務ニ服スルコト能ハサル者	賃金百七十日分以上三百日分以下	從來ノ勞務ニ服スルコト能ハサル者	賃金百七十日分以上三百日分以下	從來ノ勞務ニ服スルコト能ハサル者、健康舊ニ服スルコト能ハサル者又ハ女子ニシテ其ノ外貌ニ醜痕ヲ殘シタル者	終身自用ヲ辨スルコト能ハサル者	終身勞務ニ服スルコト能ハサル者	從來ノ勞務ニ服スルコト能ハサル者、健康舊ニ服スルコト能ハサル者又ハ女子ニシテ其ノ外貌ニ醜痕ヲ殘シタル者
	終身自用ヲ辨スルコト能ハサル者	賃金百七十日分以上三百日分以下	終身勞務ニ服スルコト能ハサル者	賃金百七十日分以上三百日分以下				

●年金恩給支給規則中改正

大正七年十一月十一日
逓信省令第五十二號

年金恩給支給規則中左ノ通改正ス
 本令ハ大正七年十二月一日ヨリ之ヲ施行ス
 第十二條第一項中「組入レ其ノ旨ヲ受給者ニ通知ス」ヲ「組入ノ手續ヲ爲ス」ニ改メ、第二項ヲ左ノ如ク改ム
 受給者ハ給與金ノ支給期毎ニ郵便貯金通帳ヲ支給郵便局ニ差出シ之ニ振替預入金ノ記入ヲ受クヘシ

〔參照〕

明治四十三年^{五月十七日}逓信省令第六號年金恩給支給規則抄錄

第十條 受給者ハ給與ニ關スル證書ヲ豫メ爲替貯金局ニ寄託シ其ノ給與金ヲ支給期毎ニ自己ノ郵便貯金ニ振替預入ノ請求ヲ爲スコトヲ得
 受給者前項ノ請求ヲ爲サムトスルトキハ振替預入ヲ受ケムトスル郵便貯金通帳ノ記號番號、給與ニ關スル證書ノ種類及記號番號並請求ノ要旨ヲ記載シタル請求書ニ關スル證書ヲ添ヘ之ヲ支給郵便局ニ差出スヘシ

第十一條 爲替貯金局ニ於テ前條ノ請求ニ依リ給與ニ關スル證書ノ寄託ヲ受ケタルトキハ其ノ保管證書ヲ當該受給者ニ交付ス

第十二條 第十條ニ依リ郵便貯金ニ振替預入ノ請求アリタル給與金ハ其ノ支給期毎ニ爲替貯金局ニ於テ之ヲ受給者ノ郵便貯金ニ組入レ其ノ旨ヲ受給者ニ通知ス
受給者前項ノ通知ヲ受ケタルトキハ其ノ通知書ニ郵便貯金通帳ヲ添ヘ支給郵便局ニ差出シ通帳ニ振替預入金ノ記入ヲ受クヘシ

第三類 主要參考法令

●高等官官等俸給令中改正(増俸)

大正九年八月十八日
勅令第二百五十七號

朕高等官官等俸給令中改正ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム(總理大臣署名)

高等官官等俸給令中左ノ通改正ス

第七條 中國勢院總裁以下ヲ左ノ如ク改ム(舊條文字ヲ後ニ掲グ)

樞密院議長	特命全權大使	判事	臺灣總督	關東長官	會計検査院長	行政裁判所長官	國勢院總裁	樞密院副議長
			年俸	年俸	年俸	年俸	年俸	年俸
			七千五百圓	七千圓	七千圓	七千圓	七千圓	七千圓

朝鮮總督府政務總監

樞密顧問官

年俸 六千五百圓

第八條中「製鐵所長官」

年俸

六千五百圓

「次ニ「稅關長」

「朝鮮總督府醫院醫官」ノ次ニ「朝鮮總督府道參與官」

「海軍教授

「次ニ「官立大學教授」、「文部省直轄諸學校長」及「旅順工科學堂教授」ヲ加ヘ「陸軍教授

「警察講習所長

「陸軍教授

「陸軍教授

「六千圓」及「五千五百圓」

「四千五百圓」

「四千二百圓」

「三千三百圓」

「四千八百圓」

第九條 勅任文官

勅任文官ニシテ五年以上其ノ官ノ最高俸ヲ受ケテ在職シ功績顯著ナル者ニハ

特ニ七百圓以内ノ年功加俸ヲ給スルコトヲ得

前項ノ規定ノ適用ニ付テハ勅任文官

ノ在職年數ニシテ現官ノ最高俸額以上ノ俸給ヲ

受ケタル年數ハ之ヲ現官ノ最高俸ヲ受ケタル在職年數ニ通算ス

前項ノ規定ニ依リ在職年數ヲ通算シ五年以上ニ及フ者ヲ勅任文官ニ任スル際ハ特ニ第一項ノ年功

加俸ヲ給スルコトヲ得

第九條ノ二 高等官二等ヲ最高官等トスル勅任文官ニシテ三年以上高等官二等ニ在職シ功績顯著ナ

ル者ハ特ニ高等官一等ニ陞叙スルコトヲ得

前項ノ規定ノ適用ニ付テハ高等官一等又ハ高等官二等ヲ最高官等トスル勅任文官ノ高等官二等以上ノ在職年數ハ之ヲ現官ノ高等官二等ノ在職年數ニ通算ス

前官高等官一等ノ勅任文官ニ在リタル者ヲ高等官二等ヲ最高官等トスル勅任文官ニ任スル場合ニ於テハ特ニ高等官一等ニ敘スルコトヲ得

第九條ノ三乃至第九條ノ六及第十二條第二項ヲ削ル

第十三條中「高等官五等乃至八等、同第四號ニ依ルモノハ高等官六等以下、同第五號ニ依ルモノハ高等官三等以下トス」ヲ「高等官五等以下トス」ニ改ム(舊條文ヲ後ニ掲グ)

第十四條 別表第二表第一號ニ依ル諸官左ノ如シ(以下三條諸官ノ列記ハ原令ハ一段ナリト雖モ便宜ノ爲ニ橫線ヲ入レ二段ニ印刷ス)

- 內閣書記官
- 內閣總理大臣祕書官
- 內閣恩給局書記官
- 法制局參事官
- 賞勳局書記官
- 拓殖局書記官
- 國勢院書記官
- 國勢院事務官
- 國勢院統計官
- 臨時國勢調查局事務官
- 臨時國勢調查局統計官
- 樞密院書記官
- 樞密院議長祕書官
- 各省參事官
- 各省大臣祕書官
- 各省書記官
- 外務事務官
- 外務省事務官

第三類 主要參考法令

外務省翻譯官
 內務監察官
 內務事務官
 地方局事務官
 警保局事務官
 土木局書記官
 衛生局事務官
 考證官
 防疫官
 明治神宮造營局書記官
 特殊財産管理局事務官
 警察講習所教授
 大藏事務官
 主計局書記官
 大藏省主計官
 理財局書記官
 臨時議院建築局事務官

專賣局參事
 釀造試驗所事務官
 稅關事務官
 稅關副事務官
 稅務監督官
 稅務副監督官
 理事
 馬政局書記官
 航空局書記官
 航空局事務官
 陸軍教授
 千住製絨所事務官
 主理
 海軍教授
 判事
 檢事
 文部事務官

文部省事務官
 圖書事務官
 圖書監修官
 學校衛生官
 帝國大學書記官
 帝國大學醫學部附屬醫院藥局長
 東北大學醫學部附屬工學專門部教授
 北海道帝國大學附屬大學豫科土木專門部水
 產專門部教授
 官立大學教授
 官立大學助教授
 官立大學豫科教授
 官立大學附屬專門部教授
 文部省直轄諸學校教授
 臨時教員養成所教授
 農務局書記官
 農務局事務官

商務局書記官
 商務局事務官
 保險事務官
 工務局書記官
 工務局事務官
 工場監督官
 山林局書記官
 山林事務官
 山林技師
 鑛山局事務官
 鑛業監督官
 水產局書記官
 水產局事務官
 農商務省軍需事務官
 特許局事務官
 特許局審理官
 戰時保險局事務官

第三類 主要參考法令

戰時保險官
 臨時米穀管理部事務官
 鑛務官
 鑛務監督官
 鑛務技師
 製鐵所參事
 製鐵所醫官
 水產講習所教授
 植物檢查官
 遞信監察官
 通信局事務官
 電氣局書記官
 電氣局事務官
 管船局書記官
 爲替貯金局事務官
 遞信局事務官
 通信技師

高等海員審判所審判官
 高等海員審判所理事官
 地方海員審判所審判官
 地方海員審判所理事官
 商船學校教授
 鐵道局參事
 朝鮮總督府參事官
 朝鮮總督府秘書官
 朝鮮總督府事務官
 朝鮮總督府視學官
 朝鮮總督府警察官講習所長
 朝鮮總督府遞信事務官
 朝鮮總督府遞信技師
 朝鮮總督府高等土地調查委員會事務局事務官
 朝鮮總督府稅關監視官
 朝鮮總督府稅關事務官

朝鮮總督府判事
 朝鮮總督府檢事
 朝鮮總督府營林廠事務官
 朝鮮總督府醫院醫官
 朝鮮總督府醫院副醫官
 朝鮮總督府專門學校教授
 朝鮮總督府中學校長
 朝鮮總督府高等普通學校長
 朝鮮總督府女子高等普通學校長
 朝鮮公立高等女學校長
 朝鮮總督府道事務官
 朝鮮總督府道慈惠醫院醫長
 臺灣總督府參事官
 臺灣總督府秘書官
 臺灣總督府事務官
 臺灣總督府警務官
 臺灣總督府財務局事務官

臺灣總督府海事官
 臺灣總督府防疫醫官
 臺灣總督府視學官
 臺灣總督府法院判官
 臺灣總督府法院檢察官
 臺灣總督府鐵道部事務官
 臺灣總督府專賣局事務官
 臺灣總督府營林局事務官
 臺灣總督府高等商業學校教授
 臺灣總督府醫學專門學校教授
 臺灣總督府中學校長
 臺灣總督府高等女學校長
 臺灣總督府師範學校長
 臺灣公立高等普通學校長
 臺灣公立女子高等普通學校長
 臺灣公立實業學校長
 臺灣總督府醫院醫長

第三類 主要參考法令

臺灣總督府通信技師
 臺灣總督府廳長
 關東廳參事官
 關東長官秘書官
 關東廳事務官
 關東廳警務官
 關東廳學務官
 關東廳法院判官
 關東廳法院檢察官
 關東廳醫院醫長
 關東廳通信管理局事務官
 關東廳通信技師
 旅順工科學堂教授
 關東廳中學校長
 關東廳高等女學校長

旅順師範學堂長
 樺太廳各部長
 樺太廳醫院醫長
 樺太廳鐵道技師
 樺太廳通信技師
 檢査官
 會計檢査院書記官
 行政裁判所評定官
 貴族院書記官
 衆議院書記官
 警視廳官房主事
 廳府縣各部長警視廳消防部長ヲ除ク
 港務官港務部長タルモノ
 府縣事務官
 各廳技師

第十五條 別表第二表第二號ニ依ル諸官左ノ如シ

外務省警視
 造神宮主事
 明治神宮造營局主事
 國立感化院院醫
 主稅局事務官
 專賣局副參事
 專賣局參事補
 稅關鑑査官
 關稅官
 稅務監督局事務官
 司稅官
 副司稅官
 陸軍通譯官
 陸軍編修
 陸地測量師
 陸軍監獄長

海軍通譯官
 海軍編修
 海軍監獄長
 監獄事務官
 典獄
 維新史料編纂官
 帝國大學事務官
 帝國大學學生監
 帝國大學司書官
 官立大學事務官
 農商務省統計官
 度量衡事務官
 山林事務官補
 製鐵所副參事
 遞信事務官
 爲替貯金局副事務官

第三類 主要參考法令

第三類 主要參考法令

為替貯金局事務官補
 遞信局副事務官
 遞信局事務官補
 通信副事務官
 通信事務官補
 商船學校教諭
 鐵道省事務官
 鐵道局副參事
 鐵道局參事補
 朝鮮總督府統計官
 朝鮮總督府編修官
 朝鮮總督府通譯官
 朝鮮總督府警察官講習所教授
 朝鮮總督府高等土地調查委員會事務局副事務官
 朝鮮總督府遞信副事務官
 朝鮮總督府遞信事務官補

朝鮮總督府稅關鑑定官
 朝鮮總督府典獄
 朝鮮督總府醫院藥劑官(原文)
 朝鮮總督府中學校教諭
 朝鮮總督府高等普通學校教諭
 朝鮮總督府女子高等普通學校教諭
 朝鮮公立高等女學校教諭
 朝鮮公立實業專修學校教諭
 朝鮮公立實業學校教諭
 朝鮮總督府府尹
 朝鮮總督府府司
 朝鮮總督府郡守
 朝鮮總督府道警視
 朝鮮總督府道慈惠醫院醫官
 臺灣總督府統計官
 臺灣總督府編修官
 臺灣總督府警視

臺灣總督府蕃務警視
 臺灣總督府稅務官
 臺灣總督府翻譯官
 臺灣總督府防疫事務官
 臺灣總督府鐵道部事務官補
 臺灣總督府專賣局腦務監督官
 臺灣總督府專賣局翻譯官
 臺灣總督府稅關事務官
 臺灣總督府稅關監視官
 臺灣總督府稅關鑑定官
 臺灣總督府農林專門學校教授
 臺灣總督府商業專門學校教授
 臺灣總督府師範學校教授
 臺灣總督府中學教諭
 臺灣總督府高等女學校教諭
 臺灣總督府商業學校教諭
 臺灣總督府工業學校教諭

臺灣公立高等普通學校教諭
 臺灣公立女子高等普通學校教諭
 臺灣公立高等女學校教諭
 臺灣公立實業學校教諭
 臺灣總督府警察官及司獄官練習所教官
 臺灣總督府圖書館長
 臺灣總督府醫院醫官
 臺灣總督府醫院藥局長
 臺灣總督府通信事務官
 臺灣總督府通信事務官補
 臺灣總督府港務官
 臺灣總督府港務醫官
 臺灣總督府典獄
 臺灣總督府廳事務官
 臺灣總督府廳警視
 臺灣總督府廳技師
 關東廳理事官

第三類 主要參考法令

關東廳事務官補
 關東廳警視
 關東廳翻譯官
 關東廳醫院醫員
 關東廳醫院藥局長
 關東廳典獄
 關東廳海務局技師
 關東廳作業所技師
 關東廳通信事務官
 關東廳通信事務官補
 關東廳中學校教諭

第十六條 別表第二表第三號ニ依ル諸官左ノ如シ

國立感化院教諭
 裁判所書記長
 典獄補
 帝國圖書館司書官
 朝鮮總督府裁判所書記長

關東廳高等女學校教諭
 樺太廳事務官
 樺太廳鐵道事務官
 樺太廳醫院醫官
 樺太廳通信事務官
 樺太廳中學校教諭
 樺太廳高等女學校教諭
 樺太廳支廳長
 副檢査官
 警視廳消防部長

朝鮮總督府裁判所通譯官
 朝鮮總督府醫院事務官
 朝鮮總督府濟生院主事
 朝鮮總督府府事務官
 朝鮮總督府道通譯官

臺灣總督府法院書記長
 臺灣總督府法院通譯
 臺灣總督府典獄補
 臺灣總督府醫學專門學校助教
 臺灣總督府警察官及司獄官練習所舍監
 臺灣總督府醫院事務官

關東廳法院通譯官
 貴族院速記士
 衆議院速記士
 貴族院守衛長
 衆議院守衛長

第十七條 在外公館職員タル高等文官ノ年俸ハ別ニ定ムルモノヲ除クノ外別表第三表ニ依ル
 大使館一等書記官、公使館一等書記官又ハ奏任官タル總領事ニシテ五年以上年俸四千五百圓ヲ受
 ケテ在職シ功績顯著ナル者ニハ特ニ七百圓以内ノ年功加俸ヲ給スルコトヲ得
 前項ニ掲クル各官ノ年俸四千五百圓ヲ受ケタル在職年數ハ相互ニ之ヲ通算ス
 領事若ハ貿易事務官ニシテ三年以上高等官四等ニ在リ又ハ副領事ニシテ三年以上高等官五等ニ在
 リ功績顯著ナル者ハ各一等ヲ陞叙スルコトヲ得
 前項ノ規定ニ依リ一等ヲ陞叙セラレタル領事又ハ貿易事務官ニハ年俸四千五百圓迄ヲ、副領事ニ
 ハ年俸三千八百圓迄ヲ給スルコトヲ得
 第十八條 前數條ノ規定ニ依ルモノヲ除クノ外高等文官ノ年俸ハ別表第四表又ハ第五表ニ依ル但シ
 別段ノ定アルモノハ此ノ限ニ在ラス
 第十九條 別表第二表第一號乃至第三號又ハ別表第五表ニ依ル奏任文官ニシテ五年以上各其ノ官ノ

一級俸ヲ受ケテ在職シ功績顯著ナル者ニハ特ニ七百圓以内ノ年功加俸ヲ給スルコトヲ得
 前項ノ規定ノ適用ニ付テハ高等文官ノ在職年數ニシテ現官ノ一級俸額以上ノ俸給ヲ受ケタル年數
 ハ之ヲ現官ノ一級俸ヲ受ケタル在職年數ニ通算ス
 前項ノ規定ニ依リ在職年數ヲ通算シ五年以上ニ及フ者ヲ奏任文官ニ任スル際ハ特ニ第一項ノ年功
 加俸ヲ給スルコトヲ得

第二十條 高等官四等又ハ高等官五等ヲ最高官等トスル奏任文官外交官、領事官及留
 易事務官ヲ除クニシテ三年以上各其
 ノ官ノ最高官等ニ在職シ功績顯著ナル者ハ特ニ一等ヲ陞敘スルコトヲ得

前項ノ規定ノ適用ニ付テハ高等文官ノ最高官四等以上ノ在職年數ハ之ヲ高等官四等ヲ最高官等ト
 スル現官ノ最高官等ノ在職年數ニ、高等官五等以上ノ在職年數ハ之ヲ高等官五等ヲ最高官等トス
 ル現官ノ最高官等ノ在職年數ニ通算ス

第四號ノ規定ノ適用ヲ受ケサル文官他ノ文官ト爲ル場合ニ於テ前項ノ規定ノ適用ニ付テハ明治三
 十六年勅令第二百八十五號第三條ノ規定ニ依リ敘シ得ル官等ニ依ル

第二十一條 第九條ノ二第二項及前條第二項ノ規定ニ依リ在職年數ヲ通算シテ官等ヲ陞敘スル場合
 ニ於テハ第五條第一項ノ規定ノ適用ヲ妨ケス

第二十二條乃至第二十九條ヲ削リ第三十條ヲ第二十二條、第三十一條ヲ第二十三條、第三十二條ヲ第
 二十四條、第三十三條ヲ第二十五條トス

第二十六條 官制又ハ俸給令ノ改正ニ因リ新ニ給スヘキ俸給ハ改正規定施行ノ日ヨリ之ヲ計算ス

第三十四條ヲ第二十七條トシ以下順次繰上ク

(第一表)

文武高等官官等表 (略)

(第二表)

奏任文官年俸表

級	俸	第一號	第二號	第三號
一級	級	四、五〇〇 <small>圓</small>	三、八〇〇 <small>圓</small>	三、一〇〇 <small>圓</small>
二級	級	四、一〇〇	三、四〇〇	二、七〇〇
三級	級	三、八〇〇	三、一〇〇	二、四〇〇
四級	級	三、四〇〇	二、七〇〇	二、〇〇〇
五級	級	三、一〇〇	二、四〇〇	一、八〇〇
六級	級	二、七〇〇	二、〇〇〇	一、六〇〇

十二級	十一級	十級	九級	八級	七級
一、二〇〇〇	一、四〇〇〇	一、六〇〇〇	一、八〇〇〇	二、〇〇〇〇	二、四〇〇〇
	一、一〇〇〇	一、二〇〇〇	一、四〇〇〇	一、六〇〇〇	一、八〇〇〇
	九〇〇〇	一、〇〇〇〇	一、一〇〇〇	一、二〇〇〇	一、四〇〇〇

(第三表)

在外公館奏任職員年俸表

官名	官等	三	四	五	六	七
大使館一等書記官		四、五〇〇〇	二級四、一〇〇〇			
大使館二等書記官			二級三、八〇〇〇			
大使館三等書記官				二級三、三〇〇〇		
總領事				二級三、一〇〇〇		
大使館一等書記官				二級二、七〇〇〇		
大使館二等書記官				二級二、四〇〇〇		
大使館三等書記官				二級二、一〇〇〇		
領事				二級一、八〇〇〇		
領事官				二級一、四〇〇〇		
領事官補				二級一、〇〇〇〇		

大使館二等書記官	大使館一等書記官	大使館二等通譯官	大使館一等通譯官	副領事	領事官	領事官補
二級三、八〇〇〇	二級三、四〇〇〇	二級三、一〇〇〇	二級三、〇〇〇〇	二級三、〇〇〇〇	二級二、七〇〇〇	二級二、四〇〇〇
二級三、四〇〇〇	二級三、〇〇〇〇	二級二、七〇〇〇	二級二、四〇〇〇	二級二、一〇〇〇	二級一、八〇〇〇	二級一、四〇〇〇
二級三、〇〇〇〇	二級二、七〇〇〇	二級二、四〇〇〇	二級二、一〇〇〇	二級一、八〇〇〇	二級一、四〇〇〇	二級一、〇〇〇〇
二級二、七〇〇〇	二級二、四〇〇〇	二級二、一〇〇〇	二級一、八〇〇〇	二級一、四〇〇〇	二級一、〇〇〇〇	二級〇、六〇〇〇
二級二、四〇〇〇	二級二、一〇〇〇	二級一、八〇〇〇	二級一、四〇〇〇	二級一、〇〇〇〇	二級〇、六〇〇〇	二級〇、二〇〇〇
二級二、一〇〇〇	二級一、八〇〇〇	二級一、四〇〇〇	二級一、〇〇〇〇	二級〇、六〇〇〇	二級〇、二〇〇〇	二級〇、〇〇〇〇
二級一、八〇〇〇	二級一、四〇〇〇	二級一、〇〇〇〇	二級〇、六〇〇〇	二級〇、二〇〇〇	二級〇、〇〇〇〇	二級〇、〇〇〇〇
二級一、四〇〇〇	二級一、〇〇〇〇	二級〇、六〇〇〇	二級〇、二〇〇〇	二級〇、〇〇〇〇	二級〇、〇〇〇〇	二級〇、〇〇〇〇
二級一、〇〇〇〇	二級〇、六〇〇〇	二級〇、二〇〇〇	二級〇、〇〇〇〇	二級〇、〇〇〇〇	二級〇、〇〇〇〇	二級〇、〇〇〇〇
二級〇、六〇〇〇	二級〇、二〇〇〇	二級〇、〇〇〇〇	二級〇、〇〇〇〇	二級〇、〇〇〇〇	二級〇、〇〇〇〇	二級〇、〇〇〇〇
二級〇、二〇〇〇	二級〇、〇〇〇〇	二級〇、〇〇〇〇	二級〇、〇〇〇〇	二級〇、〇〇〇〇	二級〇、〇〇〇〇	二級〇、〇〇〇〇
二級〇、〇〇〇〇	二級〇、〇〇〇〇	二級〇、〇〇〇〇	二級〇、〇〇〇〇	二級〇、〇〇〇〇	二級〇、〇〇〇〇	二級〇、〇〇〇〇

(第四表)

官名	級俸	一級	二級	三級	四級	五級
千住製絨所長 奏任タルモノ		四、五〇〇				
朝鮮總督府營林廠長 奏任タルモノ		四、五〇〇				
朝鮮總督府平壤鑛業所長 奏任タルモノ						
警察講習所長 奏任タルモノ						
文部省直轄諸學校長 奏任タルモノ 但シ東京盲學校長東京聾啞學校長ヲ除ク						
製鐵所理事 奏任タルモノ						
商船學校長 奏任タルモノ		四、五〇〇				
航路標識管理所長 奏任タルモノ			四、一〇〇			
朝鮮總督府道參與官 奏任タルモノ				三、八〇〇		
臺灣總督府高等商業學校長 奏任タルモノ					三、四〇〇	
臺灣總督府醫學專門學校長 奏任タルモノ						三、一〇〇

(第五表)

官名	級俸	一級	二級	三級	四級	五級	六級	七級	八級	九級	十級	十一級	十二級	十三級
海外駐劄財務官 奏任タルモノ		四、五〇〇												
稅關長 奏任タルモノ														
稅務監督局長 奏任タルモノ														
帝國圖書館長 奏任タルモノ														
鑛務署長 奏任タルモノ														
朝鮮總督府稅關長			四、五〇〇											
朝鮮總督府專門學校長														
臺灣總督府稅關長														
臺灣總督府商業專門學校長														
臺灣總督府工業學校長														

第三類 主要參考法令

督學官	四,五〇〇
帝國大學教授	四,一〇〇
史料編纂官	三,八〇〇
港務醫官	三,五〇〇
港務獸醫官	三,一〇〇
國立感化院教諭 <small>國立感化院院長タルモノ</small>	三,〇〇〇
東京盲學校長	三,〇〇〇
東京聾啞學校長	二,八〇〇
師範學校長	二,六〇〇
港務官 <small>港務部長タルモノヲ除ク</small>	二,四〇〇
帝國大學助教授	二,三〇〇
文部省直轄諸學校教諭	二,二〇〇
朝鮮總督府道港務官	二,一〇〇

朝鮮總督府道港務醫官	二,〇〇〇
朝鮮總督府道獸醫官	一,九〇〇
臺灣總督府測候所技師	一,八〇〇
關東廳觀測所技師	一,七〇〇
樺太廳觀測所技師	一,六〇〇
警視廳消防司令	一,五〇〇
北海道廳支廳長	一,四〇〇
島司	一,三〇〇
郡長	一,二〇〇
廳府縣警視	一,一〇〇
廳府縣理事官	一,〇〇〇

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ施行ス但シ俸給ニ關スル改正規定ハ大正九年八月分ヨリ之ヲ適用ス

第三類 主要參考法令

従前ノ規定ニ依リ俸給ヲ受クル者ハ現ニ受クル本俸額ニ付左ノ區分ニ依リ算出シタル金額ニ相當スル級俸又ハ俸給ヲ受クルモノトス但シ相當級俸ヲキトキハ其ノ金額ノ俸給ヲ受クルモノトス

一 本俸年額六千五百圓ヲ超ユルモノ

其ノ年額ニ五百圓ヲ加ヘタル額但シ年額七千五百圓ヲ超ユルコトヲ得ス

二 本俸年額五千五百圓ヲ超エ六千五百圓ヲ超エサルモノ
年額七千圓

三 本俸年額三千圓ヲ超エ五千五百圓ヲ超エサルモノ
其ノ年額ニ千五百圓ヲ加ヘタル額

四 本俸年額千二百圓ヲ超エ三千圓ヲ超エサルモノ
其ノ年額ニ其ノ三十分ノ十三ニ相當スル金額及二百圓ヲ加ヘタル額

五 本俸年額三百六十圓ヲ超エ千二百圓ヲ超エサルモノ
其ノ年額ニ其ノ二分ノ一ニ相當スル金額及百二十圓ヲ加ヘタル額

六 本俸年額三百圓ヲ超エ三百六十圓ヲ超エサルモノ
其ノ年額ニ三百圓ヲ加ヘタル額

七 本俸年額三百圓以下ノモノ
其ノ年額ノ二倍ニ相當スル金額

大正九年七月三十一日現在ニ於テ休職、非職、待命中ノ者ニ付テハ其ノ在職最終ノ本俸ニ付前項ノ規定ヲ準用ス

經理上ノ必要アル場合ニ於テハ大正十年度限り改正級額以内ニ於テ第二項ノ規定ニ準シ適宜ノ俸給ヲ定メ之ヲ給スルコトヲ得

従前ノ規定ニ依リ一級俸又ハ最高俸ヲ受ケタル在職年數ハ之ヲ本令ニ依ル一級俸又ハ最高俸ヲ受ケタル在職年數ト看做ス但シ従前ノ規定ニ依ル一級俸又ハ最高俸ニ付第二項又ハ前項ノ規定ニ依リ算出シタル金額カ本令ニ依ル改正俸給ノ二級俸以下ナルトキハ此ノ限ニ在ラス

第二項又ハ第四項ノ規定ニ依リ従前ノ規定ニ依ル一級俸又ハ最高俸ヲ増額シタル俸給ヲ受ケタル在職年數ニ付亦前項ニ同シ

従前ノ規定ニ依リ年功加俸ヲ受クル者ハ其ノ本俸トシテ本令ニ依ル一級俸又ハ最高俸ヲ受ケ其ノ年功加俸トシテ従前ノ本俸及年功加俸ノ合計額ニ付第二項ノ規定ニ依リ算出シタル金額ヨリ本令ニ依ル一級俸又ハ最高俸ノ金額ヲ控除シタルモノヲ受ク但シ従前ノ本俸及年功加俸ノ合計額ニ付第二項ノ規定ニ依リ算出シタル金額カ本令ニ依ル一級俸又ハ最高俸以下ナルトキハ本俸トシテ其ノ金額ニ相當スル級俸又ハ俸給ヲ受ケ相當級俸又ハ相當俸給ヲキトキハ其ノ金額ノ俸給ヲ受ク

第二項、第三項及前項ノ規定ニ依ル金額圓位未滿ハ之ヲ圓位ニ滿タシム
明治二十四年勅令第六十五號ハ之ヲ廢止ス

改正俸給ニシテ従前ノ俸給ヲ減額シタルモノニ付テハ本令施行ノ際現ニ其ノ職ニ在ル者ニ限り改正俸給ニ依ラス従前ノ俸給ヲ受ケシム

〔參照〕

第三類 主要參考法令

明治四十三年^{三月二十}八日^{公布}勅令第三百三十四號高等官等俸給令抄錄

第七條 親任式ヲ以テ叙任スル文官ノ俸給ハ別ニ定ムルモノヲ除クノ外左ノ如シ

內閣總理大臣	年俸	一萬二千圓
各省大臣	年俸	八千圓
朝鮮總督	年俸	八千圓
國勢院總裁	年俸	八千圓
臺灣總督	年俸	七千五百圓
關東長官	年俸	七千五百圓
判事	年俸	七千圓
會計檢查院長	年俸	七千圓
行政裁判所長官	年俸	七千圓
樞密院議長	年俸	六千圓
特命全權大使	年俸	六千圓
朝鮮總督府政務總監	年俸	六千圓
樞密院副議長	年俸	五千五百圓
樞密顧問官	年俸	五千五百圓

第八條 勅任文官ノ俸給ハ別ニ定ムルモノヲ除クノ外左ノ如シ

製鐵所長官	年俸	六千圓
帝國大學總長	年俸	五千圓
北海道廳長官	年俸	五千圓
內閣書記官長	年俸	五千圓
法制局長官	年俸	五千圓
拓殖局長官	年俸	五千圓
各省次官	年俸	五千圓
內務技監	年俸	五千圓
海外駐劄財務官	年俸	五千圓
製鐵所技監	年俸	五千圓
臺灣總督府總務長官	年俸	五千圓
警視總監	年俸	五千圓
特命全權公使	年俸	五千圓
大使館參事官	年俸	五千圓
朝鮮總督府各局長	年俸	四千二百圓
朝鮮總督府遞信局長	年俸	三千七百圓

第三類 主要參考法令

第三類 主要參考法令

關東廳事務總長
 官立大學長
 製鐵所次長
 樺太廳長官
 府縣知事
 朝鮮總督府道知事
 賞勳局總裁
 樞密院書記官長
 專賣局長官
 會計檢查院部長
 行政裁判所評定官部長及
九者
 朝鮮總督府醫院長
 朝鮮總督府中樞院書記官長
 關東廳法院判官
 旅順工科學堂學長
 貴族院書記官長
 衆議院書記官長

年俸
 一級 四千五百圓
 二級 四千圓
 三級 三千七百圓

年俸
 四千二百圓

年俸
 一級 四千二百圓
 二級 三千七百圓

各廳技師
 山林技師
 印刷局長
 拓殖局次長
 國勢院部長
 各省局長
 臨時平和條約事務局部長
 理事陸軍省法務
局長及九者
 主理海軍省法務
局長及九者
 辦理公使
 內務監察官
 造幣局長
 維新史料編纂事務局長
 特許局長
 戰時保險局長

年俸
 一級 四千五百圓
 二級 四千圓
 三級 三千七百圓
 四級 三千三百圓

年俸
 三千七百圓

第三類 主要參考法令

爲替貯金局長
 法制局參事官
 各省參事官
 總領事
 臨時議院建築局理事
 稅務監督局長
 專賣局部長
 理事
 千住製絨所長
 主理
 山林事務官
 鑛務署長
 製鐵所理事
 遞信監察官
 遞信局長
 商船學校長
 航路標識管理所長

鐵道局長
 朝鮮總督府各部長
 朝鮮總督府參事官
 朝鮮總督府事務官
 朝鮮總督府營林廠長
 朝鮮總督府平壤鑛業所長
 朝鮮總督府醫院醫官
 臺灣總督府參事官
 臺灣總督府各局長
 臺灣總督府專賣局長
 臺灣總督府營林局長
 臺灣總督府臺北醫院醫長
 臺灣總督府高等商業學校長
 臺灣總督府醫學專門學校長
 關東廳事務官
 關東廳通信管理局長
 關東廳醫院醫長

年

俸

一級	三千七百圓
二級	三千三百圓

第三類 主要參考法令

北海道廳内務部長
陸軍教授 陸軍大學校 教官タル者
海軍教授 海軍大學校 教官タル者
検査官
行政裁判所評定官

年俸		
一級	三千七百圓	一級
二級	三千三百圓	二級
三級	三千圓	三級

判事
検事

年俸		
一級	六千圓	一級
二級	五千圓	二級
三級	四千二百圓	三級
四級	三千七百圓	四級
五級	三千三百圓	五級
六級	三千圓	六級

朝鮮總督府判事
朝鮮總督府検事
臺灣總督府法院判官
臺灣總督府法院檢察官

年俸		
一級	五千圓	一級
二級	四千二百圓	二級
三級	三千七百圓	三級
四級	三千三百圓	四級
五級	三千圓	五級

第十三條 別表第二表第一號ニ依ル官ノ官等ハ高等官三等乃至七等、同第二號ニ依ルモノハ高等

官四等乃至八等、同第三號ニ依ルモノハ高等官五等乃至八等、同第四號ニ依ルモノハ高等官六等以下、同第五號ニ依ルモノハ高等官三等以下トス

明治三十六年^{十二月二十三日公布}勅令第二百八十五號^{初級官等ノ制限ヲ受ケザル高等文官他ノ抄録}

第一條 本令ニ於テ特別文官ト稱スルハ高等官官等俸給令第七條ニ依ル初級官等ノ制限ヲ受ケザル高等文官ヲ謂フ

第二條 特別文官他ノ高等文官ト爲ル場合ノ官等ハ前ニ他ノ高等文官タラサリシ者ニ付テハ高等官六等以下トシ前ニ他ノ高等文官タリシ者ニ付テハ前官等以下トス但シ前官等七等以下ナルトキハ陞シテ六等ニ至ルコトヲ得

第三條 前條ノ場合ニ於テハ特別文官在職年數滿二年ニ對シテ一等ヲ陞叙スルコトヲ得
前ニ他ノ高等文官タリシ者前條ノ場合ニ該當スルトキハ其ノ前官等七等以下ノ場合ヲ除クノ外其ノ官等在職年數ヲ特別文官在職年數ニ通算シテ前項ノ規定ヲ適用ス但シ前ノ他ノ高等文官在職滿二年以上ナルトキハ其ノ在職年數ハ二年トシ特別文官在職年數ニ通算ス
前二項ノ在職年數ニシテ特別文官ヨリ他ノ高等文官ト爲ル際陞叙ノ爲算用セラレサルモノハ新ニ叙セラレタル官等ノ陞叙年數ニ通算ス但シ前ノ他ノ高等文官ノ官等以上ニ叙セラレサルトキハ此ノ限ニ在ラス

●判任官俸給令中改正(増俸) 大正九年八月十八日 勅令第二百五十八號

第三類 主要參考法令

朕判任官俸給令中改正ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム(總理、大)
判任官俸給令中左ノ通改正ス

第四條中「百二十圓」ヲ「二百圓」ニ改ム(舊條文ヲ後ニ掲ク以下同シ)

第五條中「四十圓」ヲ「七十五圓」ニ改ム

第七條中「八圓」ヲ「二十圓」ニ、「九級俸」ヲ「八級俸」ニ改ム

第八條及第十條中「十二圓以上五十圓以下」ヲ「二十五圓以上八十五圓以下」ニ改ム

第九條中「二十圓以上五十圓以下」ヲ「四十圓以上八十五圓以下」ニ改ム

第十一條中「十圓以上五十圓以下」ヲ「二十圓以上八十五圓以下」ニ改ム

第十二條中「五圓」ヲ「十圓」ニ改ム

(別表)

級	俸	月	額
一級	俸	百	六十圓
二級	俸	百	三十五圓
三級	俸	百	十五圓
級	俸	百	十圓

五級	俸	八	十五圓
六級	俸	七	十五圓
七級	俸	六	十五圓
八級	俸	五	十五圓
九級	俸	五	十圓
十級	俸	四	十五圓
十一級	俸	四	十圓

附則

本令ハ大正九年八月分ヨリ之ヲ適用ス

大正九年勅令第二百五十七號附則第二項乃至第六項及第八項ノ規定ハ従前ノ規定ニ依リ俸給ヲ受クル者ニ付之ヲ準用ス

従前ノ規定ニ依ル五級俸以上ノ各級ニ於テ經過シタル在職年數ハ之ヲ改正俸給ノ五級俸以上各級ニ於ケル在職年數ト看做ス

従前ノ規定ニ依ル五級俸以上ヲ受クル者第二項ノ規定ニ依リ改正級俸ニ相當セサル俸給ヲ受クルト

キハ従前ノ級俸ト同等ノ改正級俸ヲ受クルモノト看做ス
 前項ノ規定ハ五級俸以上ニ於テ級俸ニ相當セサル俸給ヲ受クル者ノ級俸ニ付之ヲ準用ス
 第八條乃至第十一條ニ掲クル判任文官ノ従前ノ規定ニ依ル最上級俸ヲ受ケタル在職年數ハ之ヲ改正
 俸給ノ最上級俸ヲ受ケタル在職年數ト看做ス
 判任官俸給令附則ヲ削ル

明治二十四年勅令第八十三號判任官俸給令ノ例ニ依リ五級俸以上ノ俸給ヲ受クル地方稅支辨ニ屬ス
 ル判任文官ノ級俸ノ對等ニ付テハ前數項ノ規定ニ依ラス左表ノ區分ニ依ル但シ文武判任官等級令ノ
 適用ニ付テハ仍従前ノ等級ヲ保有ス

現 行 俸 給	改 正 俸 給
特 別 俸	一 級 俸
一 級 俸	二 級 俸
二 級 俸	四 級 俸
三 級 俸	五 級 俸
四 級 俸	六 級 俸
五 級 俸	六 級 俸

〔參 照〕

明治四十三年三月二十日勅令第三百三十五號判任官俸給令抄錄

第四條 判任文官ニシテ一級俸ヲ受ケ五年ヲ超エ事務熟練優等ナル者ハ特ニ百二十圓迄ヲ給スル
 コトヲ得

第五條 判任官ノ俸給ハ月俸四十圓未滿ノ者ニ限り級俸ニ拘ラス適宜ノ金額ヲ定メ之ヲ支給スル
 コトヲ得但シ各所定ノ最低俸給額ヲ下ルコトヲ得ス

第七條 警視廳、北海道廳、府縣及監獄判任官並稅務監督局屬、稅務署屬、專賣局書記及朝鮮總督府
 航路標識看守ニハ別表最低額以下八圓迄ノ月俸ヲ給スルコトヲ得但シ港吏、港務醫官補、港務獸
 醫官補、港務藥劑手及府縣通譯ハ此ノ限ニ在ラス

道廳及府縣視學ノ月俸ハ別表九級俸以上トス
 第八條 稅關監吏、朝鮮總督府稅關監吏、臺灣總督府稅關監吏、臺灣總督府廳稅務吏及樺太廳稅務
 吏ノ月俸ハ十二圓以上五十圓以下トス

第九條 外務省警部補、警部補、朝鮮總督府道警部補、臺灣總督府警部補、關東廳警部補及樺太廳警
 部補ノ月俸ハ二十圓以上五十圓以下トス

第十條 森林主事、朝鮮總督府道森林主事、樺太廳森林主事、北海道廳森林主事及臺灣總督府廳林
 務手ノ月俸ハ十二圓以上五十圓以下トス

第十一條 左ニ掲クル者ノ月俸ハ十圓以上五十圓以下トス

第三類 主要參考法令

爲替貯金局書記補
 遞信局書記補
 通信書記補
 朝鮮總督府遞信書記補
 臺灣總督府通信手
 關東廳遞信書記補
 樺太廳通信書記補

第十二條 前四條ノ判任文官最上級俸ヲ受ケ三年ヲ超エ事務練熟優等ナル者ハ特ニ月額五圓以內ヲ加給スルコトヲ得

(別表)

級	俵	月	額
一級	俸	九	十五圓
二級	俸	七	十五圓
三級	俸	六	十五圓
四級	俸	五	十五圓

●陸軍給與令中改正(增俸)

大正九年八月十九日
 勅令第二百六十四號

朕陸軍給與令中改正ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム
 陸軍給與令中左ノ通改正ス(總理陸軍大臣副署)

五級	俸	五	十五圓
六級	俸	四	十五圓
七級	紙俸	四	十五圓
八級	俸	三	十五圓
九級	俸	三	十五圓
十級	俸	二	十五圓
十一級	俸	二	十五圓

第一表 俸給

第三類 主要參考法令

同少相當	同中相當	同大相當			同少相當	同中相當	同大相當	同少相當	司中相當	大	區	分	年	額	區	分	年	額
		官尉	官尉	官尉														
官尉	官尉	官尉	官尉	官尉	官尉	官尉	官尉	官尉	官尉	官尉	將	將	將	將	將	將	將	將
八百五十圓	千二百圓	千二百圓	千六百圓	千八百圓	二千圓	二千六百圓	三千六百圓	四千六百圓	五千六百圓	六千五百圓	七千五百圓	准	准	准	准	准	准	准
准	准	准	准	准	准	准	准	准	准	准	准	准	准	准	准	准	准	准
士官	士官	士官	士官	士官	士官	士官	士官	士官	士官	士官	樂長	樂長	樂長	樂長	樂長	樂長	樂長	樂長
三等	二等	一等	二等	三等	二等	一等	二等	一等	二等	一等	二等	二等	一等	二等	一等	二等	一等	二等
八百四十圓	九百圓	九百六十圓	千二百圓	千二百四十圓	千三百二十圓	千四百四十圓	千五百六十圓	千六百八十圓	千八百四十圓	千二百圓	千二百圓	千二百圓	千二百圓	千二百圓	千二百圓	千二百圓	千二百圓	千二百圓

備考

一 參謀總長又ハ教育總監ノ職ニ在ル中將ノ俸給ハ年額六千八百圓トス

二 聯隊長又ハ獨立隊長ノ職ニ在ル佐官ニハ月額二十圓以内ヲ加給ス其ノ定額及支給區分ハ陸軍大臣之ヲ定ム

三 特務曹長ヨリ准尉ニ任セラレタル者、准尉ヨリ中尉若ハ少尉ニ任セラレタル者又ハ准尉ヨリ少尉ニ任シ更ニ中尉ニ任セラレタル者其ノ新ニ受クヘキ俸給額從前ノ額ヨリ少キトキハ從前ノ額ヲ給ス

第三表甲ヲ左ノ如ク改メ第三表乙ヲ削ル

第三表 給料				區	分	月	額
曹長		同相當官					
一等	三十九圓	二等	三十四圓	營內居住	營外居住	月	額
三等	三十圓	五等	十圓	營內居住	營外居住	月	額
一等	三十九圓	二等	三十四圓	營內居住	營外居住	月	額
三等	三十圓	五等	十圓	營內居住	營外居住	月	額
一等	三十九圓	二等	三十四圓	營內居住	營外居住	月	額
三等	三十圓	五等	十圓	營內居住	營外居住	月	額

軍曹 同相當官	二等	十八圓四十八圓	上等兵	一等	四圓五十錢
	三等	十五圓四十五圓	司級兵卒	二等	三圓四十錢
	四等	十三圓四十二圓	一、二等兵卒	三等	三圓六十錢
			懲治卒		一圓五十錢

備考
一 豫備役後備役ノ見習士官、見習主計、見習醫官、見習藥劑官又ハ見習獸醫官ノ給料ハ月額十八圓トス
二 豫備役後備役下士兵卒演習召集中ノ給料ハ營内居住ノ額トス

第四表 手當金

區	分	月	額	區	分	月	額
士官候補生(見習士官ヲ除ク)	主計候補生(見習主計ヲ除ク)	七圓二十錢		衛生部依託生	衛生部依託生	二十二圓五十錢	
見習主計	見習主計	十八圓		獸醫部依託生	獸醫部依託生		
見習藥劑官	見習藥劑官	十八圓		陸地測量部修技所生徒	陸地測量部修技所生徒		
見習醫官	見習醫官	十八圓		砲兵工科學校生徒	砲兵工科學校生徒		
見習獸醫官	見習獸醫官	十八圓		戶山學校軍樂生徒	戶山學校軍樂生徒		三圓六十錢
衛生部依託學生	衛生部依託學生	三十圓					
獸醫部依託學生	獸醫部依託學生	三十圓					
醫事試驗依託學生	醫事試驗依託學生	三十圓					

附則

本令ハ大正九年八月一日以後ノ給與ニ付之ヲ適用ス
大正九年八月一日現役ニ在ル大將ノ俸給ハ年額七千八百圓、同中將ノ俸給ハ年額六千八百圓トス但シ待命中ノ者ハ其ノ十分ノ八、休職中ノ者ハ其ノ十分ノ六、停職中ノ者ハ其ノ十分ノ三トス

海軍給與令中改正(增俸)

大正九年八月十九日勅令第二百七十六號
朕海軍給與令中改正ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム
海軍給與令中左ノ通改正ス(總理、海軍大臣副署)

第一表 軍人俸給表

士						官							
大將	各科中將	各科少將	各科大佐	各科中佐	各科少佐	各科特務大尉一級	各科特務中尉一級	各科特務少尉一級	同二級	一等下士	二等下士	官一級	同二級
七、五〇〇〇〇	六、五〇〇〇〇	五、六〇〇〇〇	四、六〇〇〇〇	三、六〇〇〇〇	二、六〇〇〇〇	二、二九〇〇〇	一、九一〇〇〇	一、六〇〇〇〇	一、四八〇〇〇	一八二〇	一六〇〇	一三七〇	一一四〇
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	一四六〇	一二九〇	一一〇〇	九二〇
甲額	乙額	甲額	乙額	甲額	乙額	甲額	乙額	甲額	乙額	九〇〇	七六〇	九〇〇	七二〇

官					兵								
各科大尉 一級	同 二級	同 三級	各科中尉 一級	同 二級	各科少尉	候 補 生	准士官一級	同 二級	一等兵	二等兵	三等兵	四等兵	三等下士 官一級
二、一〇〇〇〇	一、八〇〇〇〇	一、六〇〇〇〇	一、二〇〇〇〇	一、〇二〇〇〇	八五〇〇〇	六七〇〇〇	一、二六〇〇〇	一、一五〇〇〇	五〇〇	四〇〇	三五〇	一七〇	七六〇
							一、〇四三〇〇	一、〇〇〇	五〇〇	四〇〇	二八〇	一三〇	六一〇
							九三〇〇〇						

- 一 中將ニシテ軍令部長ノ職ニ在ルモノニハ年俸七千三百圓ヲ給ス
- 二 中將ニシテ横須賀、吳又ハ佐世保ノ鎮守府司令長官ノ職ニ在ルモノニハ特ニ年俸七千圓迄増給スルコトヲ得
- 三 大佐ニシテ二萬五千噸以上ノ戰艦又ハ巡洋戰艦ノ艦長ノ職ニ在ルモノ及各科大佐タルコト五年以上ニシテ重要ナル職ニ在ル者ニハ特ニ年俸五千百圓ヲ給スルコトヲ得

(其他略)

附 則

本令ハ大正九年八月一日ヨリ之ヲ施行ス

● 戰役事變功勞者金品賜與方改正

大正八年十二月十三日 勅令第四百九十二號

朕明治二十八年勅令第百十五號戰役若ハ事變ニ際シ功勞アル者ニ一時限り金圓ヲ賜與スルノ件改正ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム(總理大臣副署)
 戰役又ハ事變ニ際シ功勞アル者ニハ一時賜金又ハ金銀木杯若ハ錦地ヲ賜與スルコトヲ得
 附 則
 本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

[參 照]

明治二十八年勅令第百十五號ハ恩九〇一頁

● 航空勤務者保護賜金令

大正八年八月十三日 勅令第三百七十一號

朕航空勤務者保護賜金令ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム(總理、海軍、陸軍大臣副署)
 航空勤務者保護賜金令
 第一條 軍用ノ航空機ニ乗シ航空勤務ニ從事スル者自己ノ重大ナル過失ニ因ルニ非スシテ勤務中死歿シ又ハ傷疾ヲ受ケテ之カ爲該傷疾ヲ受ケタル日ヨリ三年内ニ死歿シ若ハ不具癡疾ト爲リタルトキハ當分ノ内大正二年勅令第百九號ニ依ル一時賜金ノ外別表ノ區分ニ從ヒ保護賜金ヲ賜與ス但シ不具癡疾者保護賜金ヲ受ケタル後死歿シタル場合ニ於テハ其ノ受ケタル金額別表ノ死歿者保護賜金

ノ額ニ達セサル者ニ限り其ノ差額ニ相當スル金額ヲ死政者保護賜金トシテ賜與ス
 第二條 大正二年勅令第九號第二條乃至第五條、第六條ノ二及第七條ノ規定ハ前條保護賜金ノ賜與ニ關シ之ヲ準用ス

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本令ハ大正七年十一月十九日以後ノ死傷者ニ之ヲ適用ス

(別表)

身分	死政者保護賜金		不具癡疾者保護賜金	
	終身自用ヲ辨スルコト能ハサル者	終身業務ヲ營ムコト能ハサル者	其ノ他ノ者	其ノ他ノ者
高等官及同待遇者並海軍候補生見習士官並判任官一等及同待遇者	一〇、〇〇〇 ^四	一〇、〇〇〇 ^四	六、〇〇〇 ^四	四、四〇〇 ^四
判任官二等以下及同待遇者並兵卒、雇員、傭人及職工	五、〇〇〇	五、〇〇〇	三、三〇〇	二、二〇〇
	三、〇〇〇	三、〇〇〇	二、〇〇〇	一、三〇〇

【參照】

大正二年^{二月二十}勅令第九號抄錄

第一條 軍用ノ飛行機又ハ氣球ニ乘シ航空演習ニ從事スル者自己ノ重大ナル遇失ニ因ルニ非スシ

テ演習中死亡シ又ハ傷痍ヲ受ケ不具癡疾ト爲リタルトキハ本令ニ依リ別表ノ一時賜金ヲ給ス該傷痍ニ因リ三年以内ニ死亡シタル者不具癡疾ノ爲一時賜金ヲ受ケサルトキ亦同シ

第二條 本人死亡ノ後ニ於テ給スヘキ一時賜金ハ之ヲ其ノ遺族ニ給ス

前項遺族ト稱スルハ寡婦、子、父母、祖父母、兄弟及姉妹ニシテ本人死亡當時ヨリ引續キ同一戸籍内ニ在ル者ヲ謂フ本人死亡後出生シタル嫡出ノ子ハ死亡ノ當時其ノ家ニ在ル者ト看做ス

第三條 一時賜金ヲ受クヘキ遺族ノ順位ハ前條第二項ニ掲ケタル順序ニ依リ同順序内ニアリテ男ハ女ニ先チ長ハ幼ニ先ツ但シ死亡者ノ家督相續人ハ同順序内ニ在リテハ最先トス

第四條 第二條ノ遺族ナキ場合ニ於テハ本人死亡ノ當時實家ニ在ル實父母、死亡者ノ家督相續人、本人死亡當時ニ於ケル戸主ノ順位ニ依リ別表金額ノ二分ノ一ヲ給スルコトヲ得

第五條 一時賜金ハ第一條ノ規定ニ依リ之ヲ受クヘキ事由ノ生シタル日ヨリ二年以内ニ請求セザルトキハ之ヲ受クルノ資格ヲ失フ

第六條 不具癡疾ノ爲受クヘキ一時賜金ハ軍人又ハ文官ニ非サル者ニ限り之ヲ給ス

第六條ノ二 前數條ノ規定ハ軍事上ノ必要ニ依リ軍用ニ非サル飛行機又ハ氣球ニ乘シ死傷シタル者ニ之ヲ準用ス

第七條 本令ニ依リ一時賜金ヲ受ケタル事由ニ對シテハ朝鮮臺灣滿洲樺太並在外陸海軍雇員傭人死傷手當金給與規則、各廳技術工藝ノ者就業上死傷手當内規又ハ官役職工人夫扶助令ニ依ル手當金又ハ扶助金ハ之ヲ給セス

●航空演習者一時賜金給與方改正

大正八年八月十三日 勅令第三百七十二號

朕大正二年勅令第九號軍用ノ飛行機又ハ氣球ニ乗シ航空演習ニ從事スル者ニ一時賜金ヲ給與スルノ件中改正ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム(總理、海軍、陸軍大臣署名)
 大正二年勅令第九號中左ノ通改正ス
 「飛行機又ハ氣球」ヲ「航空機」ニ改ム
 第七條中「官役職工人夫扶助命令」ヲ「傭人扶助令」ニ改ム
 別表ヲ左ノ如ク改ム
 (別表)

死亡者一時賜金		親任		身分		金額	
高等	官三	親任	官	陸軍上等兵、海軍二等卒以上	陸軍上等兵、海軍二等卒以上	一、〇〇〇	一、〇〇〇
高等	官二	親任	官	曹長、海軍一等下士、判任文官二等	曹長、海軍一等下士、判任文官二等	一、〇〇〇	一、〇〇〇
高等	官一	親任	官	軍曹、海軍二等下士、判任文官三等	軍曹、海軍二等下士、判任文官三等	九、〇〇〇	一、四〇〇
高等	官三	親任	官	給料月額(十日分)六十五圓以上	給料月額(十日分)六十五圓以上	八、〇〇〇	一、三〇〇
高等	官三	親任	官	伍長、海軍三等下士、判任文官四等	伍長、海軍三等下士、判任文官四等	七、〇〇〇	一、一〇〇
高等	官三	親任	官	給料月額(十日分)三十五圓以上	給料月額(十日分)三十五圓以上	七、〇〇〇	一、一〇〇
高等	官三	親任	官	海軍一等卒	海軍一等卒	七、〇〇〇	一、一〇〇

不具癡疾一時賜金		身分		金額	
高等	官四	陸軍上等兵、海軍二等卒以上	陸軍上等兵、海軍二等卒以上	六、〇〇〇	一、〇〇〇
高等	官五	陸軍一等卒、海軍三等卒	陸軍一等卒、海軍三等卒	五、〇〇〇	九〇〇
高等	官六	陸軍二等卒、海軍四等卒	陸軍二等卒、海軍四等卒	四、〇〇〇	八〇〇
高等	官七	海軍五等卒	海軍五等卒	三、〇〇〇	七〇〇
高等	官八	海軍候補生	海軍候補生	二、〇〇〇	六〇〇
准士官、見習士官、判任文官一等	給料月額(十日分)九十五圓以上	給料月額(十日分)九十五圓以上	給料月額(十日分)九十五圓以上	一、八〇〇	

終身自用ヲ辦スルコト能ハサル者		終身業務ヲ營ムコト能ハサル者		其ノ他ノ者	
給料月額(十日分)百二十五圓以上	一、七〇〇	給料月額(十日分)百二十五圓以上	一、六〇〇	給料月額(十日分)百二十五圓以上	一、二五〇
給料月額(十日分)九十五圓以上	一、四〇〇	給料月額(十日分)九十五圓以上	一、三〇〇	給料月額(十日分)九十五圓以上	一、〇四〇
給料月額(十日分)六十五圓以上	一、一〇〇	給料月額(十日分)六十五圓以上	一、〇〇〇	給料月額(十日分)六十五圓以上	八〇〇
給料月額(十日分)四十五圓以上	八五〇	給料月額(十日分)四十五圓以上	七〇〇	給料月額(十日分)四十五圓以上	五五〇

給料月額(日給三十分)	三十五圓以上	六四〇	五〇〇	四〇〇
給料月額(日給三十分)	二十圓以上	五〇〇	四〇〇	三〇〇
給料月額(日給三十分)	十六圓以上	二五〇	二六五	二三〇
給料月額(日給三十分)	十二圓以上	三三五	二五五	二〇〇
給料月額(日給三十分)	十二圓未滿	二九〇	二四〇	一七〇

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本令ハ大正七年十一月十九日以後ノ死傷者ニ之ヲ適用ス

〔參照〕

大正二年勅令第九號ハ前令附載

●潜水艇勤務者一時賜金給與方中改正

大正八年八月十三日
勅令第三百七十三號

朕大正二年勅令第十一號潜水艇ニ在リテ勤務スル者ニ一時賜金ヲ給與スルノ件中改正ノ件ヲ裁可シ
茲ニ之ヲ公布セシム
(總理、海軍大臣閣下)
大正二年勅令第十一號中左ノ通改正ス

第一條中「潜水艇」ヲ「潜水艦」ニ、「艇」ヲ「艦」ニ改ム
別表ヲ左ノ如ク改ム

(別表)

死亡者一時賜金		身 分		金額
親 任 官	一 等 官	一 等 下 士	判 任 文 官 二 等 上	一、六〇〇
高 等 官	一 等 官	二 等 下 士	判 任 文 官 三 等 上	一、四〇〇
高 等 官	二 等 官	三 等 下 士	判 任 文 官 四 等 上	一、二〇〇
高 等 官	三 等 官	一 等 卒		一、一〇〇
高 等 官	四 等 官	二 等 卒		一、〇〇〇
高 等 官	五 等 官	三 等 卒		九〇〇
高 等 官	六 等 官	四 等 卒		八〇〇

身分	區分	終身自用ヲ辨スルコト能ハサルモノ		終身業務ヲ營ムコト能ハサル者		其ノ他ノ者	
		給料月額(日給三十分)	給料月額(日給三十分)	給料月額(日給三十分)	給料月額(日給三十分)	給料月額(日給三十分)	給料月額(日給三十分)
高等官	七等	三、〇〇〇圓	給料月額(日給三十分) 十等	十二圓以上	卒	七〇〇	
高等官	八等	二、〇〇〇	給料月額(日給三十分) 十一等	十二圓未滿		六〇〇	
准士官	判任文官一等	一、八〇〇					
不具癡疾者一時賜金							
身分	區分	給料月額(日給三十分)	給料月額(日給三十分)	給料月額(日給三十分)	給料月額(日給三十分)	給料月額(日給三十分)	給料月額(日給三十分)
		百二十五圓以上	一、七〇〇圓	一、六〇〇圓	一、二五〇圓以下		
		九十五圓以上	一、四〇〇	一、三〇〇	一、〇四〇		
		六十五圓以上	一、一〇〇	一、〇〇〇	八〇〇		
		四十五圓以上	八五〇	七〇〇	五五〇		
		三十五圓以上	六四〇	五〇〇	四〇〇		
		二十圓以上	五〇〇	四〇〇	三〇〇		
		十六圓以上	三五〇	二六五	二三〇		

給料月額(日給三十分)	給料月額(日給三十分)	給料月額(日給三十分)	給料月額(日給三十分)
十二圓以上	三三五	二五五	二〇〇
十二圓未滿	二九〇	二四〇	一七〇

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

〔參照〕

大正二年勅令第十一號ハ恩九五頁

●大正二年勅令第九號及大正八年勅令第三百七十一號ニ依ル賜金賜與手續(陸軍)

大正八年八月十三日 陸軍省令第二十三號

大正二年勅令第九號及大正八年勅令第三百七十一號ニ依ル賜金與手續左ノ通之ヲ定ム

- 第一條 陸軍所管ノ者又ハ其ノ遺族ニシテ大正二年勅令第九號ニ依ル一時賜金又ハ大正八年勅令第三百七十一號ニ依ル保護賜金ヲ受ケムトスルトキハ請求書(尋常ヨリ請求スル場合ニ於テ同一戸籍内ニ父、母、祖父、ニ左ニ掲タル書類ヲ添ヘ死歿シ又ハ傷痕ヲ受ケタル當時ノ所屬部隊長ヲ經テ陸軍大臣ニ差出スヘシ)
- 一 死歿シタル場合ニ在リテハ航空勤務中死歿シ又ハ傷痕ヲ受ケタルコトヲ證明スヘキ書類、死亡診斷書(死體檢案書)及航空者ノ死亡ヲ登記シタル戸籍謄本